

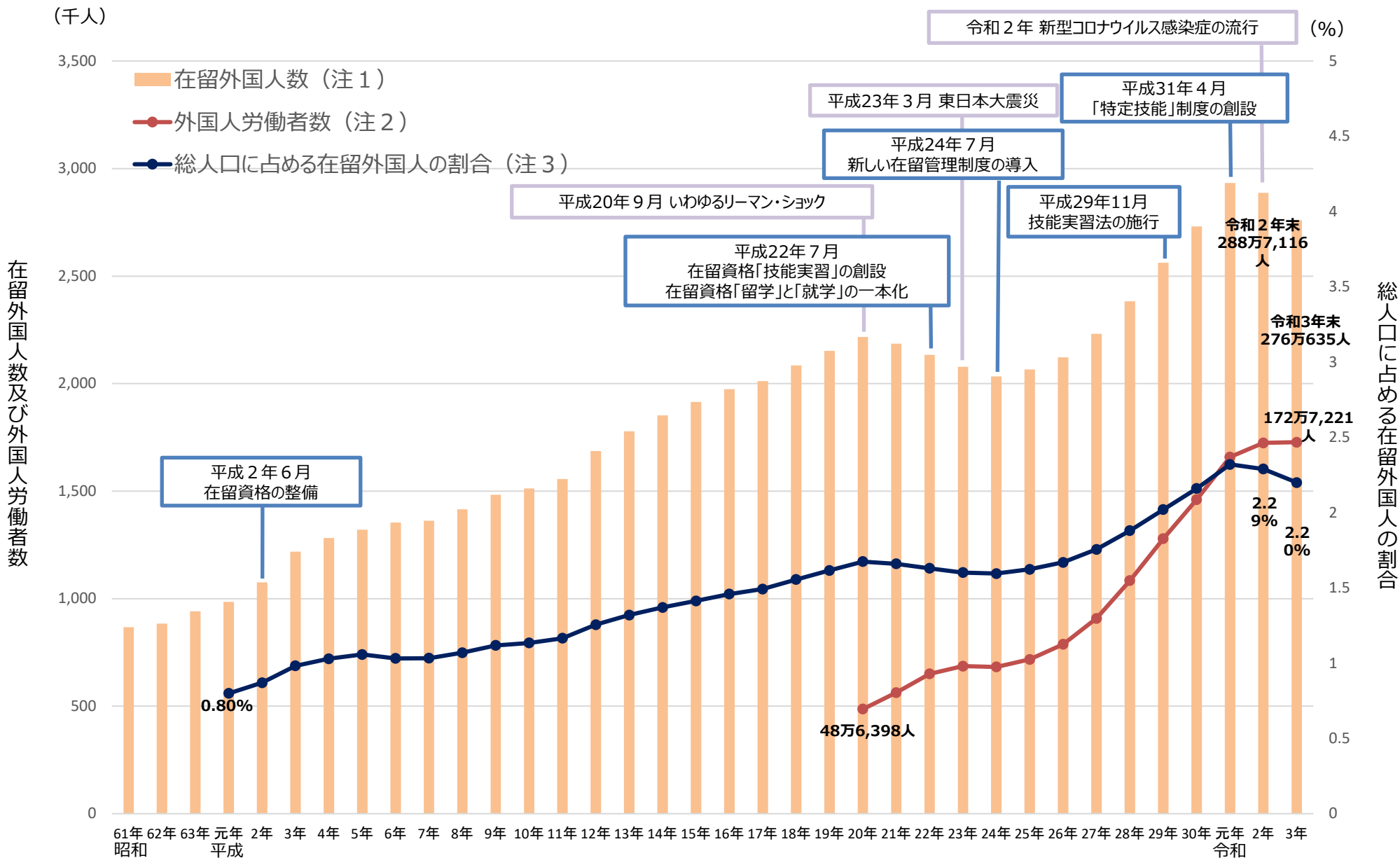
日本語教育関係 参考データ集

- 日本語教育の学習者／機関／教師等…………… 4
- 日本語教育における養成・研修関係…………… 33
- 地域における日本語教育関係……………41
- 日本語教育に係る各種提言 ……………47

令和4年12月
文化庁国語課

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

(出典) 出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」



在留外国人数及び外国人労働者数

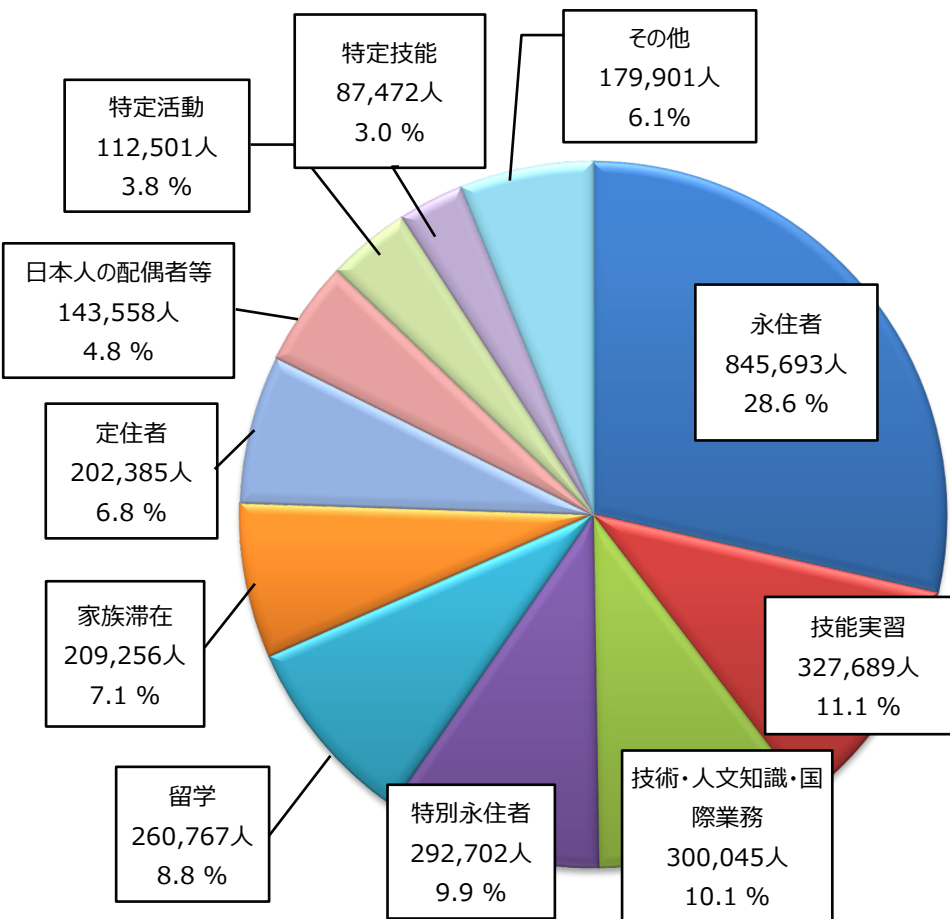
総人口に占める在留外国人の割合

(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)。
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

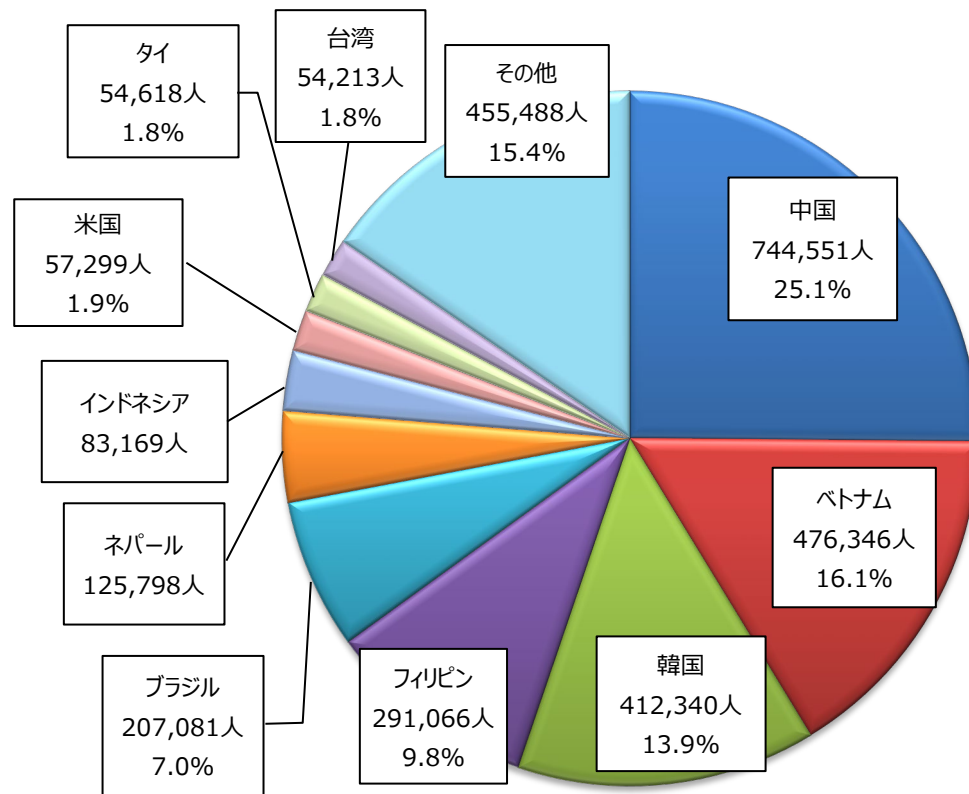
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳 (令和4年6月末)

在留外国人数 (総数) 296万1,969人

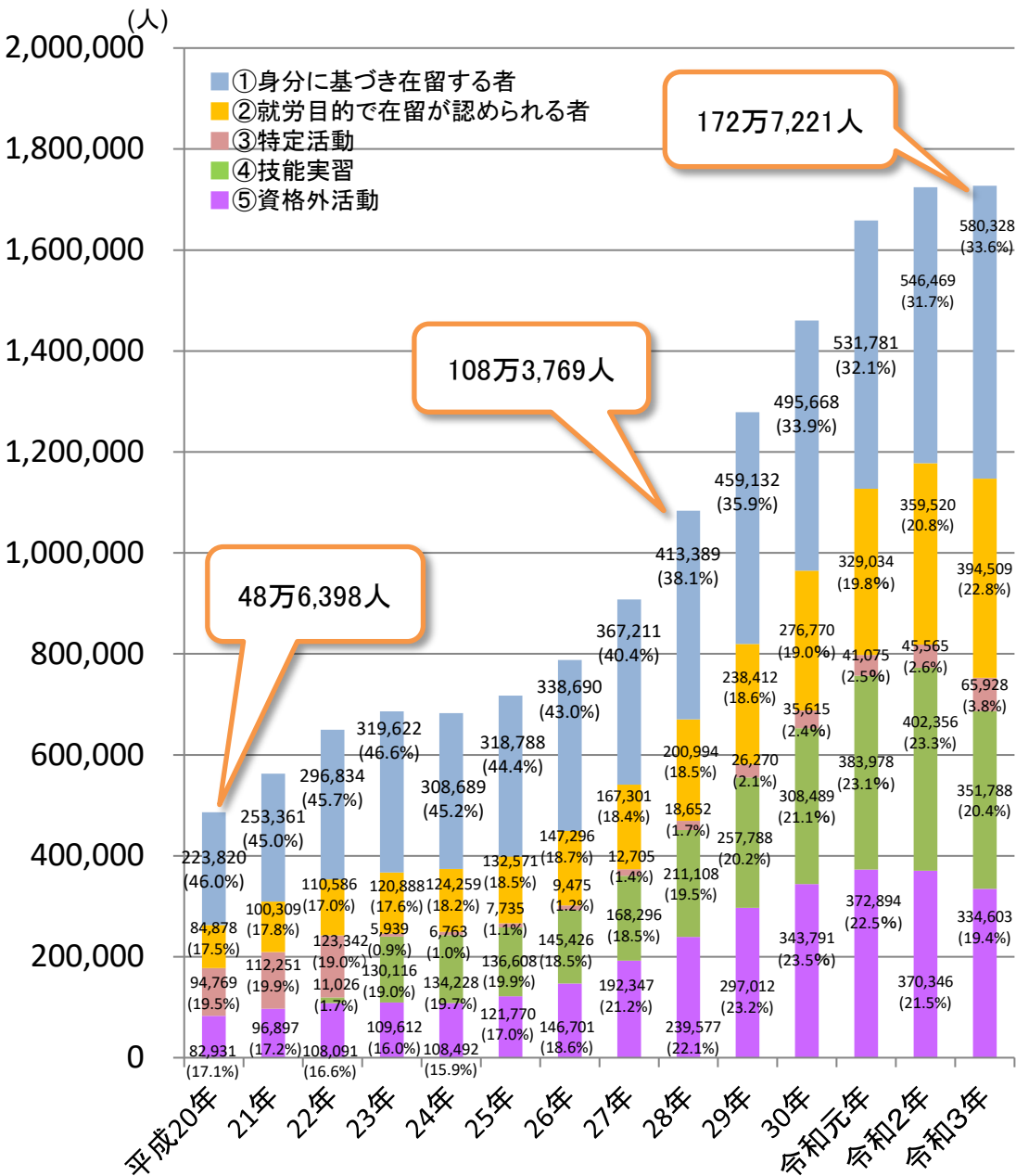
在留資格別



国籍・地域別



外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 **約58.0万人**
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 **約39.5万人**
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 **約6.6万人**
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 **約35.2万人**
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

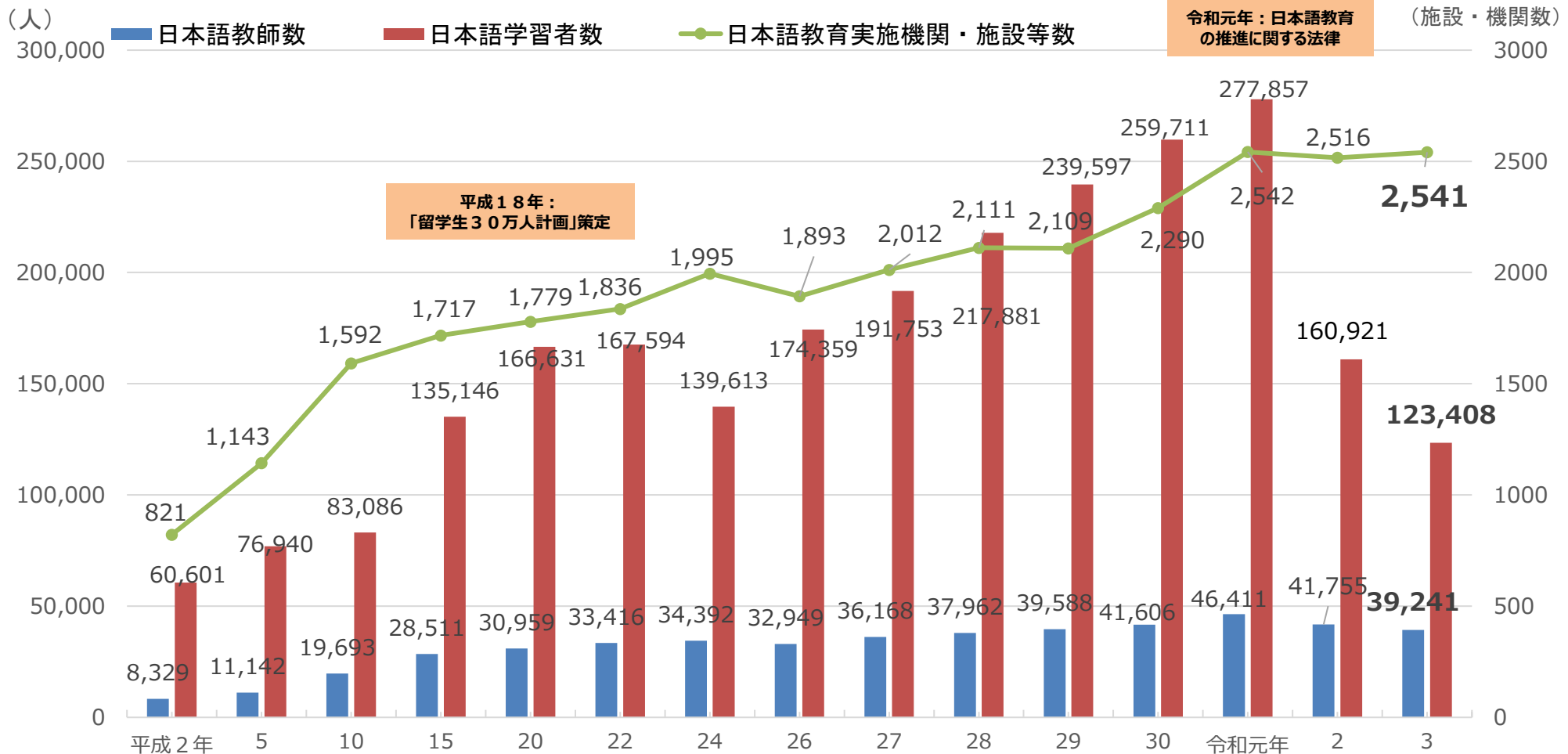
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) **約33.5万人**
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

日本語教育の学習者／機関／教師等

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習者数の内訳（令和3年度）

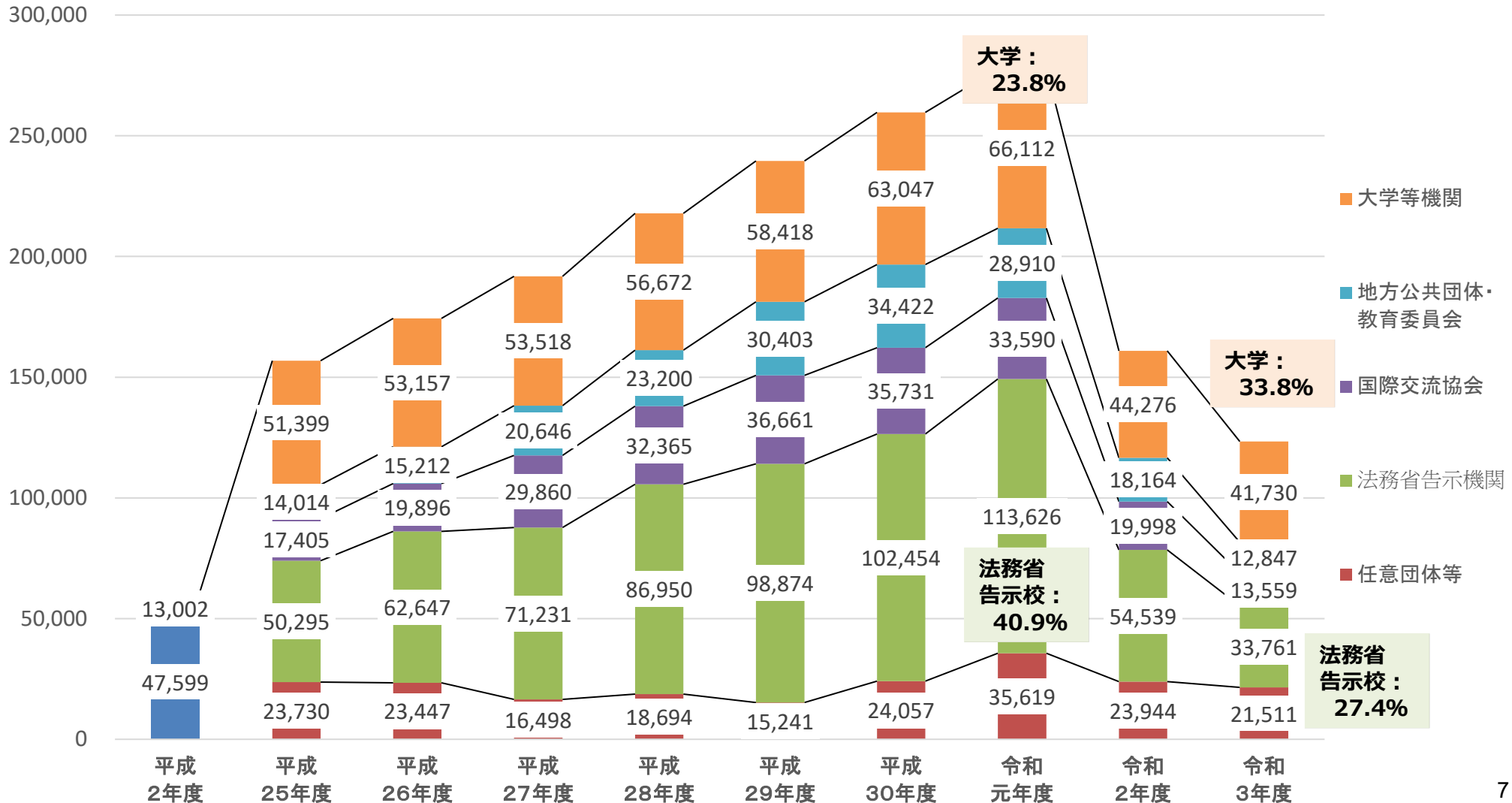
令和3年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	661(26.0%)	11,198(28.5%)	33,761 (27.4%)
大学等機関	531(20.9%)	4,380(11.2%)	41,730 (33.8%)
国際交流協会	339(13.3%)	8,070(20.6%)	13,559 (11.0%)
地方公共団体	255(10.0%)	4,353(11.1%)	7,188 (5.8%)
教育委員会	185(7.3%)	2,351(6.0%)	5,659 (4.6%)
任意団体	414(16.3%)	5,049(12.9%)	9,335 (7.6%)
その他	156(6.1%)	3,840(9.7%)	12,176 (9.9%)
合計	2,541	39,241	123,408

- ・ボランティア 48.0%
- ・非常勤による者 36.3%
- ・常勤による者 15.7%

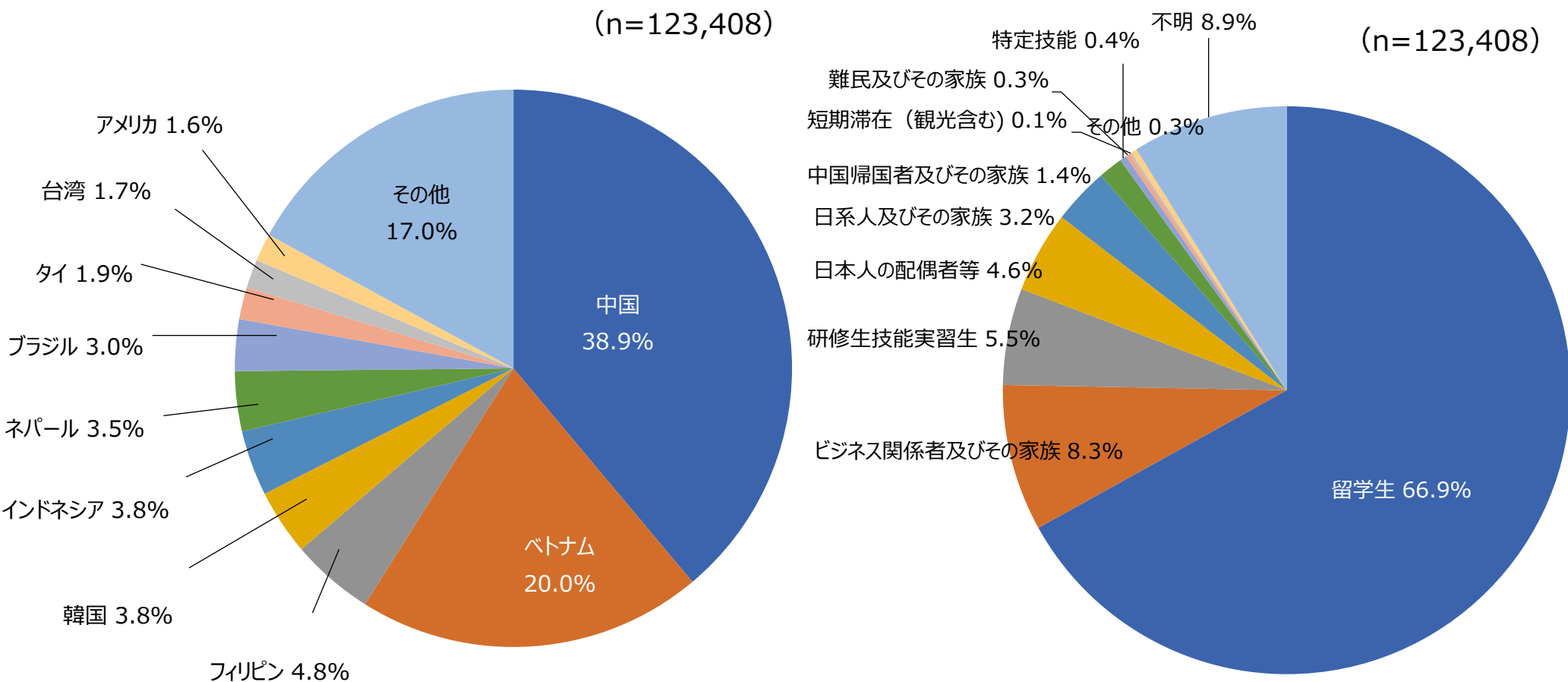
国内の日本語学習者数の推移

○一貫して増加傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少。
令和3年度は、大学等33.8%、法務省告示校27.4%、地方公共団体等10.4%、国際交流協会11.0%、任意団体17.4%であった。



国内の日本語学習者数（国籍比率／属性）

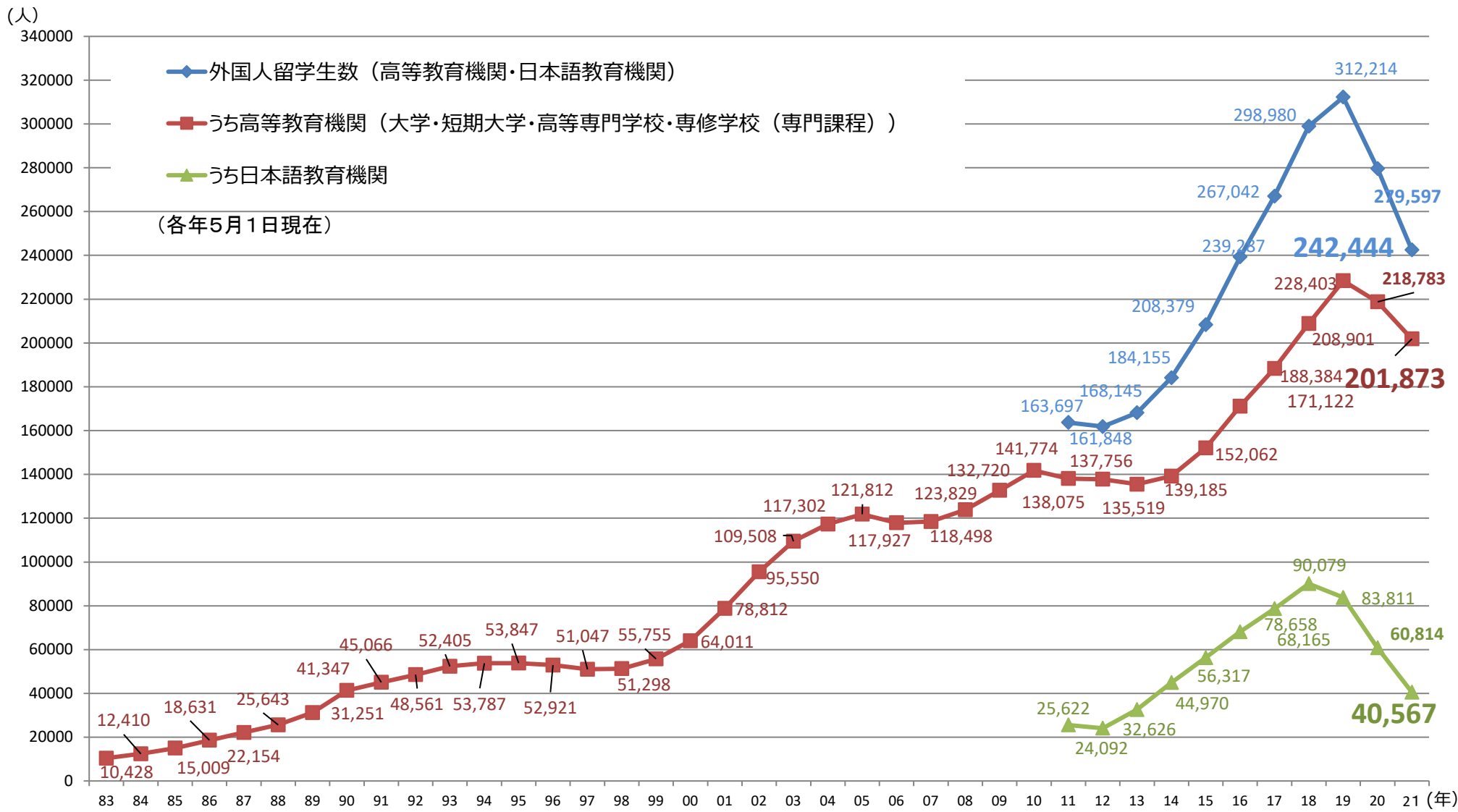
- 約8割をアジア出身者が占めている。中国とベトナムで5割を超えている。
- 日本語学習者は留学生が67%、ビジネス関係者8.3%、技能実習生等5.5%。



外国人留学生数の推移

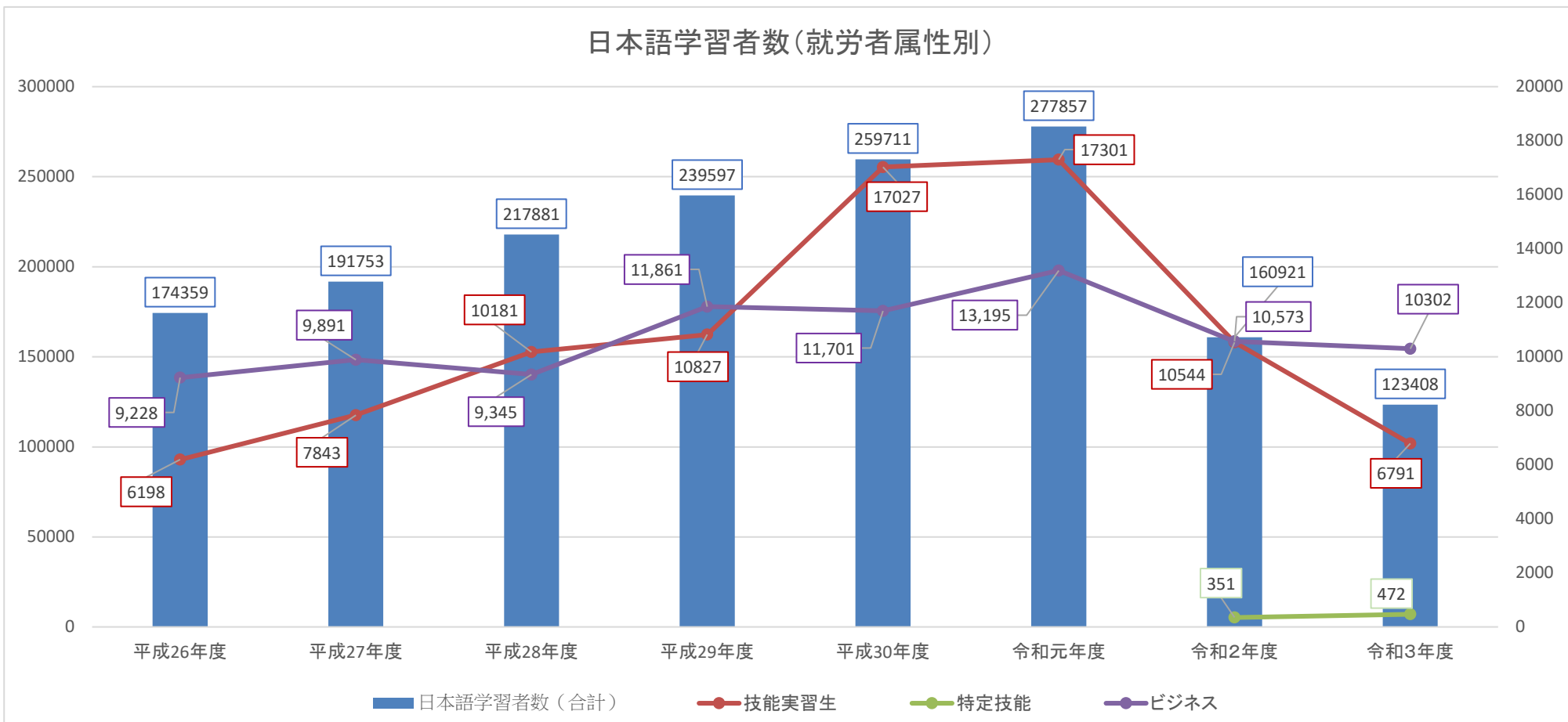
○ 2019年（令和元年）に留学生数30万人を達成。

○ 外国人留学生のうち約2割を日本語教育機関が占める。



機関別日本語学習者数の推移（就労者）

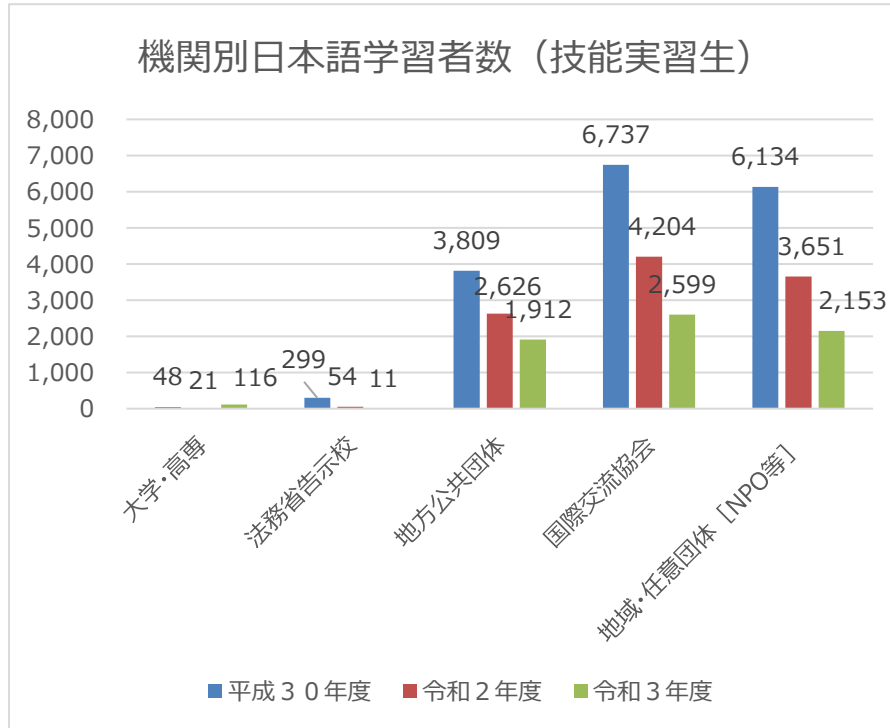
○技能実習生等はコロナ前の令和元年までに約3倍近くまで増加。



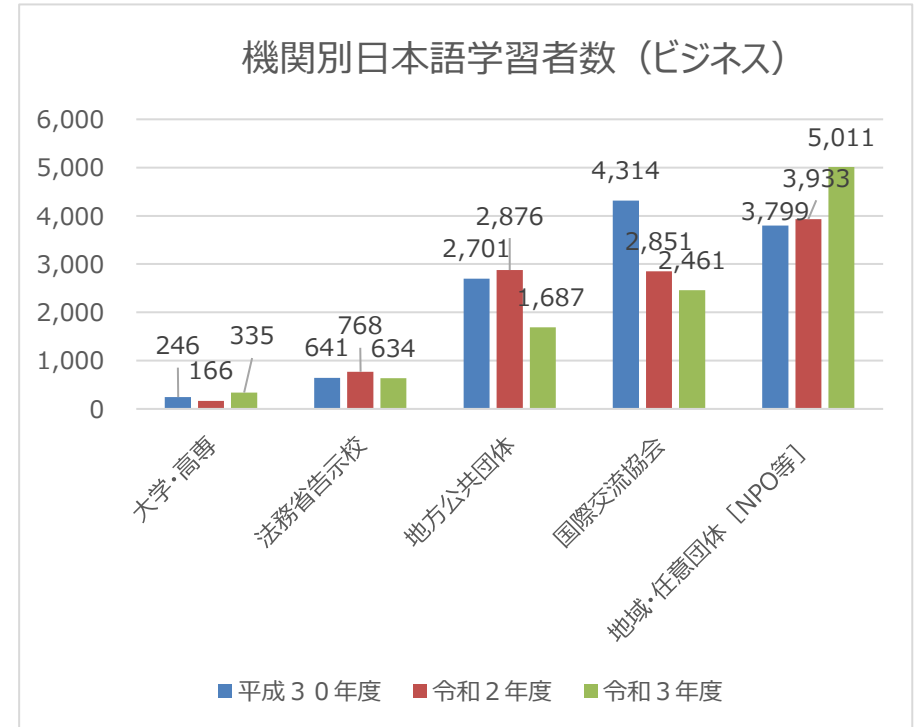
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日本語学習者数（合計）	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302

機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で多くが学習



※カッコ内は機関数



※カッコ内は機関数

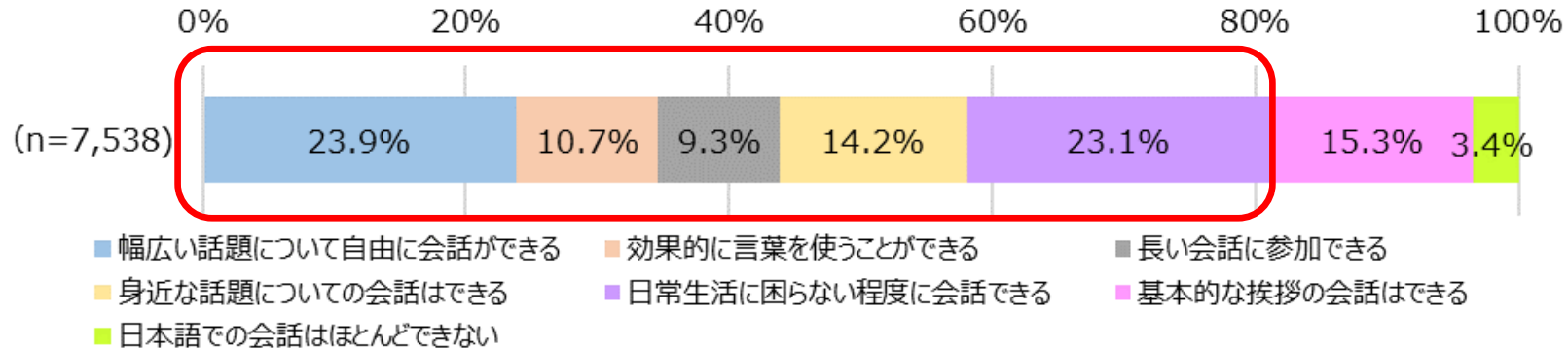
	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)
地方公共団体	3,809(172)	2,626(178)	1,912(131)
国際交流協会	6,737(275)	4,204(215)	2,599(107)
地域・任意団体 [NPO等]	6,134(158)	3,651(43)	2,153(219)

	平成30年度	令和2年度	令和3年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)
法務省告示校	641(114)	768(149)	634(153)
地方公共団体	2,701(204)	2,876(202)	1,687(167)
国際交流協会	4,314(254)	2,851(209)	2,461(194)
地域・任意団体 [NPO等]	3,799(200)	3,933(465)	5,011(327)

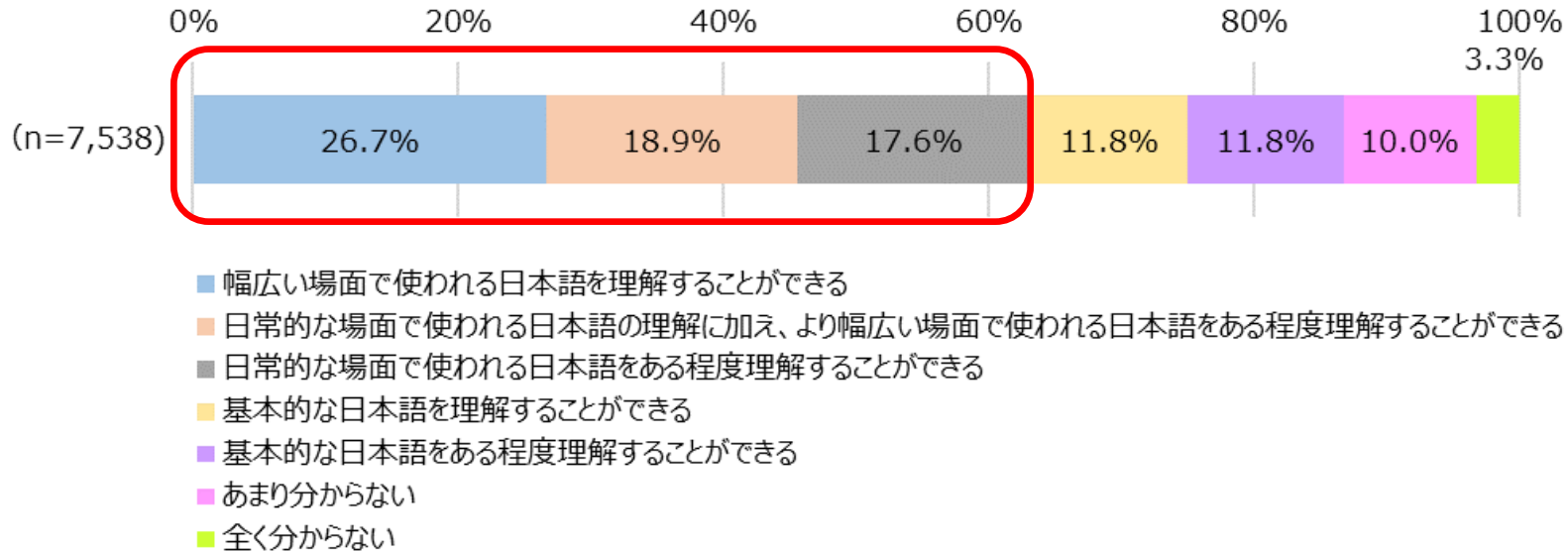
在留外国人の日本語能力（自己評価）

○ 在留外国人の日本語能力について、「話す・聞く」については、「日常生活に困らない程度に会話できる」以上のレベルにある者は8割余りとなっている一方で、「読む」については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」以上のレベルにある者は6割余りに留まる。

○日本語能力（話す・聞く）（単一回答）



○日本語能力（読む）（単一回答）



※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

国籍・地域別の日本語能力（自己評価）

○ 在留外国人の国籍・地域別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」「読む」いずれについても、いわゆる漢字圏の出身者と比較し、**近年増加傾向にある非漢字圏の出身者の能力が低い傾向**にある。

○【国籍・地域別】日本語能力（話す・聞く）（単一回答）

		幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使うことができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話はできる	日常生活に困らない程度に会話できる	基本的な挨拶の会話はできる	日本語での会話はほとんどできない	
全体	(n=7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4	
中国	(n=2,266)	28.5	16.1	10.0	12.8	16.9	12.2	3.4	
ベトナム	(n=1,309)	9.0	6.0	6.5	22.1	32.5	22.2	1.8	
韓国	(n=465)	54.8	11.6	9.5	7.5	13.5	2.8	0.2	
フィリピン	(n=559)	16.1	5.2	8.6	16.3	34.5	15.6	3.8	
ブラジル	(n=903)	19.8	7.3	6.0	8.7	26.9	22.8	8.4	
ネパール	(n=190)	10.5	10.0	11.1	12.1	33.7	19.5	3.2	
インドネシア	(n=178)	12.9	13.5	13.5	20.8	25.3	12.4	1.7	
アメリカ合衆国	(n=209)	33.5	9.1	12.0	12.0	19.1	12.9	1.4	
台湾	(n=261)	45.2	16.9	10.3	12.6	12.6	1.9	0.4	
タイ	(n=97)	17.5	5.2	13.4	16.5	24.7	19.6	3.1	
その他	(n=1,101)	24.1	9.7	11.9	13.9	20.9	15.8	3.7	

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【国籍・地域別】日本語能力（読む）（単一回答）

		幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語をある程度理解することができる	あまり分からない	全く分からない
全体		26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3
中国		45.5	23.7	12.3	4.9	6.4	5.9	1.4
ベトナム		5.7	16.8	29.0	24.6	17.4	4.6	1.8
韓国		60.6	20.2	10.3	2.4	4.5	1.7	0.2
フィリピン		10.2	10.9	20.8	17.5	21.6	15.6	3.4
ブラジル		11.5	9.1	14.1	14.0	13.5	28.3	9.5
ネパール		6.3	30.0	26.8	7.4	14.2	12.1	3.2
インドネシア		7.3	18.5	23.0	26.4	15.7	7.9	1.1
アメリカ合衆国		27.8	15.8	22.0	10.5	13.4	7.2	3.3
台湾		55.2	30.3	9.6	3.1	1.1	0.8	-
タイ		11.3	11.3	18.6	13.4	16.5	21.6	7.2
その他		20.3	19.8	17.9	10.6	13.4	12.3	5.7

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

在留資格別の日本語能力（自己評価）

○ 在留外国人の在留資格別に日本語能力を見ると、「話す・聞く」について、「**技能実習**」「**家族滞在**」「**永住者の配偶者等**」で低い傾向があり、「**読む**」については、「**技能実習**」「**定住者**」「**永住者の配偶者等**」で低い傾向にある。

○【在留資格別】日本語能力（話す・聞く）（単一回答）

		幅広い話題について自由に会話ができる	効果的に言葉を使うことができる	長い会話に参加できる	身近な話題についての会話ができる	日常生活に困らない程度に会話ができる	基本的な挨拶の会話ができる	日本語での会話はほとんどできない	
全体	(n=7,538)	23.9	10.7	9.3	14.2	23.1	15.3	3.4	
永住者	(n=2,311)	39.2	11.0	9.5	9.3	19.8	8.7	2.4	
技能実習	(n=965)	3.1	4.1	3.5	21.0	33.3	31.3	3.6	
技術・人文知識・国際業務	(n=1,150)	29.4	17.0	14.6	14.4	16.6	6.3	1.6	
留学	(n=848)	15.4	15.4	12.5	22.3	22.9	10.8	0.6	
定住者	(n=587)	19.6	6.6	7.0	9.5	25.7	23.7	7.8	
家族滞在	(n=504)	9.3	7.3	5.0	14.9	26.6	30.2	6.7	
日本人の配偶者等	(n=534)	25.3	9.2	10.7	13.5	26.6	12.4	2.4	
特定活動	(n=185)	11.9	8.6	8.6	14.6	31.4	17.3	7.6	
永住者の配偶者等	(n=154)	10.4	9.7	5.2	11.7	24.7	26.6	11.7	
その他の在留資格	(n=300)	20.0	10.7	8.0	16.0	19.3	20.0	6.0	

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

○【在留資格別】日本語能力（読む）（単一回答）

		幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	基本的な日本語を理解することができる	基本的な日本語をある程度理解することができる	あまり分からない	全く分からない
全体		26.7	18.9	17.6	11.8	11.8	10.0	3.3
永住者		37.1	17.7	14.9	8.0	8.8	10.6	2.9
技能実習		0.9	4.6	23.1	30.8	29.2	9.4	2.0
技術・人文知識・国際業務		41.9	29.0	13.3	6.8	5.0	2.4	1.6
留学		33.1	36.2	20.4	5.3	2.4	1.9	0.7
定住者		14.1	12.8	15.8	11.8	12.9	25.4	7.2
家族滞在		12.5	15.5	21.8	12.7	17.1	13.9	6.5
日本人の配偶者等		22.3	16.9	19.9	13.1	13.5	10.7	3.7
特定活動		9.2	13.5	24.3	21.1	14.6	10.3	7.0
永住者の配偶者等		9.7	14.9	17.5	9.7	17.5	22.1	8.4
その他の在留資格		27.3	13.0	18.0	9.3	12.3	15.0	5.0

注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

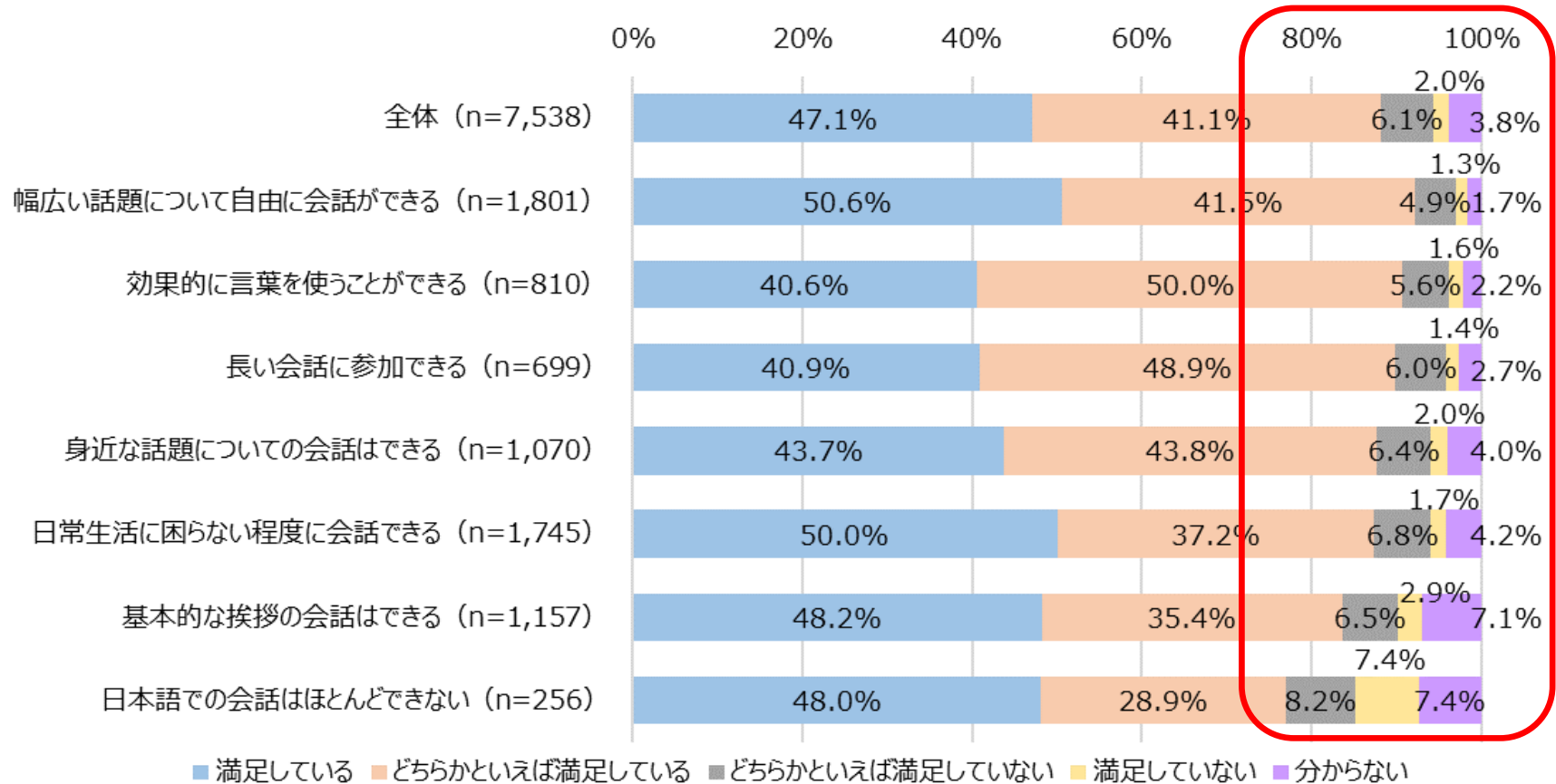
※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語能力と生活環境全般の満足度

○ **日本語能力が低い者ほど、生活環境全般の満足度について、「どちらかといえば満足していない」や「満足していない」と回答する在留外国人の割合が高くなる傾向**にある。

○【日本語能力別（話す・聞く）】生活環境全般の満足度（単一回答）



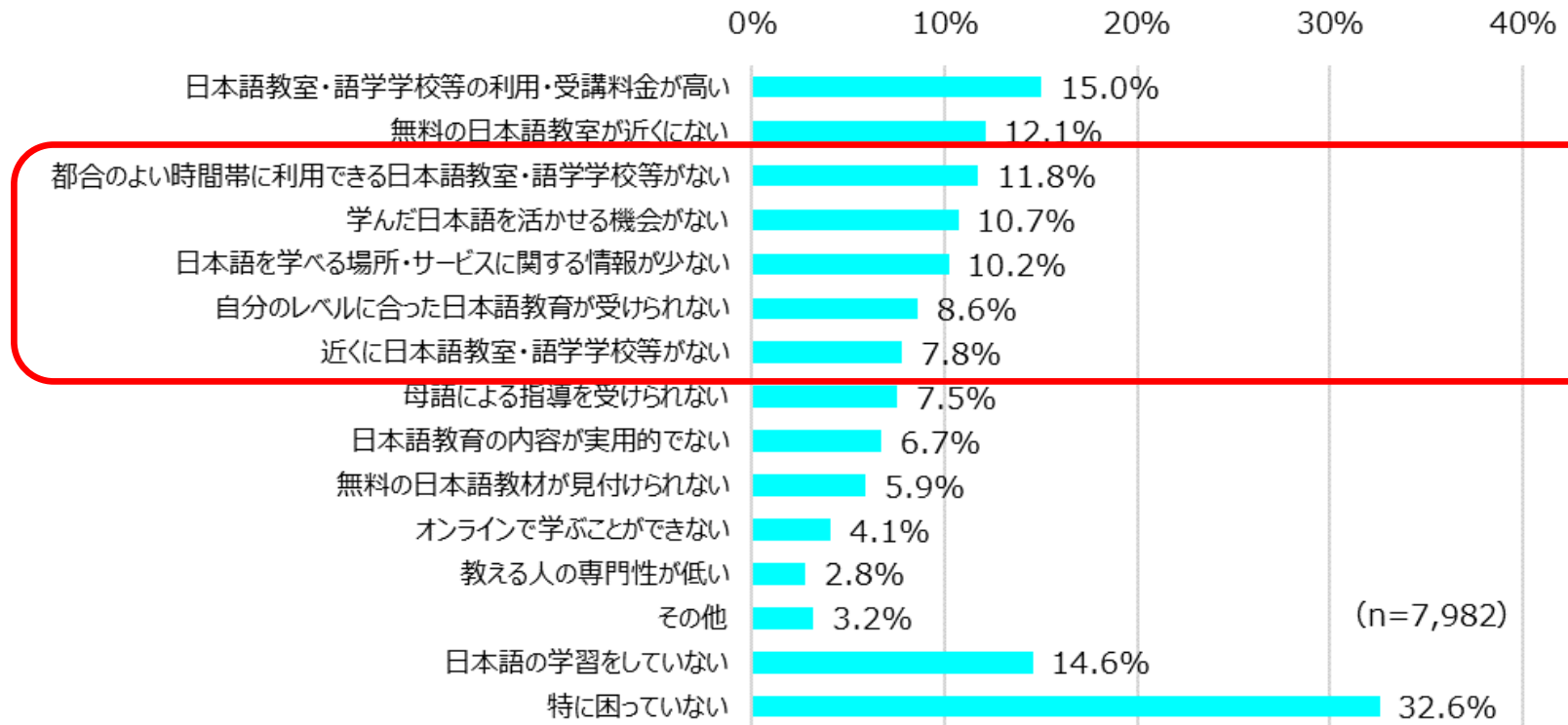
※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難①

- 日本語教育に関する経済的な問題を除くと、都合のよい時間帯に利用できる日本語教室等がないこと、日本語教育に関する情報が少ないこと、自分のレベルに合った日本語教育が受けられないこと、近くに日本語教育機関がないことといった、**日本語教育へのアクセスに関する課題を、多くの在留外国人が回答している。**

○日本語学習における困りごと(複数回答)



※出典：「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）報告書」（令和4年8月 出入国在留管理庁）

※調査対象：在留外国人統計（令和3年6月末）を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

日本語学習において感じている困難②

- 日本語能力が下がるにつれて、日本語教育機関へのアクセスに困難を感じている在留外国人の割合が高くなる傾向にある。
- **日本語能力の低い在留外国人ほど日本語学習に困難を感じ、日本語の学習をしていない者の割合が高くなる傾向**にある。

【日本語能力別(話す・聞く)】日本語学習における困りごと(複数回答)

		自分のレベルに合った日本語教育が受けられない	母語による指導を受けられない	日本語教育の内容が実用的でない	日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い	近くに日本語教室・語学学校等がない	都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない	日本語を学ぶ場所・サービスに関する情報が少ない	学んだ日本語を活かせる機会がない	教える人の専門性が低い	無料の日本語教室が近くにない	無料の日本語教材が見つけられない	オンラインで学ぶことができない	その他	特に困っていない	日本語の学習をしていない
全体	(n=7,538)	9.1	8.0	7.1	15.9	8.2	12.4	10.8	11.3	2.9	12.8	6.2	4.3	3.1	34.5	15.4
幅広い話題について自由に会話ができる	(n=1,801)	6.7	4.1	6.5	11.9	4.4	4.9	6.2	5.7	2.1	6.4	2.9	2.4	2.1	52.9	12.4
効果的に言葉を使うことができる	(n=810)	8.3	7.7	8.8	14.6	5.8	8.3	10.9	15.4	3.7	8.1	4.1	2.2	2.0	37.3	11.2
長い会話に参加できる	(n=699)	8.6	10.0	9.0	21.9	7.7	13.0	12.4	14.2	4.1	12.3	5.4	4.0	2.0	28.5	11.0
身近な話題についての会話はできる	(n=1,070)	10.0	8.5	9.2	19.6	9.8	14.9	12.5	14.5	3.1	12.9	6.4	4.4	3.1	23.9	12.2
日常生活に困らない程度に会話できる	(n=1,745)	10.2	9.3	5.9	17.0	11.3	16.4	13.1	13.0	2.9	17.1	8.1	5.3	2.9	21.8	13.9
基本的な挨拶の会話はできる	(n=1,157)	11.4	9.6	6.0	15.0	10.1	16.9	12.2	10.9	2.9	18.2	9.5	6.4	4.1	12.8	23.2
日本語での会話はほとんどできない	(n=256)	5.1	7.8	4.7	10.2	5.1	15.2	7.4	5.1	2.0	16.0	7.4	8.6	3.9	9.0	36.3

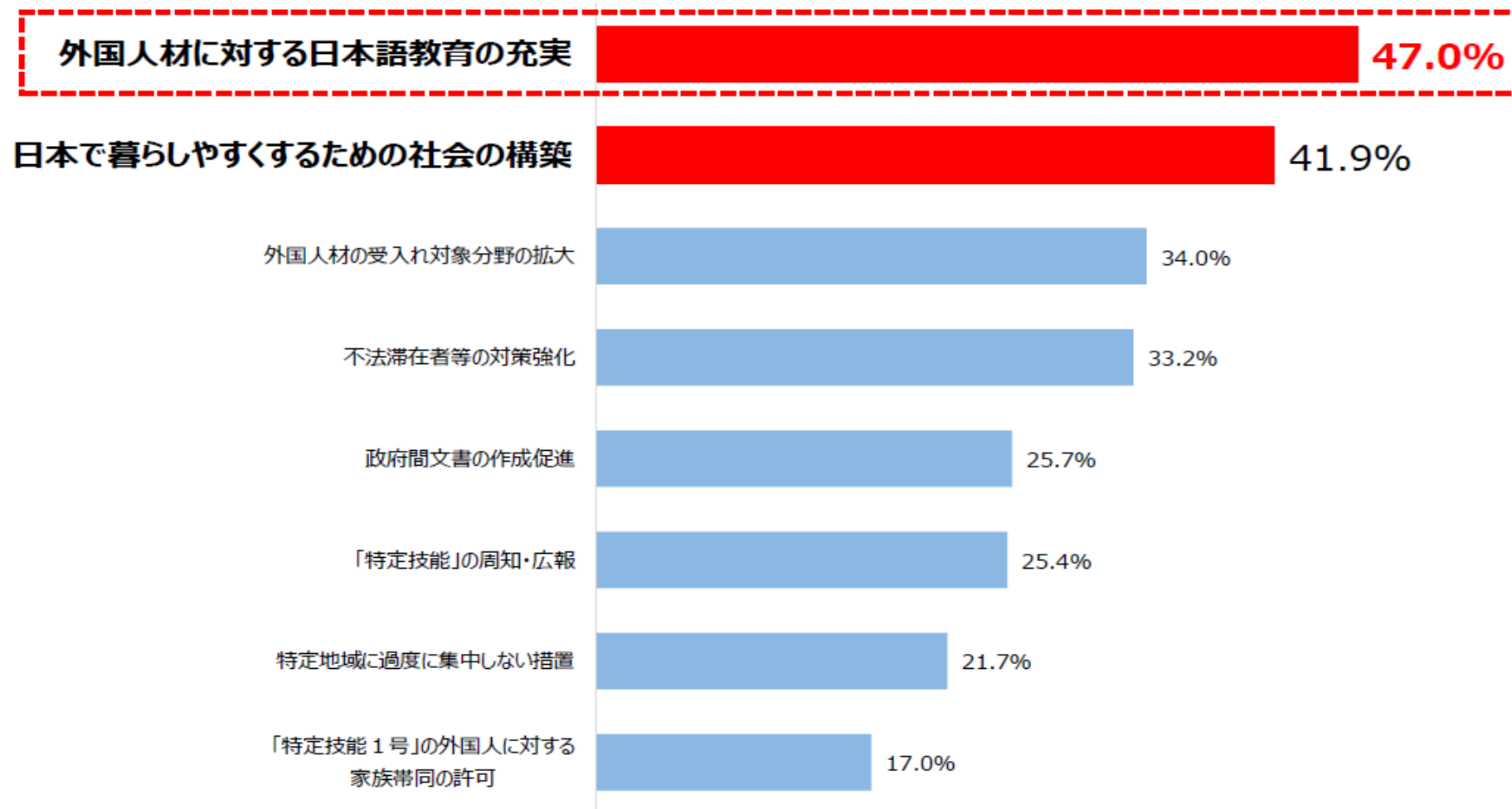
注) 赤字は「全体」+10ポイント以上、緑字は「全体」-10ポイント以下

※出典：「在留外国人に対する基礎調査(令和3年度)報告書」(令和4年8月 出入国在留管理庁)

※調査対象：在留外国人統計(令和3年6月末)を踏まえて決定した国籍・地域別及び在留資格別の標本数に基づき、令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から計40,000人を回答対象者として無作為抽出したもの。

特定技能が円滑に機能するために、政府が実施すべき取組や支援策

○特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組等は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最も多く、47.0%となり、約半数の企業が日本語教育の取組・支援を希望している。次いで「日本で暮らしやすくするための社会の構築」（41.9%）が続く。



日本語教育参照枠（日本語教育能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日 閣議決定）
「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

熟達した 言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した 言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の 言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語参照枠)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状： 全体約 2500 機関： 学習約12万人

* ボランティアによる日本語教室含む (R3文化庁調べ)

現状 818 施設 (R3入管庁調べ)

- 進学：72.4%
(大学25%・大学院10%、
専門学校60%)
- 就職7.2%
- 帰国17.4%

機関数の割合

- ・法務省告示校26.0%
- ・大学等20.9%
- ・国際交流協会13.3%
- ・地方公共団体10.0%
- ・教育委員会7.3%
- ・任意団体等22.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校27.4%
- ・大学等33.8%
- ・国際交流協会11.0%
- ・地方公共団体5.8%
- ・教育委員会4.6%
- ・任意団体等17.4%

■ 国内でA1-2レベル
様々なレベル

地域日本語教室

現状
■ 管理団体等による
100時間の日本語
を含む講習

技能実習
・管理団体
3,300

高度専門人材

現状
■ 入学時B2以上

現状
■ 国内外でA2レベル

特定技能

現状
■ 入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380~1,520時間以上

大学別科

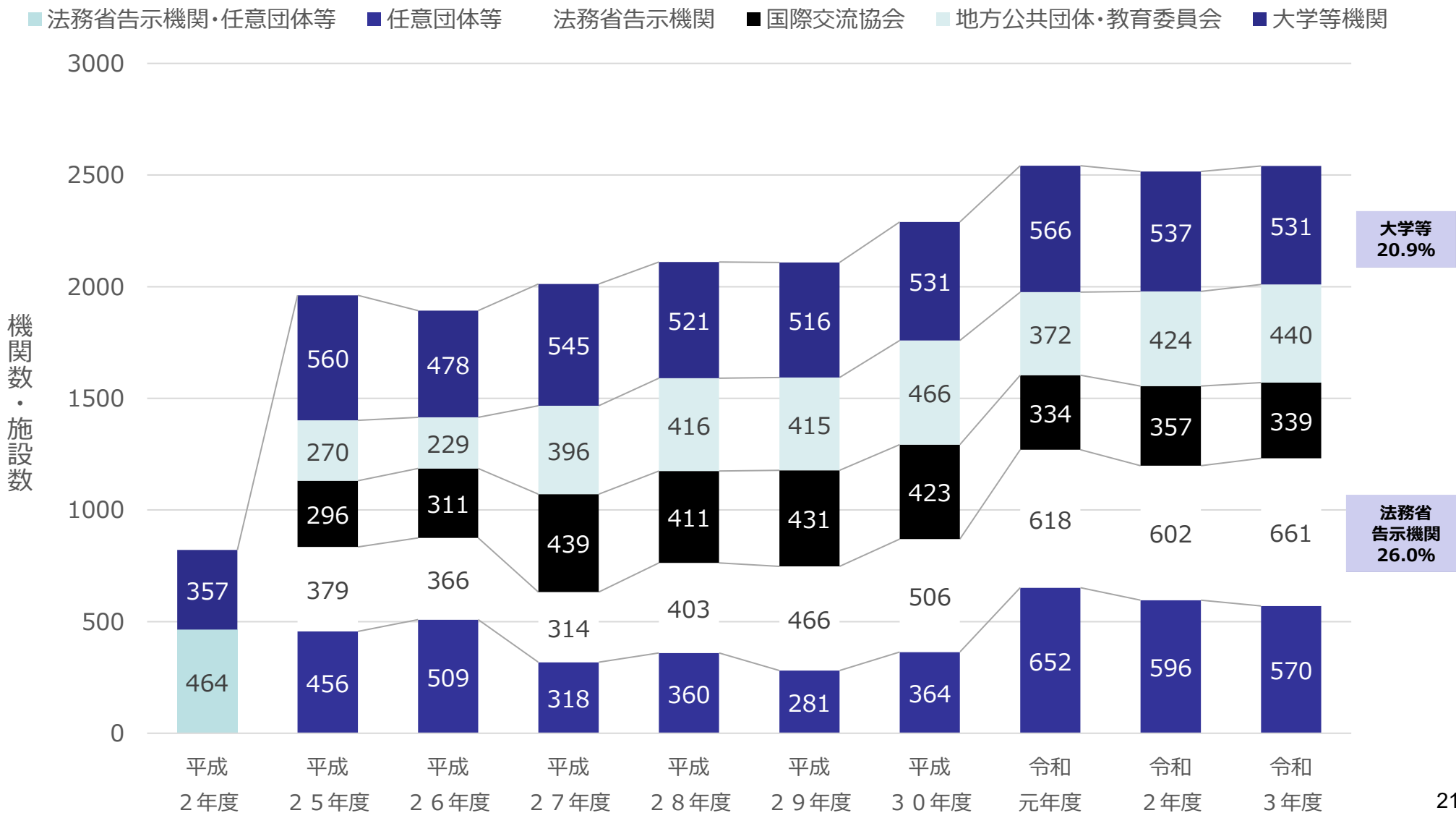
大学

法務省告示校

熟達した言語使用者	C2
	C1
自立した言語使用者	B2
	B1
基礎段階の言語使用者	A2
	A1

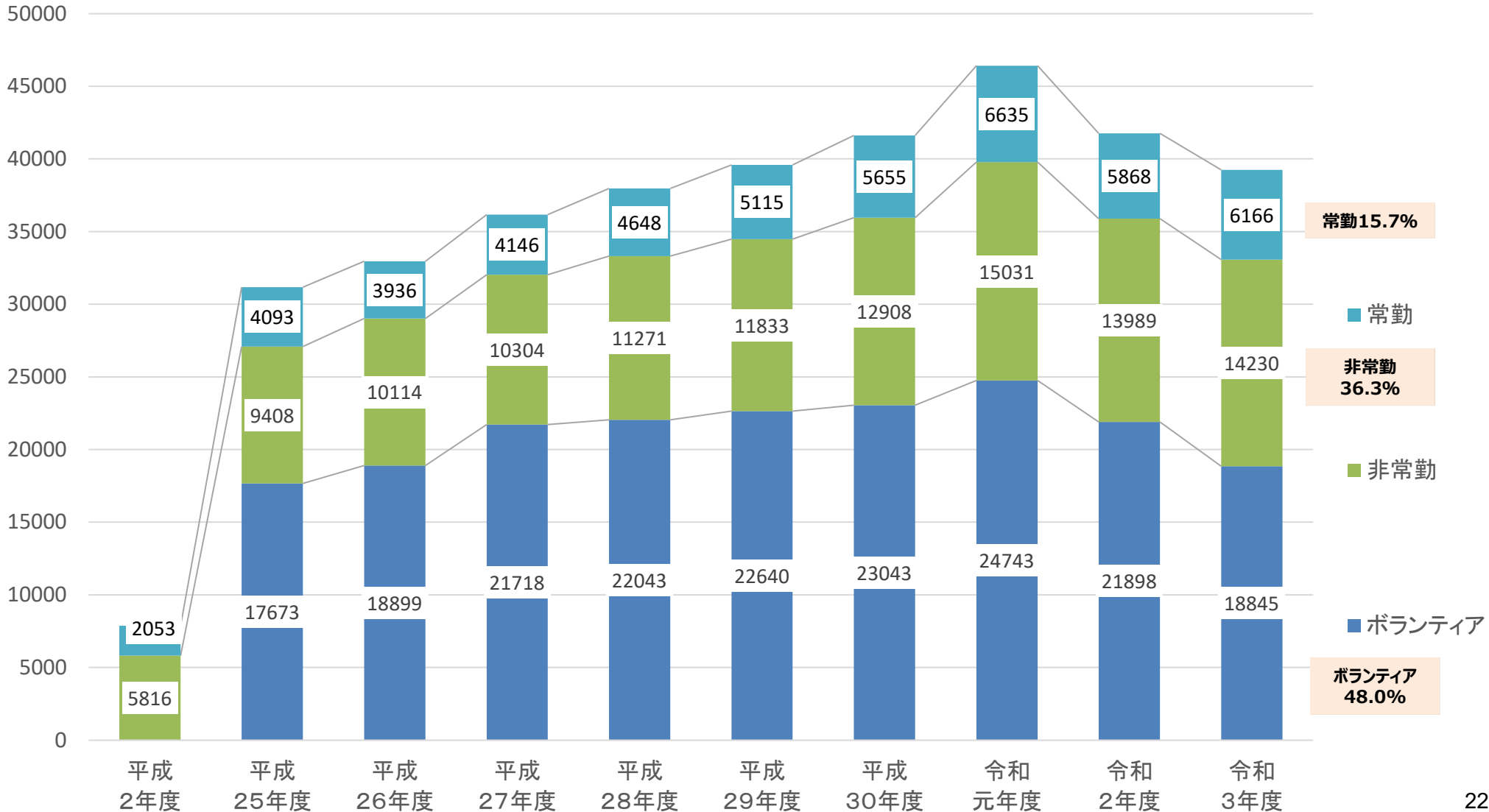
日本語教育機関・施設等数の推移

○令和3年度は、大学等20.9%、法務省告示機関26.0%、地方公共団体等17.3%、国際交流協会13.3%、任意団体22.4%であった。



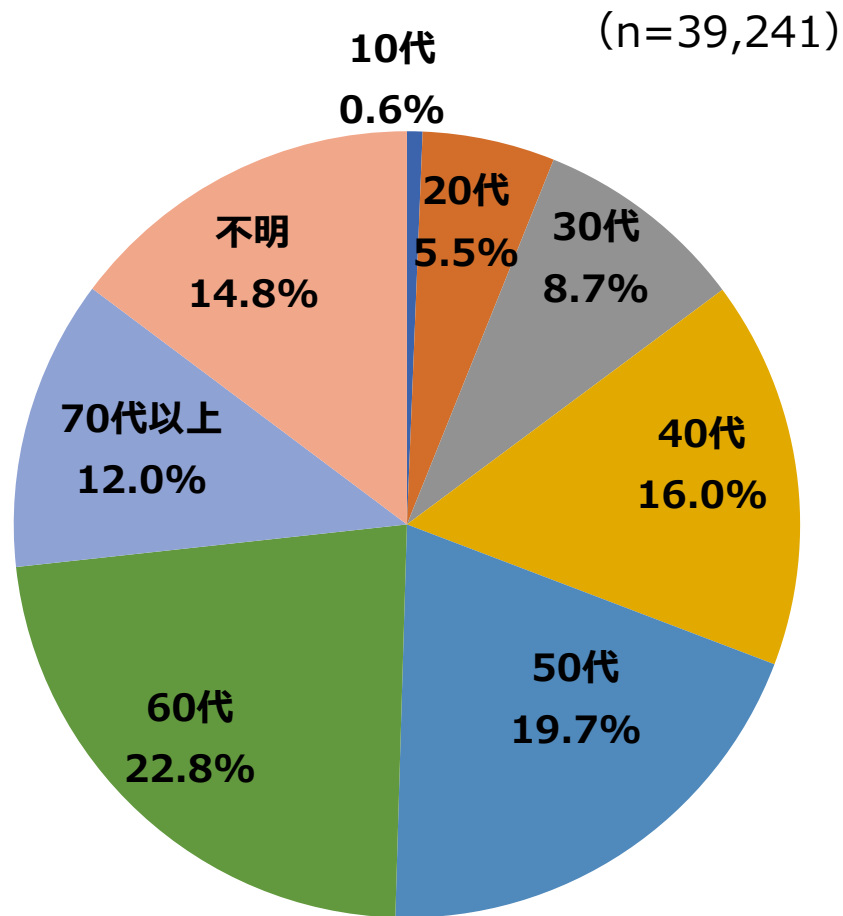
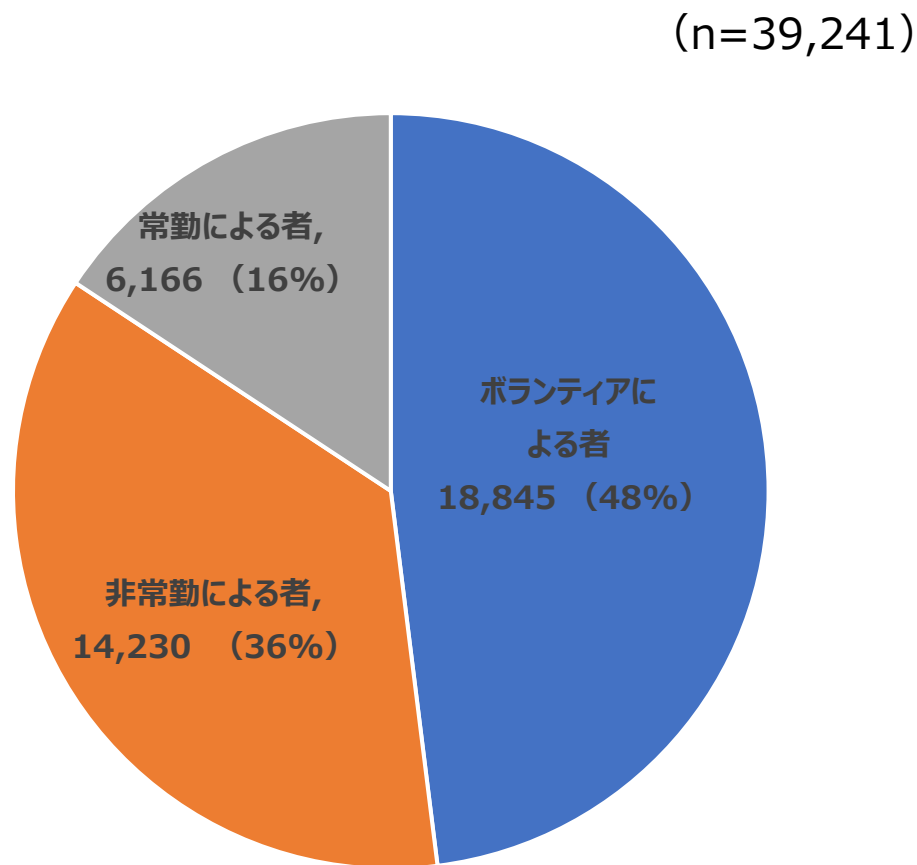
日本語教師数等の推移

○過去9年間に於いてボランティアによる者が全体の5割から6割で推移。
令和3年度は、ボランティア48.0%、非常勤による者36.3%、常勤による者15.7%。



国内の日本語教師等の状況

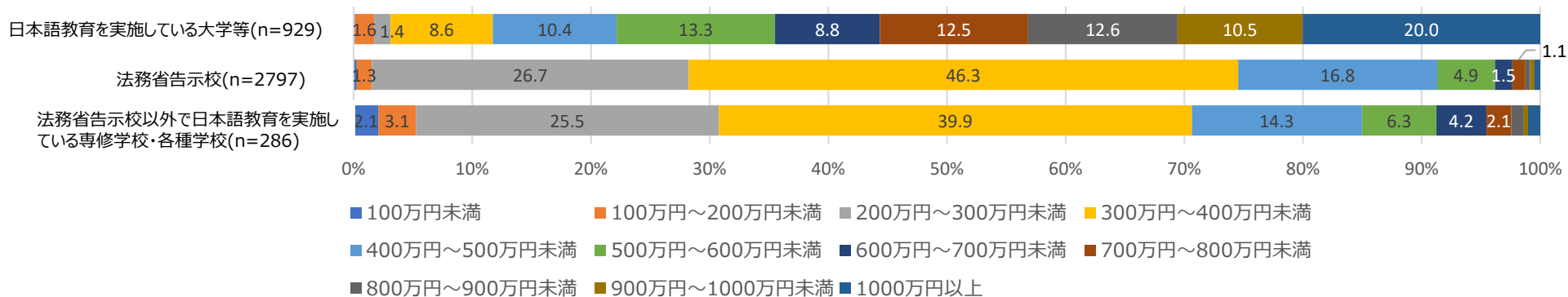
- 約5割をボランティアが占め、非常勤が3割、常勤は1割強となっている。
- 年齢の内訳では、50代以上が約5割を占め、20代は約5%である。



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日現在）

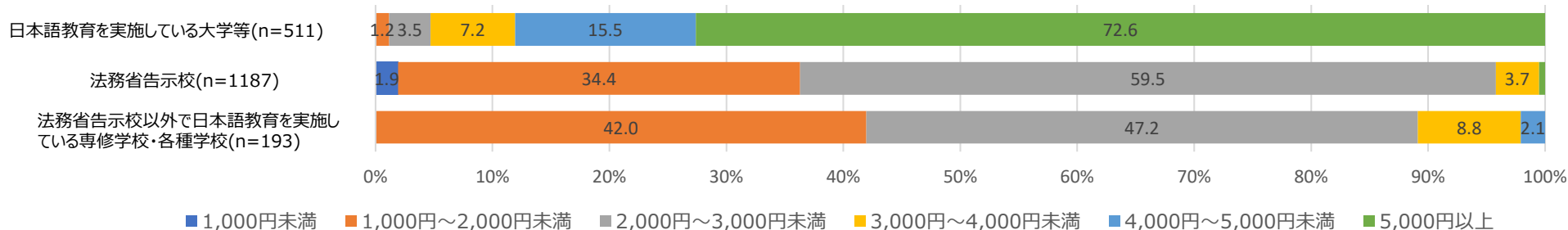
日本語教師の処遇について

【常勤】<年収分布>

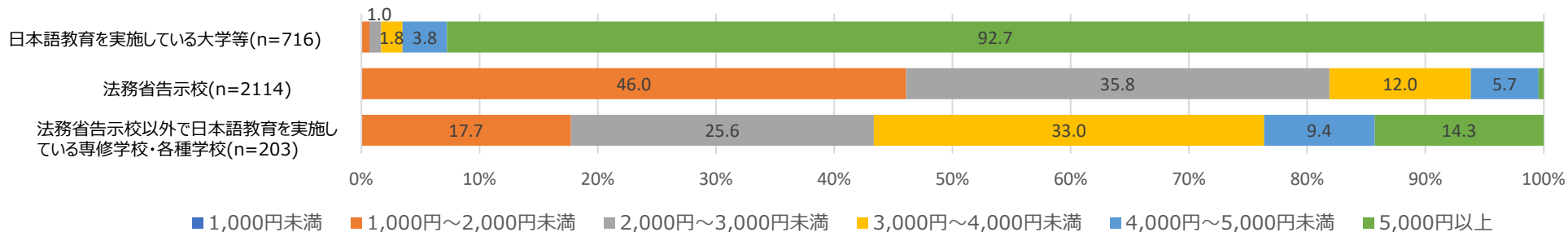


【非常勤】

<「時給制」と回答した機関の日本語教師の1時間あたり単価>



<「授業コマ数」と回答した機関の日本語教師の1コマあたり単価>

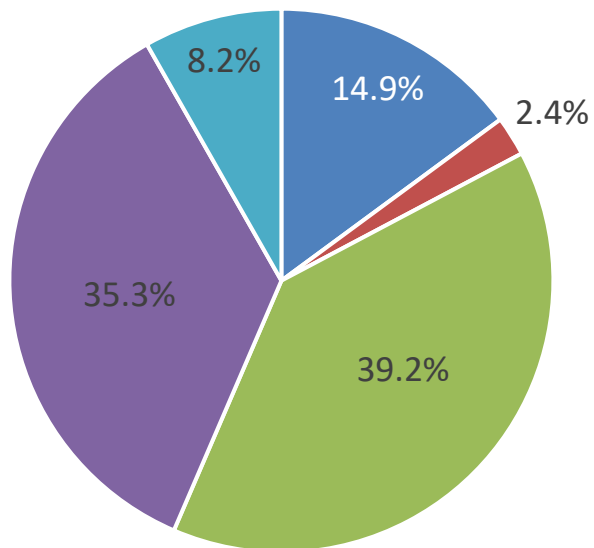


※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの

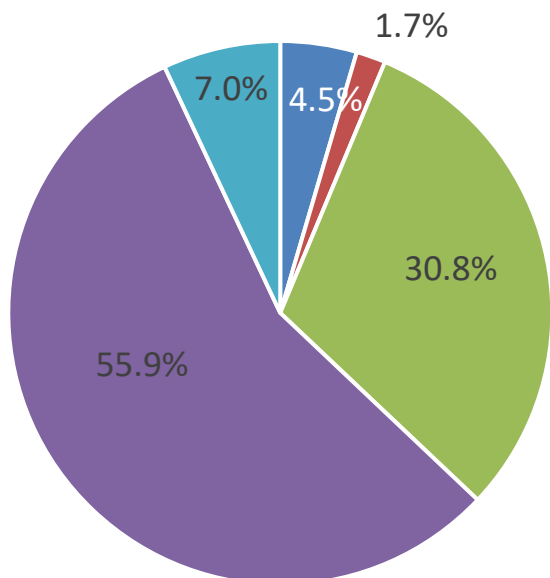
※1%未満の回答については、グラフ上のデータラベルを削除

日本語教師の勤務形態【非常勤】

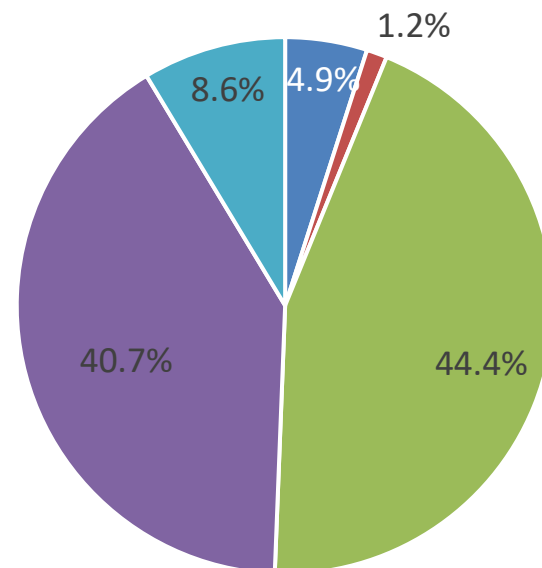
日本語教育を実施している大学等



法務省告示校



法務省告示校以外で日本語教育を実施している専修学校・各種学校



■ 月給（基本給＋手当）
 ■ 年俸制
 ■ 時給制
 ■ 授業コマ数（授業回数×単価）
 ■ その他

※回答があった機関に在籍する職員の年収を集計したもの

出典：令和2年度日本語教師の資格創設に係る状況調査（文化庁）

1. 留学生別科の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条において、大学には別科^{注1}を置くことができる旨規定されている。

注1 大学の別科は、留学生を対象とする留学生別科・日本語別科のほか、特に留学生を対象としない別科（助産別科、養護教諭別科等）が置かれることもある。

目的

大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すこと

対象

高等学校を卒業した者
（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）

設置状況

	国立	公立	私立	私立短大	計
留学生別科を設置する大学数	0	0	70	11	81
うち募集停止中のものを除く	0	0	53	8	61
うち日本語等予備教育を行うもの ^{注2}	0	0	37	5	42

注2 留学生別科の中には、以下のとおり目的の異なる別科がある。
 ・学部等への進学のための日本語等予備教育を行う別科
 ・海外大学との協定に基づき招致する交換留学生の一時的な受入れに用いる別科

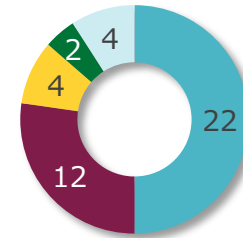
2. 日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）

大学における留学生の受入れの適正化及び在籍管理の徹底並びに専ら日本語教育を行う留学生別科における教育の質の確保を図るため、**令和4年8月に「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」**を公表。

- ・教育課程：1年当たりの授業時数が原則760単位時間（うち日本語教育が600単位時間）以上
- ・教職員：別科長等、専務教員、兼務教員及び生徒指導担当者その他必要な職員
- ・教員数：3人以上、かつ学生の収容定員20人につき1人以上
1人以上、かつ学生の収容定員40人につき1人以上の日本語教育担当専務教員
- ・校地校舎：別科等が使用する部分の面積（学部等と共有面積含む）は収容定員1人当たり2.3㎡

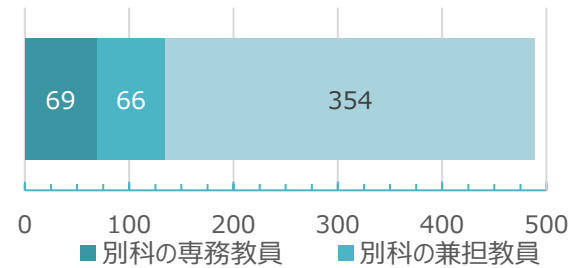
3. 別科の実態（アンケート調査結果）

○ 入学資格として求める日本語能力の水準は以下の通り。



■ N5以上 ■ N4以上 ■ N3以上
■ N2以上 ■ その他

○ 日本語教員の教員組織構成は以下の通りであり、専務・兼担教員のうち**教授・准教授は61名**。



4. 留学生別科の特性等について

○ 留学生別科は、進学のための日本語予備教育を行う別科のほか、「**海外大学との協定に基づき招致する交換留学生の一時的な受入れに用いる別科**」（一定期間の学習修了後は自国の所属大学に戻る者が対象）もあり、性質の異なる両者を一律取り扱うことには慎重な検討が必要。
 ※新たな法案による質保証制度の対象となる別科については、その範囲を画定するため、定義付けを明確にする必要。

○ 入学資格として求める日本語習得レベルの要件が多様である
 （N4以上を対象とするものが相当数存在する）

○ 別科は、大学内の一組織であることから、**施設設備や教員組織について大学の正規課程と共用とされることが多い**。このことを踏まえ、認定基準等の適用に際しては、一定程度の考慮が必要。（ただし、分校（別地）はその限りでない）

○ **大学・大学院において日本語教育に係る専攻分野をもつ専任の教授・准教授が、別科の教育を担当する場合があることや、逆に、別科に所属する学生が、大学等の正規の開講科目を履修する場合があるため、多様な教育形態への一定の考慮が必要。**



○ 今後、認定日本語教育機関の枠組みを基本としつつ、ガイドラインに関する取組などを通じた現状・課題などを把握した上で、日本語等予備教育別科における認定基準について具体的に検討を行う。

日本語教育を行う大学の別科（留学生別科等）

○一部の大学・短期大学では、日本の高等教育機関（短期大学・大学・大学等）への進学希望者を対象として、日本語予備教育プログラムを実施している。（例：日本語別科、留学生別科等）

※学校教育法

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 略

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

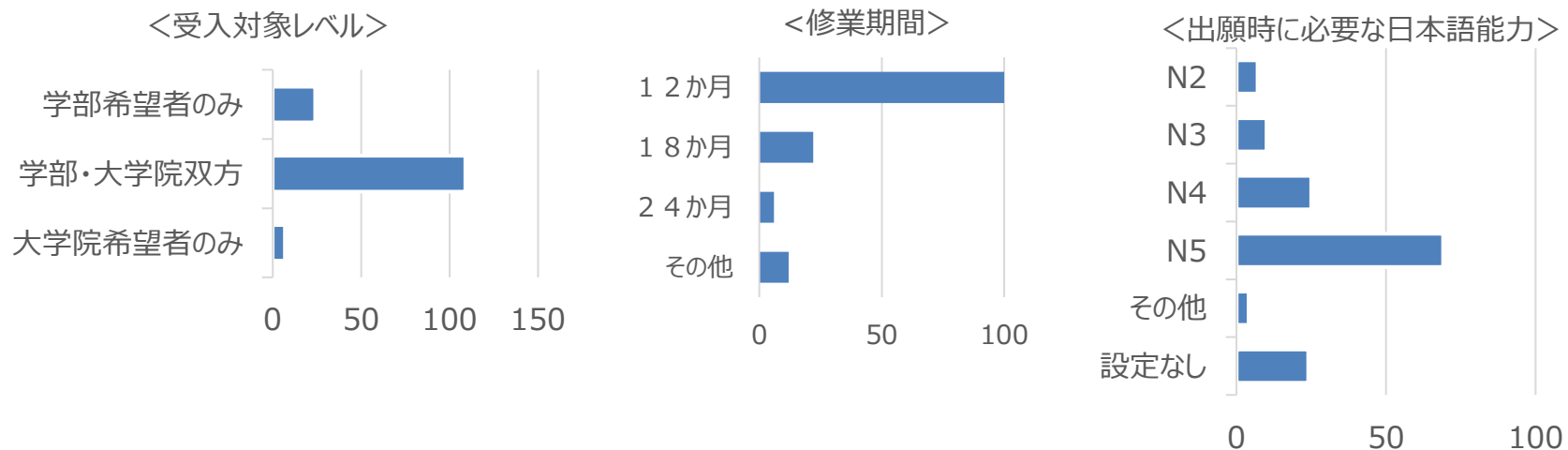
○日本語に加え日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指す。

○別科等の修了後の進学先には、大学・短大・専修学校専門課程等への進学のほか、大学院への進学者や就職者等も含まれる。

※日本語教育を行う別科等には、国内大学等への進学希望者を対象とするもの以外に、大学間交流協定に基づく交換留学生等を対象としているものもある。

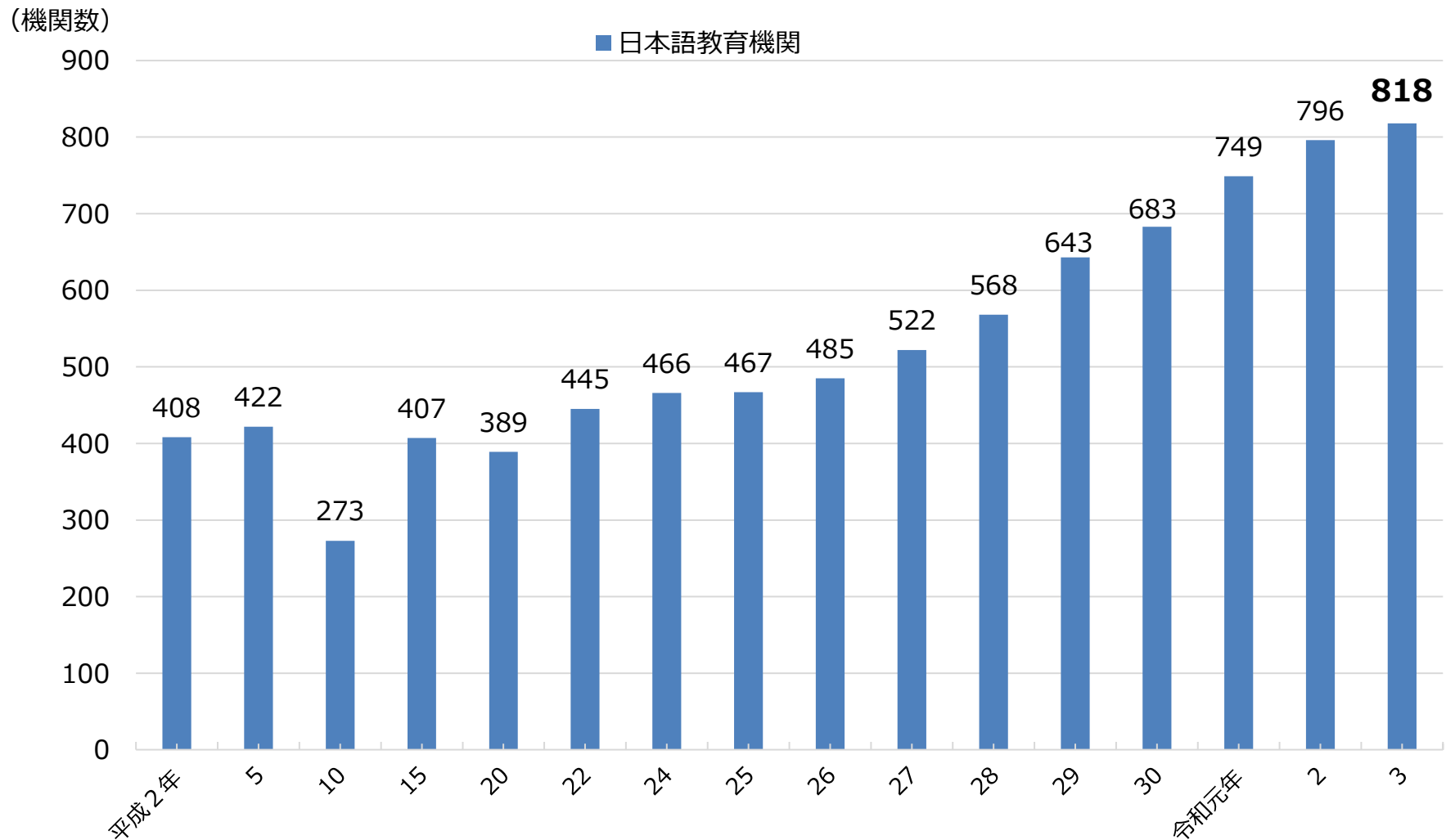
◆日本学生支援機構公表資料（2020年1月現在）より作成。

※私立大学・短期大学日本語別科のうち日本学生支援機構の調査に回答のあった54校、140コースが対象



日本語教育機関（法務省告示機関）の推移（入管庁調べ）

- 在留資格の「留学」において、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。
- 平成22年以降、日本語教育機関の数は増え続けている。



法務省告示機関（日本語学校）について

在留外国人数（約289万人）※令和2年末現在

永住者・定住者・日本人の配偶者等 139万人

留学 技能実習, 特定技能 76万人

高度人材を含む就労者 43万人

特別永住者 31万人

【文化庁】生活に必要な日本語教育を支援

◎ 法務省告示機関

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関のこと。いわゆる留学のための日本語学校。

	機関・施設数	日本語教師等の数	日本語学習者数
大学等機関	531	4,380	41,730
地方公共団体	255	4,353	7,188
教育委員会	185	2,351	5,659
国際交流協会	339	8,070	13,559
法務省告示機関	661	11,198	33,761
任意団体等	570	5,049	21,511
合計	2,541	39,241	123,408

外国人の「在留資格認定証明」に係る手続きにおいて、「日本語教育機関」において「日本語教育を受ける目的」の場合、当該「日本語教育機関」は法務省告示（※）に定める要件を満たすことが求められている。法務省（出入国在留管理庁）は文部科学省高等教育局及び文化庁に意見を聴いた上で、当該「日本語教育機関」が要件の基準に満たしているか否かを判断する。

※「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁・令和2年4月一部改定）

◎ 日本語教師等

日本語教育の報酬を受ける「日本語教師」と報酬を受けない「ボランティア」に分かれる。

地方公共団体、教育委員会、国際交流協会の約9割はボランティア。法務省告示機関はほぼ100%が日本語教師となっている。

任意団体は約6割がボランティアである。

2,541

570

661

339

185

255

531

日本語教育機関数

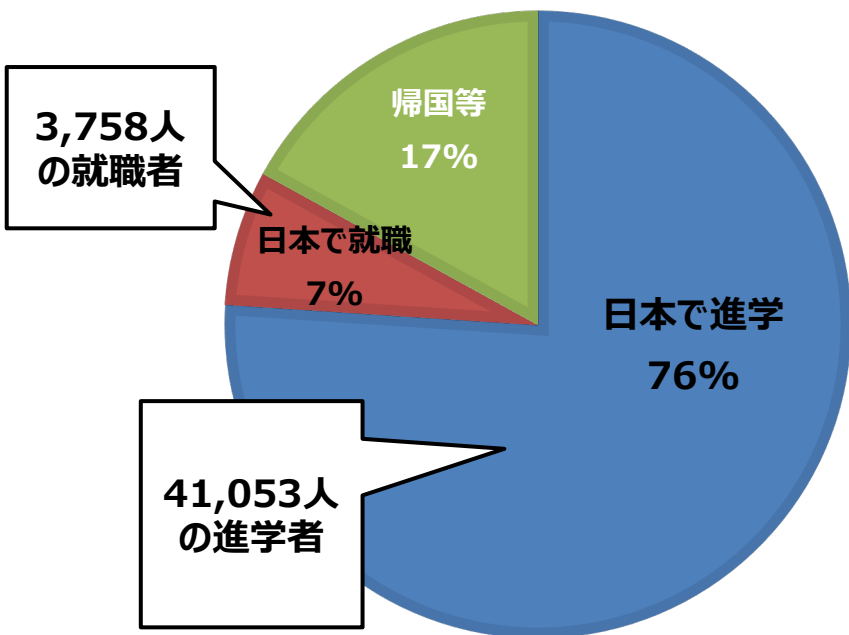
- 大学等機関
- 教育委員会
- 法務省告示機関
- 地方公共団体
- 国際交流協会
- 任意団体等

※令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）より

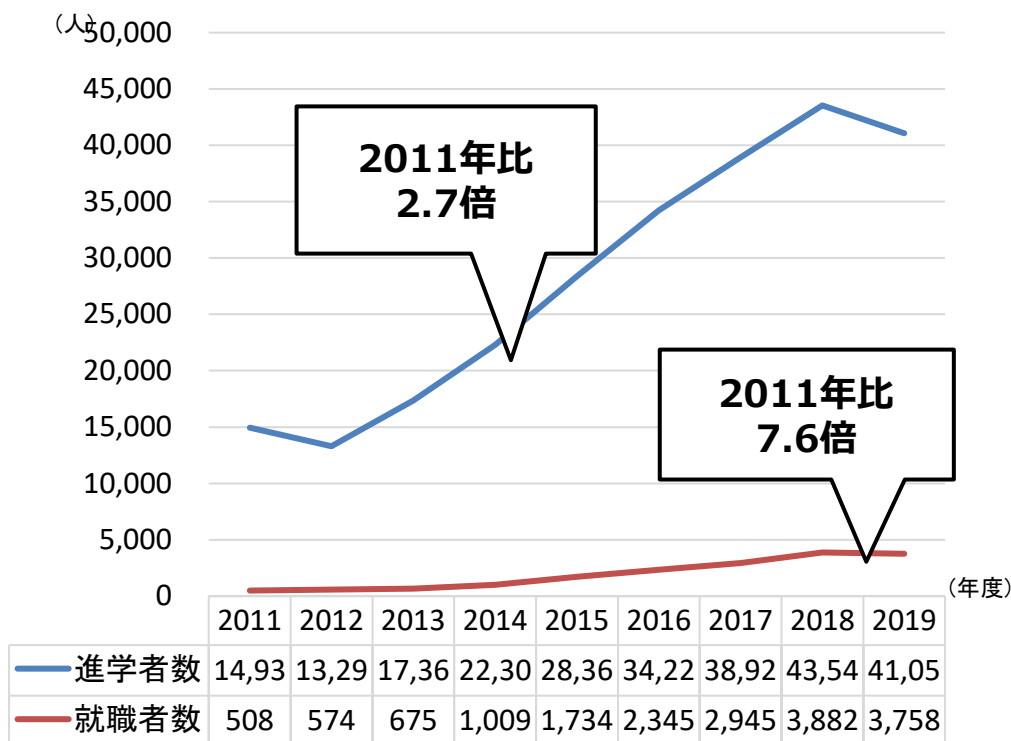
日本語教育機関（法務省告示校）における卒業生の進路と進学・就職者数

- 日本語教育機関の卒業生のうち **7割強**は、大学・大学院・専修学校等に**進学**。
日本で**就職**する者もここ **10年**で **8倍**に。
- 日本語教育機関で1～2年の日本語学習によって、日本や日本文化に親しみ・関心をもった外国人留学生が増加

卒業生数(2019年度) : 54,276人



日本語学校の国内進学者・就職者数の推移

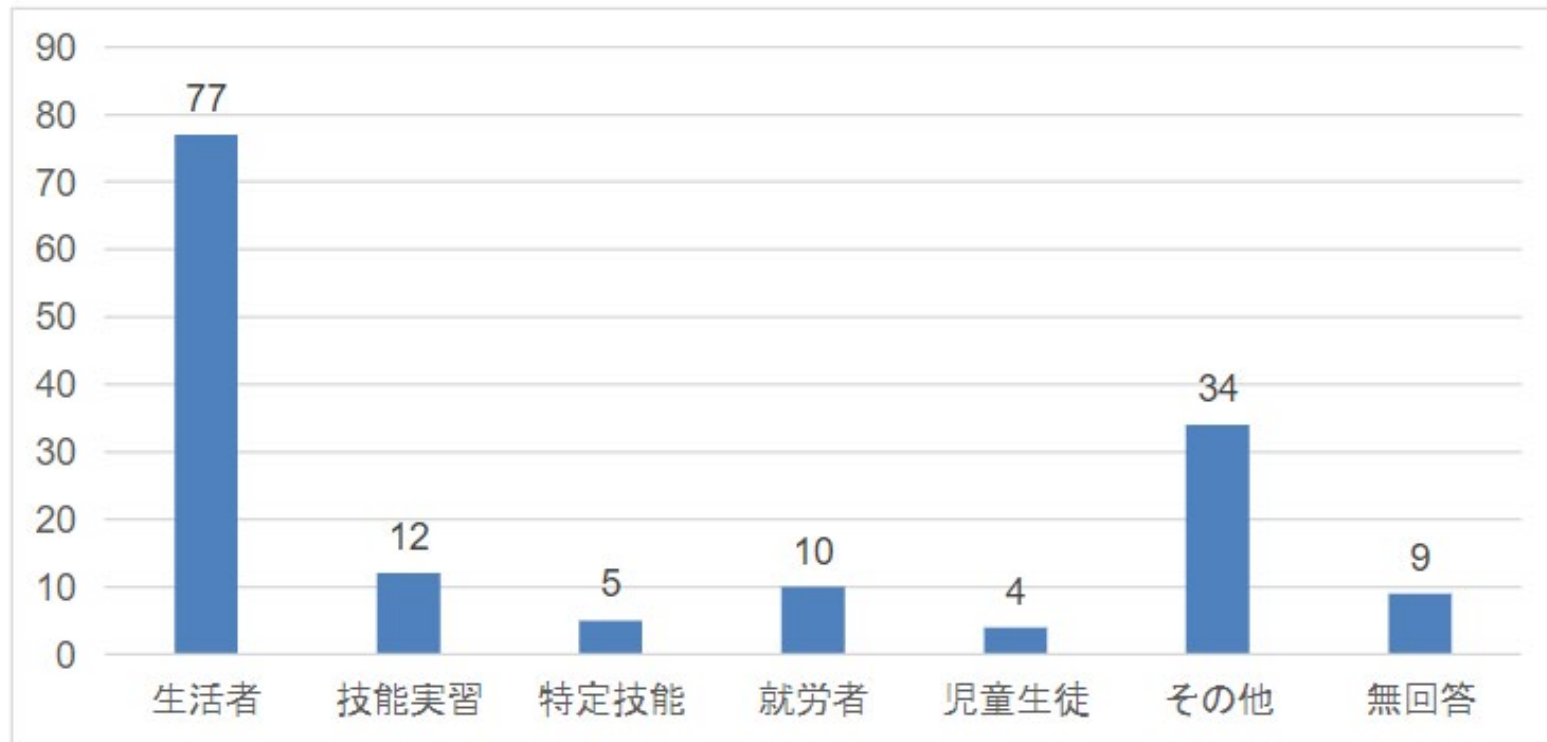


日本語教育機関（法務省告示校）における留学生以外のプログラム

- 法務省告示校における留学生以外のプログラム設置状況について、全体としては、「生活者（51.0%）」を対象としたコースが最も多い。「技能実習（7.9%）」「特定技能（3.3%）」と続く。

留学生以外のプログラムの設置状況

(n=151)



告示校審査結果において見られた教育上の課題

◆「授業科目」「教員」「担当時間数」「運営体制」等において基準を満たしていない。

主に「授業科目」が、「専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものである」との基準を満たしていないケースが多い。

新規設置の場合（例）

《教育組織の運営体制に課題》

- 校長、主任教員が学校の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない。
- 配置された教員がもつ授業時数が設定されたカリキュラムに対して多すぎる、教員数が足りない、経験など指導力に課題がある。

《授業科目に課題》

- 募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離
- ・募集要項では入学資格N5になっているものの、当該カリキュラムが中級レベルから開始となっている。

《生活指導の体制に課題》

- 就労学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が十分に確保されていない。
- ベトナム等の生徒が多数在籍する可能性がある中で、適切に意思疎通できる言語対応(通訳・翻訳配置)がなされていない。

既設の学校におけるコース新設、変更届(例)

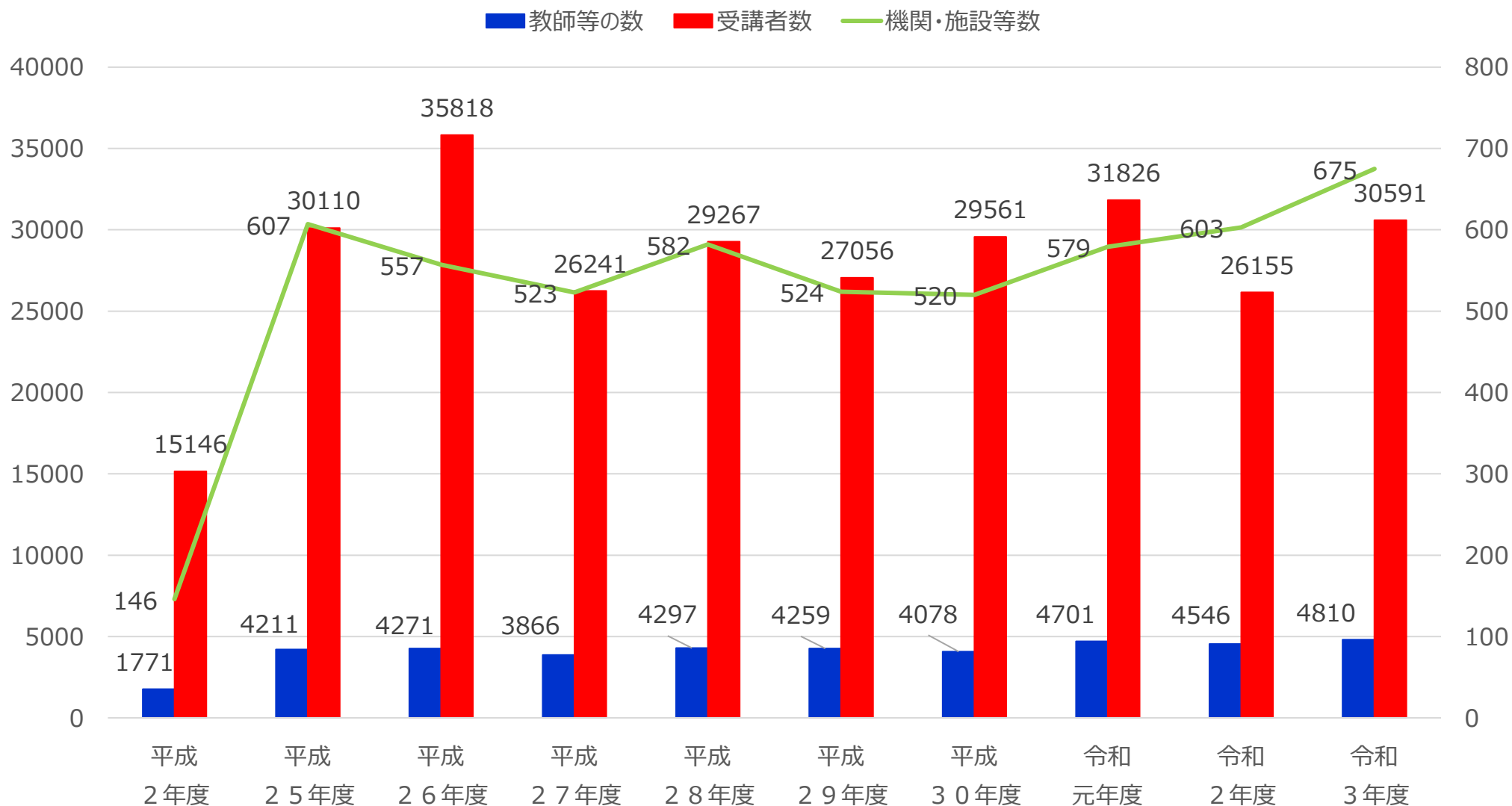
《授業科目に課題》

- カリキュラムの体をなしていない
コースカリキュラムは、各コース、各レベルごとの到達目標、科目名、科目別到達目標及び使用教材、科目別指導時間数、評価方法等が分か形で提出しておらず、適しているか否かが判断できない。
- 進路目的とは異なるカリキュラム
 - ・就職を目指すコースでありながら、授業科目が既存の進学コースと同じであり、日本留学試験対策の授業が組み込まれている。
 - ・進学を目指しているにもかかわらず、到達目標を必要なN1、2までに設定したカリキュラムとなっていない。
- 非漢字圏の生徒にとって適切なカリキュラム、時間設定となっていない。
 - ・漢字の学習が組み込まれていない。時間が少ない。または実効性に欠ける。

日本語教育における養成・研修関係

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

○国内における日本語教師養成・研修課程（コース）、科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約4.5倍に増加。

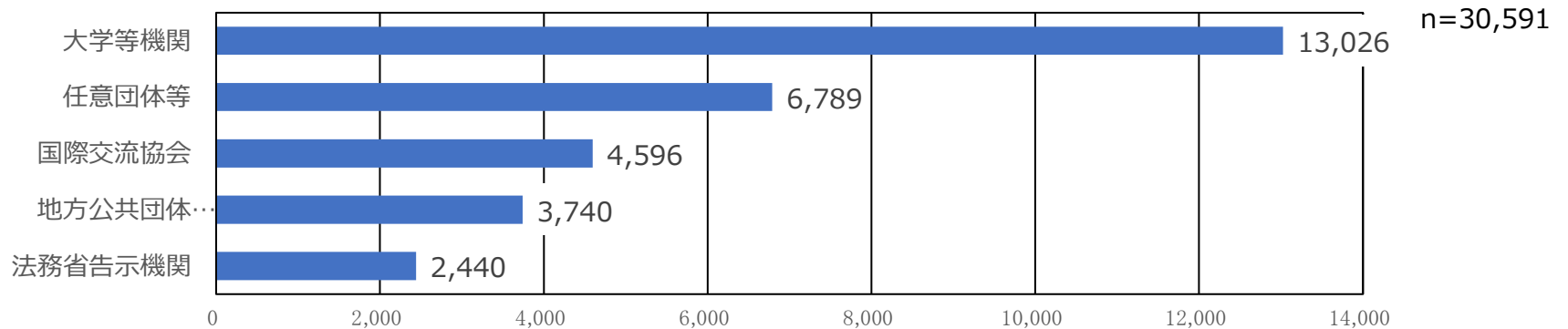


国内の日本語教師の養成の状況

- 国内の日本語教師養成機関施設等数は**675**，受講者数は約**30,591**人。**大学等機関**が最も多い。
- 令和2年度養成課程等修了者の進路のうち、**日本語教師関連に就職した割合は15%前後**であった。

○日本語教師養成機関・施設別の受講者数（令和3年度）

	平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
機関・施設等数	146	607	557	523	582	524	520	579	603	675
受講者数	15,146	30,110	35,818	26,241	29,267	27,056	29,561	31,826	26,155	30,591



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和3年11月1日時点）

○日本語教師養成課程・研修修了者（令和2年度）の主な進路

（令和2年度）	大学（通学） (n=2233)	大学院（通学） (n=118)	大学（通信） (n=166)	短期大学（通信） (n=32)
日本語教師関連	4.9%	16.9%	100%	15.6%
一般企業	61.4%	31.4%	—	—
教員（日本語教師以外）	7.4%	10.2%	—	—
進学	6.3%	5.9%	—	15.6%
ボランティア	0.4%	—	—	9.4%

教員要件となる日本語教師養成課程を実施する大学

- 日本語教師養成課程を実施する大学のうち、
①大学の主専攻（45単位以上）、②副専攻（26単位以上）課程、または③履修証明プログラム等の文化庁届出受理研修を履修・修了した場合、「日本語教育機関の告示基準」（出入国在留管理庁作成）の教員要件を満たすこととなる。

179大学

大学 161, 大学院 17, 短期大学 1

241課程

主専攻（45単位以上）	48大学
副専攻（26単位以上）	189大学
文化庁届出受理研修	4大学

「必須の教育内容」※への対応状況

対応済	148課程
検討中	93課程

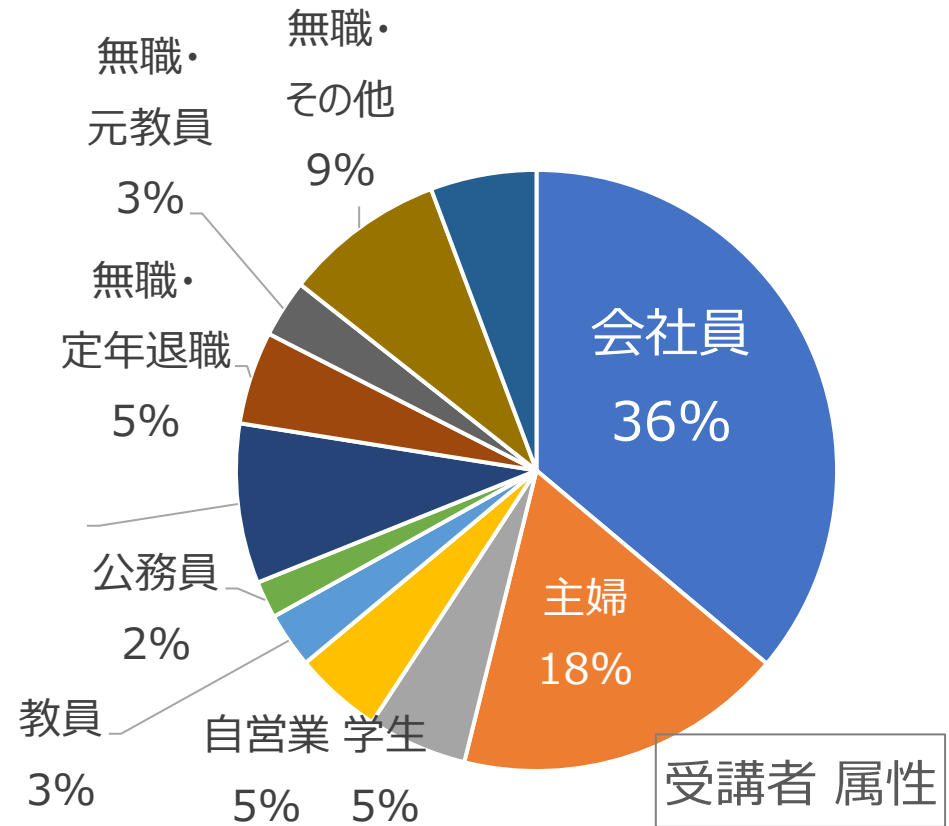
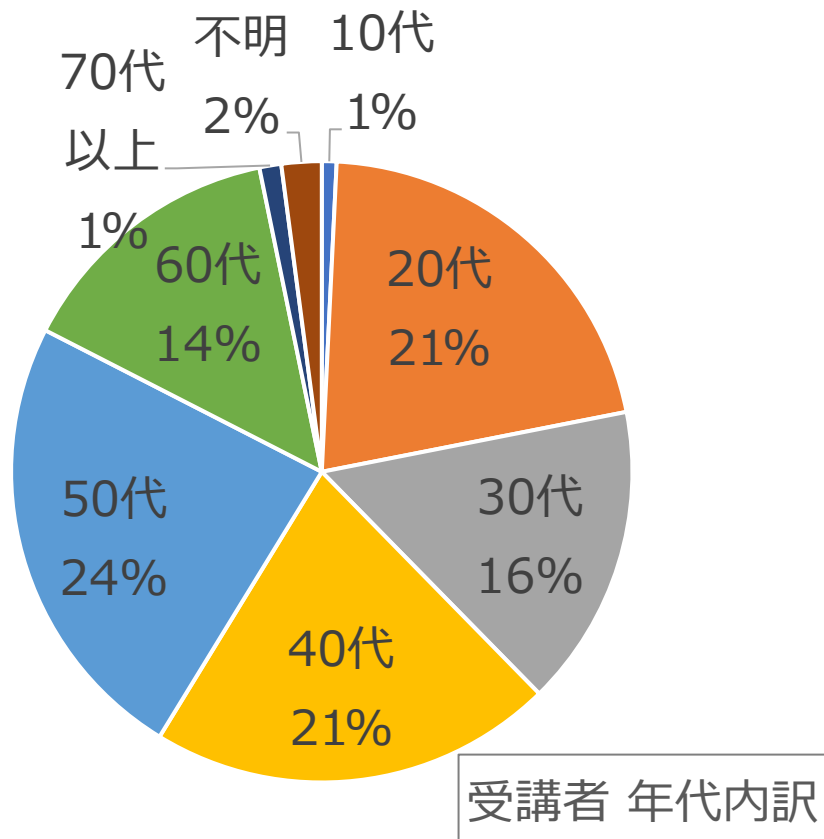
（文化庁HP掲載一覧令和4年10月現在）

※「必須の教育内容」とは、平成31年3月に文化審議会国語分科会にてとりまとめられた、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容のこと。

文化庁届出受理日本語教師養成実施機関における研修実施状況

届出受理日本語教師養成機関数	89機関
届出受理日本語教師養成研修数	179コース
研修実施都道府県数	29都道府県
研修受講定員総数	約1,1000人
研修受講者数	約5,000人
届出廃止	3機関

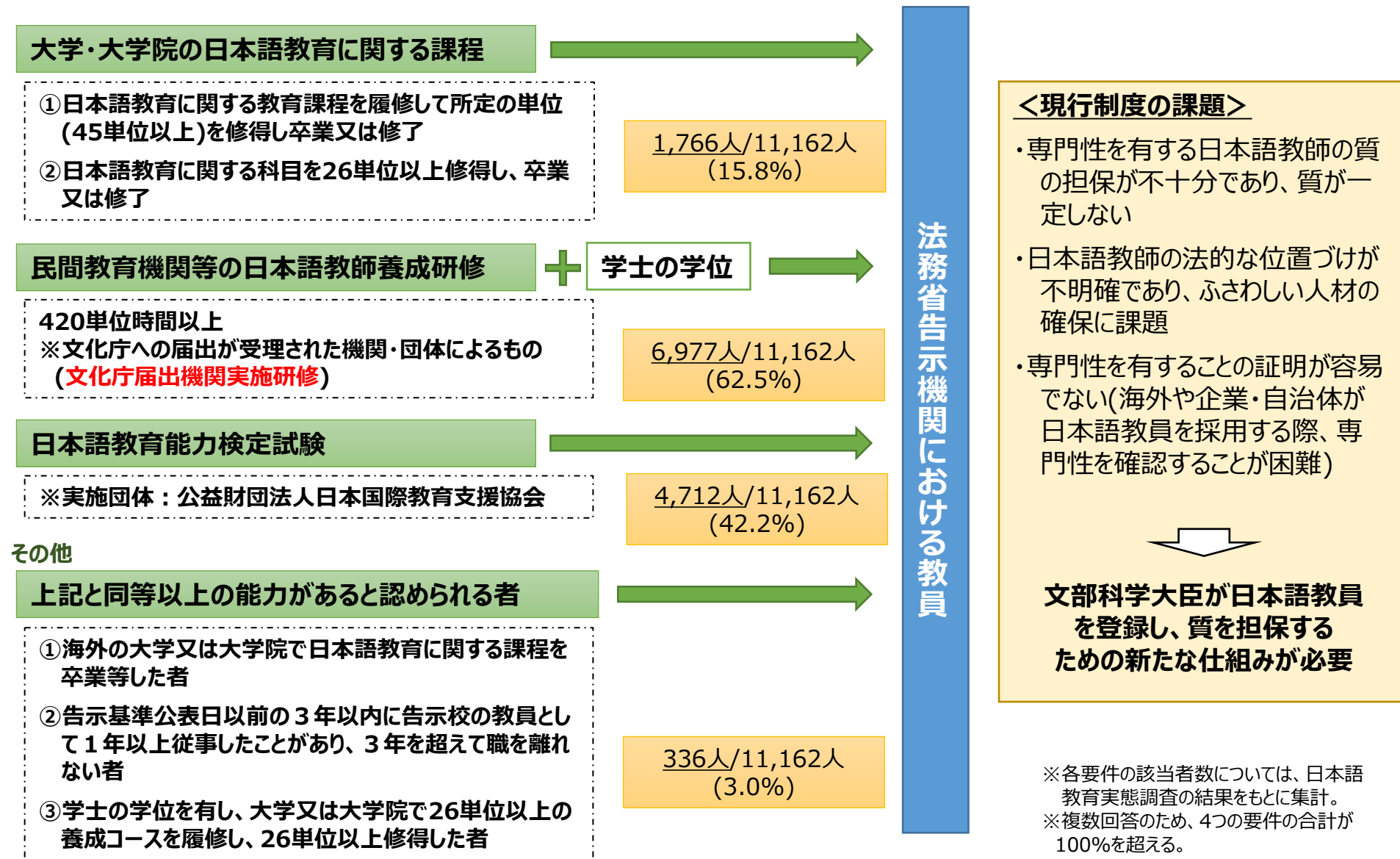
(令和2年文化庁調べ)



現行の日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師

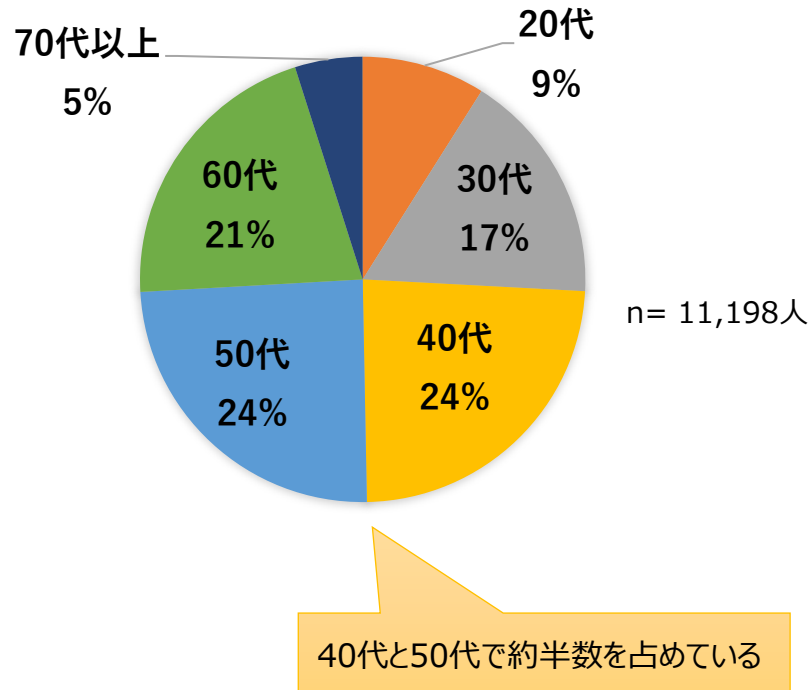
以下のいずれかの要件を満たした場合に、法務省告示機関における教員になることができる。

※「日本語教育機関の告示基準」に基づき、法務省告示に新規に掲げる際に文部科学大臣が確認(高等教育局・文化庁)

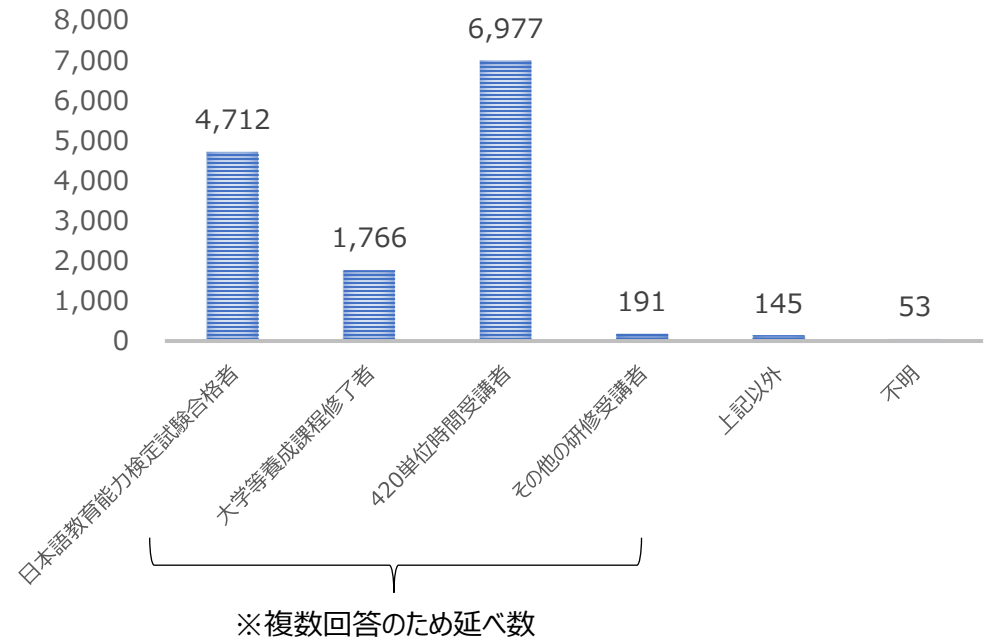


日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師等の状況①

【法務省告示機関の日本語教師等の年代別割合】



【法務省告示機関の日本語教師等の資格別集計】



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考】令和3年度日本語教育機関実態調査より（一般財団法人日本語教育振興協会）

【法務省告示機関の日本語教師の資格別教員数（複数回答）】

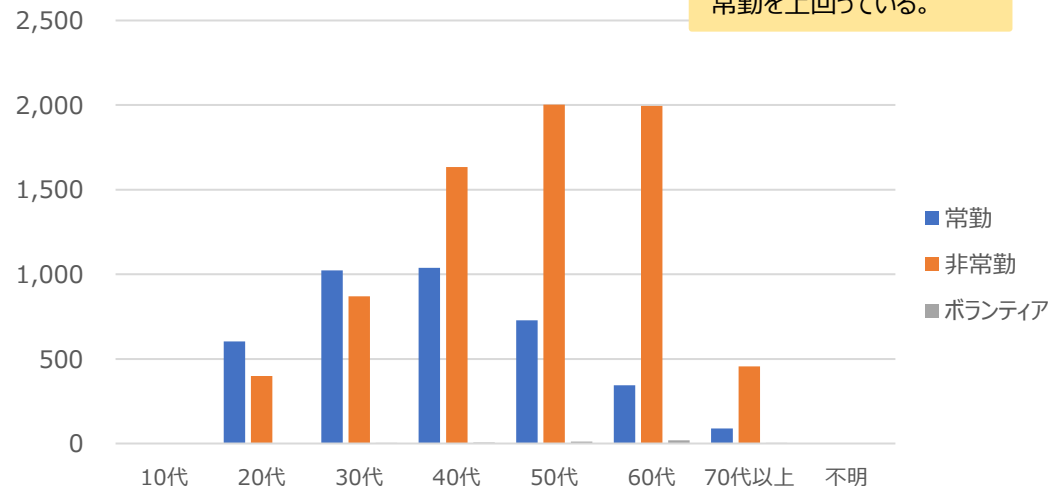
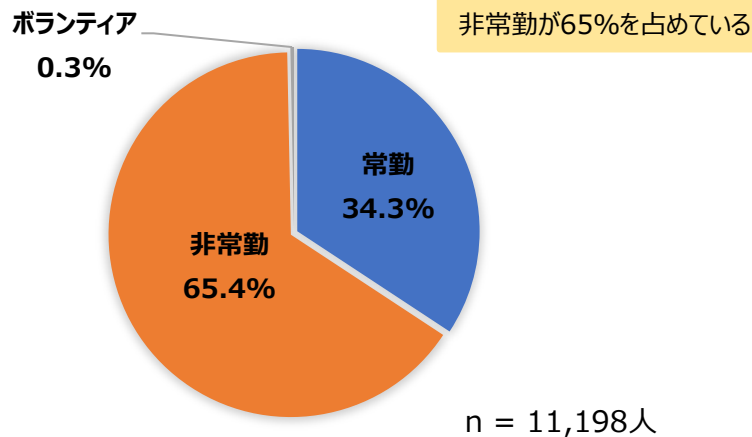
区分	大学院日本語関連の専攻修了	大学主専攻（日本語教育）課程修了	大学副専攻（日本語教育）課程修了	日本語教育能力検定試験合格	大学卒420時間以上研修歴	その他	計
人数	267	350	311	2,343	3,276	99	6,646
割合	4.0%	5.3%	4.7%	35.2%	49.3%	1.5%	100.0%

※日本語教育振興協会が日本語教育機関として認定している機関（246機関）に対する調査（回答機関数223、回答率90.7%）

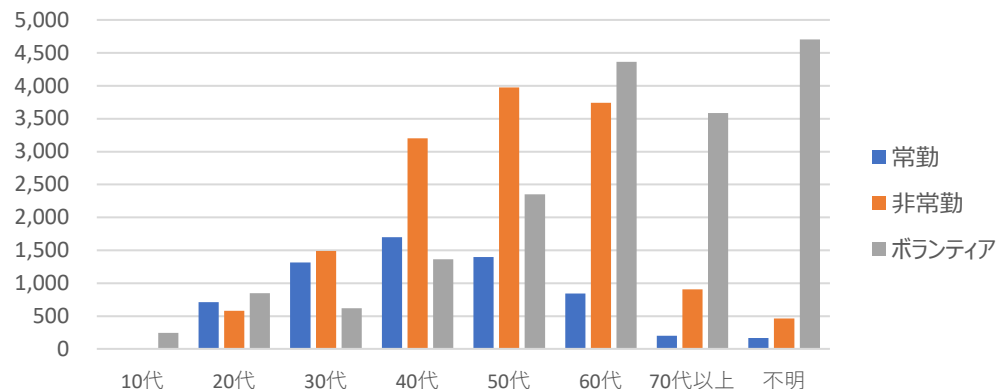
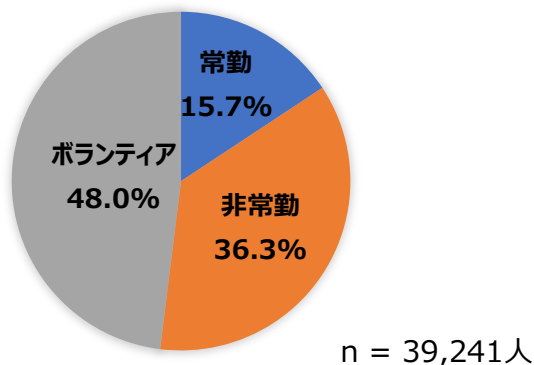
日本語教育機関（法務省告示機関）における日本語教師の状況②

法務省告示機関の日本語教師等の状況

40代以上では、非常勤が常勤を上回っている。



【参考①】日本語教育機関の日本語教師等の状況



出典：令和3年度日本語教育実態調査（文化庁）

【参考②】日本語教育機関の経験年数別教員数

区分	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	計
人数	272	1,053	998	1,088	1,559	4,970
割合	5.5%	21.2%	20.1%	21.9%	31.3%	100.0%

出典：令和3年度日本語教育機関実態調査（一般財団法人日本語教育振興協会）

地域における日本語教育関係

- ◆外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、学習支援者)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と関係機関の連携が課題として多い。

現状・課題/多様なニーズへの対応

《現状》ニーズの多様化

- 生活者、就労者、企業等の新たな学習ニーズ
特に技能実習生などの生活・就労に関する日本語学習ニーズが増
- 児童生徒の就学前の学習、就学後のサポート
- 生活に必要な日本語のレベルの高さ(病院、役所の対応、コロナ禍での対応などの生活に必要な日本語とともに、就労に必要な日本語)

《課題》多様化するニーズへの対応が十分でない

- 生活者、就労者のニーズとして初級程度のレベルなどへの対応、ノウハウが十分でない
- 未就学の外国人児童生徒への指導者の確保、指導法などノウハウの共有が困難
- 外国人居住地の地域散在により日本語教室が通える場所に無いこと
- 就労者が増加する中で、働きながら学ぶための日本語教室の場所・時間的な課題
- 財源不足

対応策(例)

- 専門性を有する指導者(地域コーディネーター、日本語教師)の不足
- 専門機関(日本語学校・大学)との連携ができていない

《検討している対応策》

①ニーズの把握

- ・総合調整会議や地域コーディネーター配置によるニーズ把握・普及
- ・空白地域における市町村との連携によるニーズ把握・普及啓発

②専門的な教育機関との連携、指導者・支援者の確保

- ・日本語教師など専門性を有する者の派遣依頼
- ・大学・日本語学校との連携による助言・指導
- ・ボランティア研修の講師として派遣依頼
- ・指導者等の人材のネットワーク化、マッチング

③学習環境

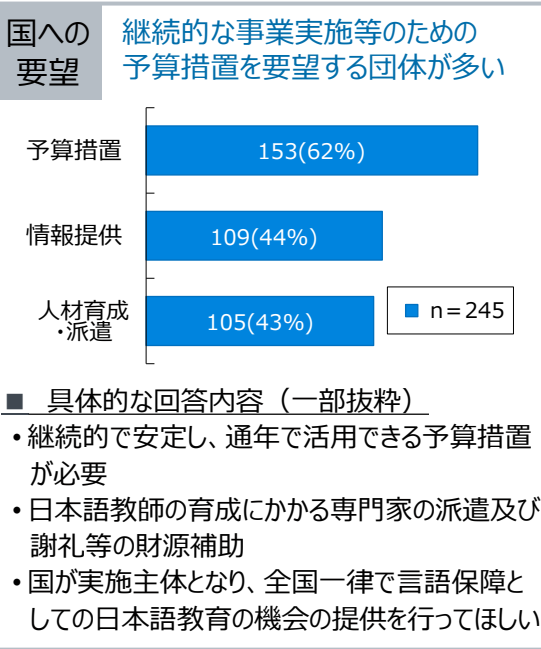
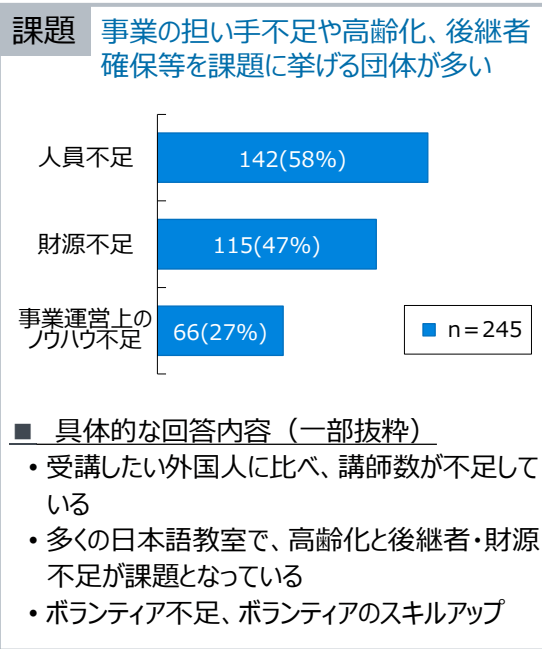
- ・ニーズに対応した市町村、日本語教育機関との連携による日本語教室の立ち上げ・試行
- ・就労者や、通えない方に対応したオンライン教育

●地域の日本語教育に関する課題、就学前の外国人児童を対象とする支援に関する課題

日本語教育

取組状況

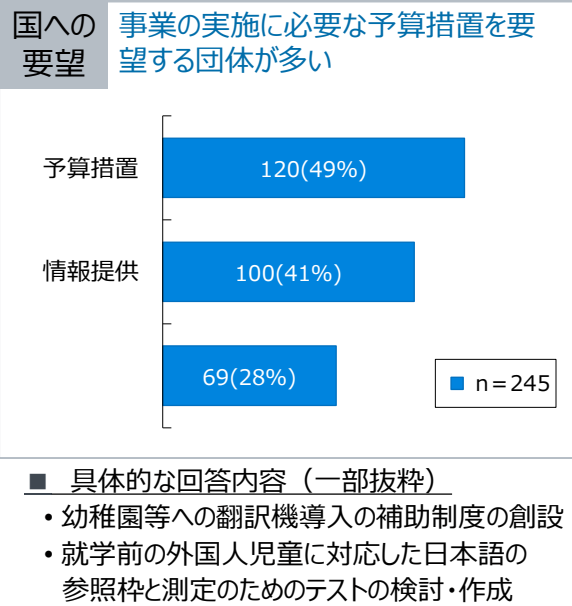
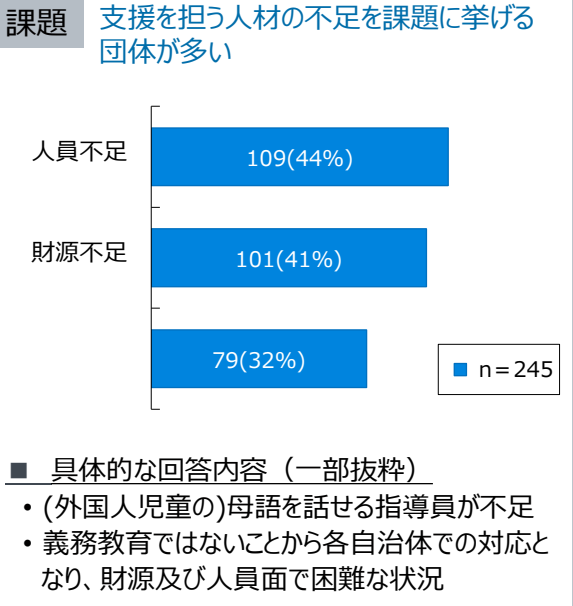
- 日本語学習の機会を提供する事業の内容等
 - **日本語学習の機会を提供する事業を「行っている」は、156団体(64%)**
→ 事業内容は、「日本語教育の実施」(142団体(91%))、「日本語教師等の養成・研修」(71団体(46%))の順に多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っている』」の回答数(156)に対する割合
- 日本語教育の実施対象等
 - 実施対象は、「(日本語能力に関係なく)希望者全員」が104団体(73%)、「(日本語能力に基づき)受講が必要と判断された者」が24団体(17%)
 - 受講者の費用負担は、「無償」が90団体(63%)、「有償」が48団体(34%) ※(%)は「日本語教育の実施」の回答数(142)に対する割合
- 日本語学習の機会を提供する事業を行っていない理由
 - **事業を「行っていない」は、50団体(20%)**
→ 行っていない理由は、「人員不足」(20団体(40%))が最も多い
※(%)は「日本語学習の機会を提供する事業を『行っていない』」の回答数(50)に対する割合



就学前の外国人児童を対象とする支援

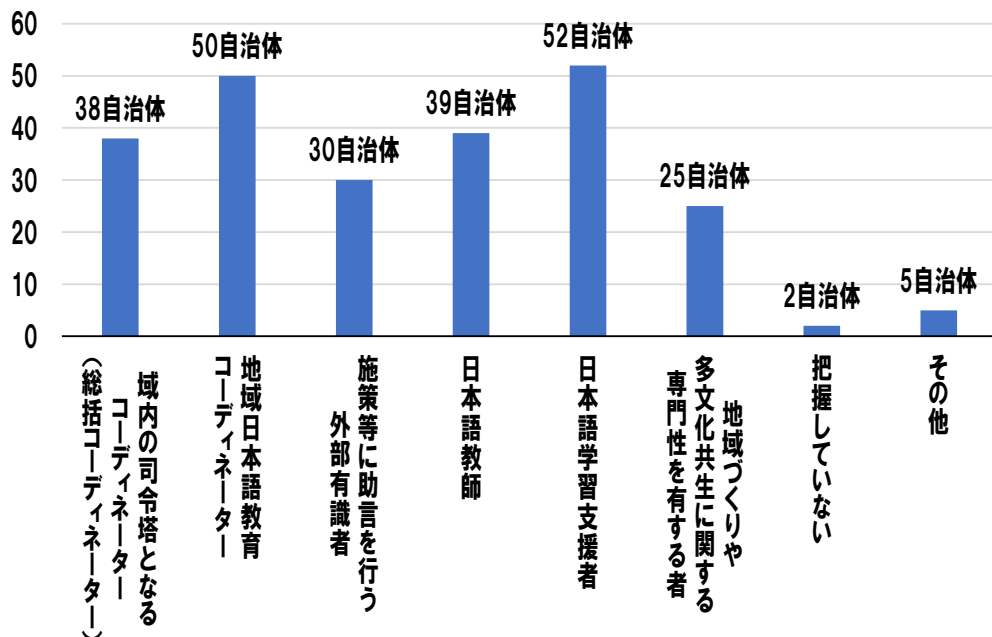
取組状況

- **就学前の外国人児童を対象とする支援事業を「実施している」は、85団体(35%)**
→ 事業内容は、「情報提供」(34団体(40%))、「プレスクール」(28団体(33%))、「就学前ガイダンス」(24団体(28%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施している』」の回答数(85)に対する割合
→ 具体的な取組内容として、「就学前に基礎的な日本語を学習させ、就学の際は日本語の学習内容の引き継ぎを行っている」、「住民登録のある就学前の全外国人児童へ就学手続きを促す通知(日本語及び外国語(9か国語))を送付している」などがあつた
- **事業を「実施していない」は、130団体(53%)**
→ 実施していない理由は、「人員不足」(54団体(42%))、「財源不足」(47団体(36%))の順に多い ※(%)は「就学前の外国人児童を対象とする支援事業を『実施していない』」の回答数(130)に対する割合



●地域の日本語教育に携わる人材、連携状況

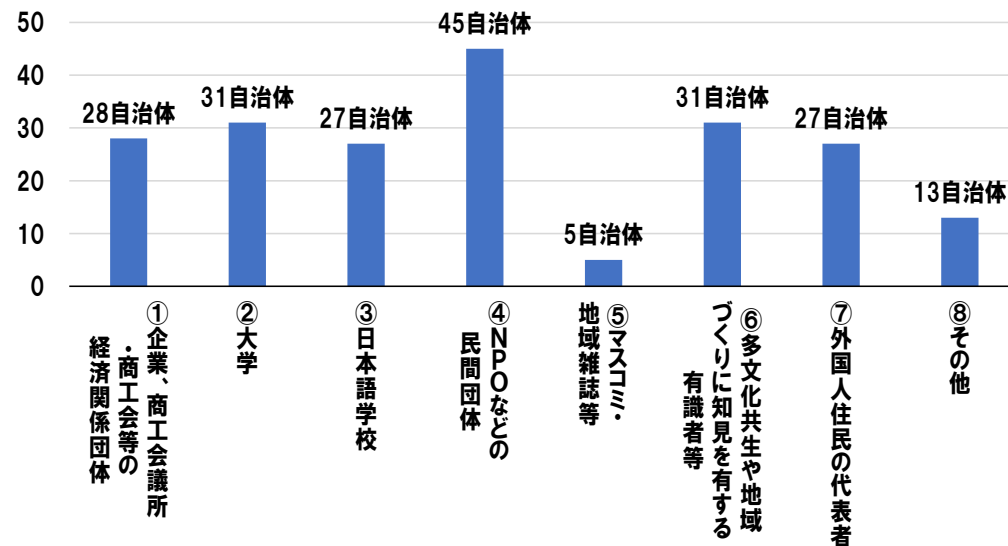
地域における日本語教育に携わる人材のうち、
どのような人材が特に求められているか（複数回答可）



《課題》地域日本語教育専門家の育成・確保

- ・地域日本語教育コーディネーター不在
- ・専門性の高いアドバイザーや日本語教師の人材不足
- ・ボランティアの高齢化、後継者の確保

日本語教育の実施に係る連携全般について（現在実施中）
（複数回答可）



《課題》地域の多様なニーズに対して、支援体制整備、関係者の連携が十分でない

- 行政、外国人受け入れ団体(企業、管理団体、教育機関など)、日本語教育関係者との連携が十分でない。
- 就労者の学習ニーズが高まる中で、地方自治体と、就労関係機関、日本語教育機関との連携ができていない。
- 日本語教育を希望する外国人の受け入れ事業者との役割分担が明確になっていない。
- 都道府県と市町村の連携による空白地域への対応、理解促進が十分でない

●地域の日本語教育関係機関の連携における対応策

検討している対応策

《関係機関との連携において検討している対応策》

(例)

- 関係者が参画する「総合調整会議」の開催、意見交換の場、シンポジウム・セミナー開催
- 総括コーディネーター及び、各圏域に地域を担当するコーディネーターを配置し、各地の実情把握、関係機関との連携体制の構築を推進
- 空白地域を埋めるため、市町村との連携による日本語教室の立ち上げを支援する日本語教室モデル事業を実施
- 在留外国人の多くを占める外国人労働者（技能実習生）に対して、日本語学習機会を提供
- 日本語教師派遣の受入れを検討する企業等と、派遣が可能な日本語学校等とのマッチング
- 複数企業との連携による日本語学習機会の提供

《日本語教育機関との連携》(例)

- 総合調整会議に参画、助言
- 地域日本語教育コーディネーターとして日本語教師に依頼
- 県が実施する市町村と連携したモデル日本語教室に、日本語教育機関の教師が、指導者として参加
- 初学者の指導方法について、学習支援者向けの研修会における講師として依頼
- 学習支援者対象のICT活用研修実施を日本語学校に委託
- 企業と連携した日本語教室運営を日本語学校に委託

※連携していない自治体の理由

- 地域に日本語教育機関が少ない。日本語教育機関との連携方法が分からない
- 学校は留学生向けであり、生活者としての外国人向け日本語教育が提供されていない。
- 専門性が高い日本語教育の委託を検討中。

《今後、日本語教育機関に期待すること》

- 地域日本語教育コーディネーターとしての人材派遣、日本語教室、教育委員会の学習支援者等への紹介、各種研修における人材派遣
- 外国人への専門的指導、学習支援者への専門的指導方法などノウハウの共有
- 留学生だけでなく、地域の「生活者としての外国人」受け入れの体制づくり

●地域日本語教育の指導者（日本語教育コーディネーターの状況）

■日本語教育コーディネーター259名：多い県は10名以上、配置されていない自治体は4か所

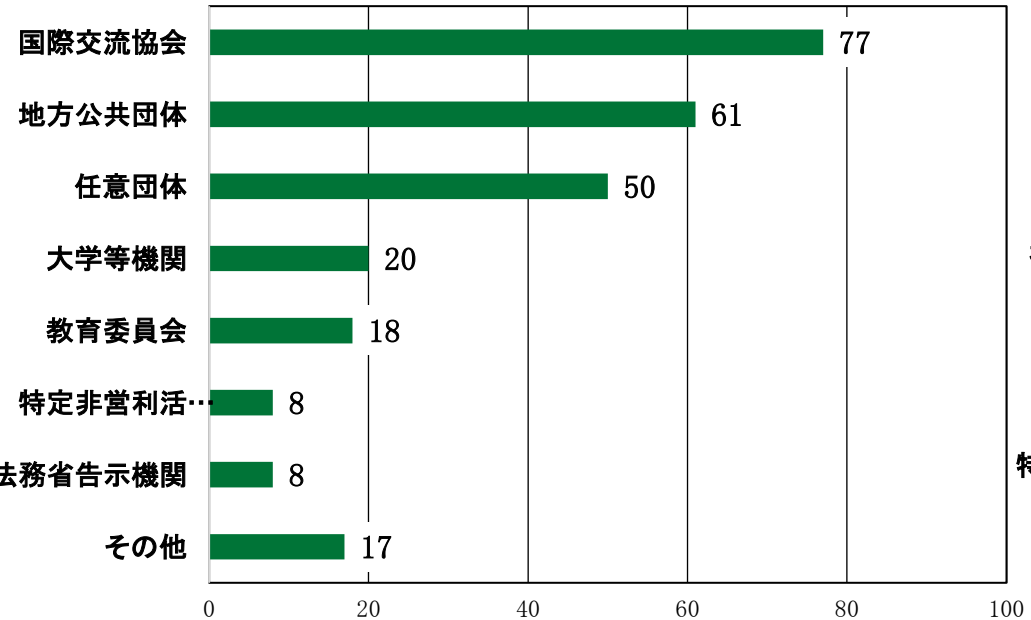
■業務内容

「日本語教師や関係機関との連絡・調整」が233件、「地域における日本語教育の企画・運営」が231件、「地域における日本語教育の実態把握」が182件、「日本語教師の養成・研修」が135件。

	連絡・調整	地域日本語教育の企画・運営	実態把握	指導者養成・研修	その他
コーディネーター業務内容	233	231	182	135	38

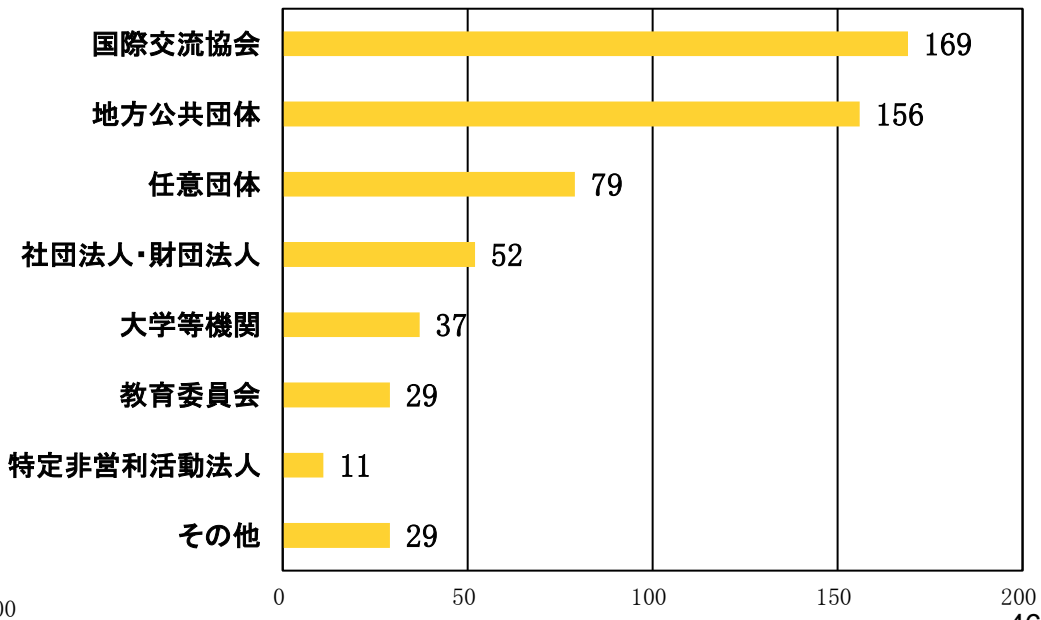
日本語教育コーディネーター配置機関・施設等数

(n=259)



日本語教育コーディネーター数

(n=562)



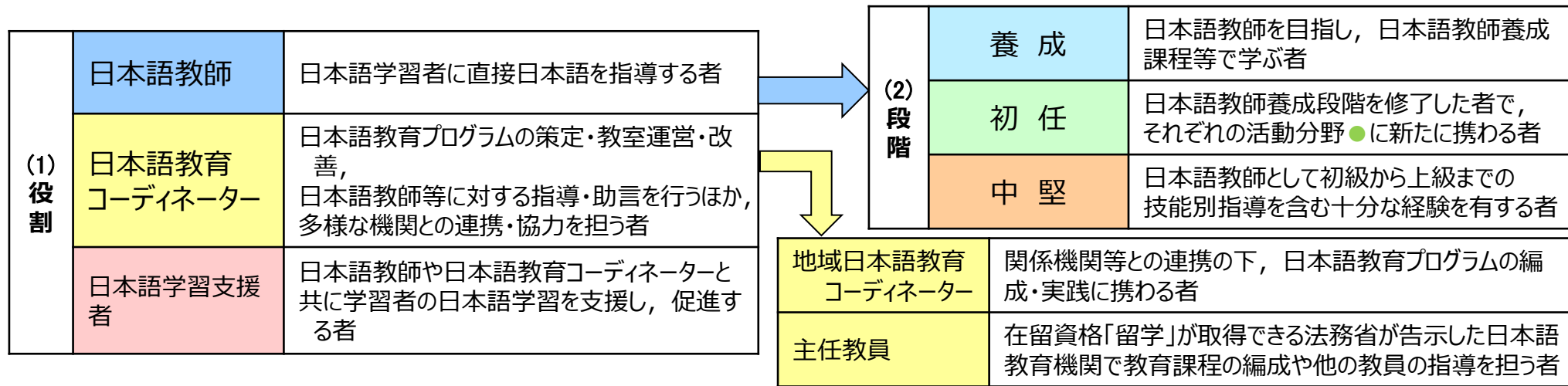
日本語教育に係る各種提言



検討のポイント

- **目的**：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過**：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に本報告を取りまとめた。
- **ポイント**：
 - ① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる**資質・能力**、**教育内容**、**モデルカリキュラム**を提示
 - ② 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 - ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」（教授法、日本語分析、文法、音韻音声、文字表記等）を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について（1）役割、（2）段階、（3）活動分野別に整理



(3) 活動分野

●の6つの活動分野を提示。

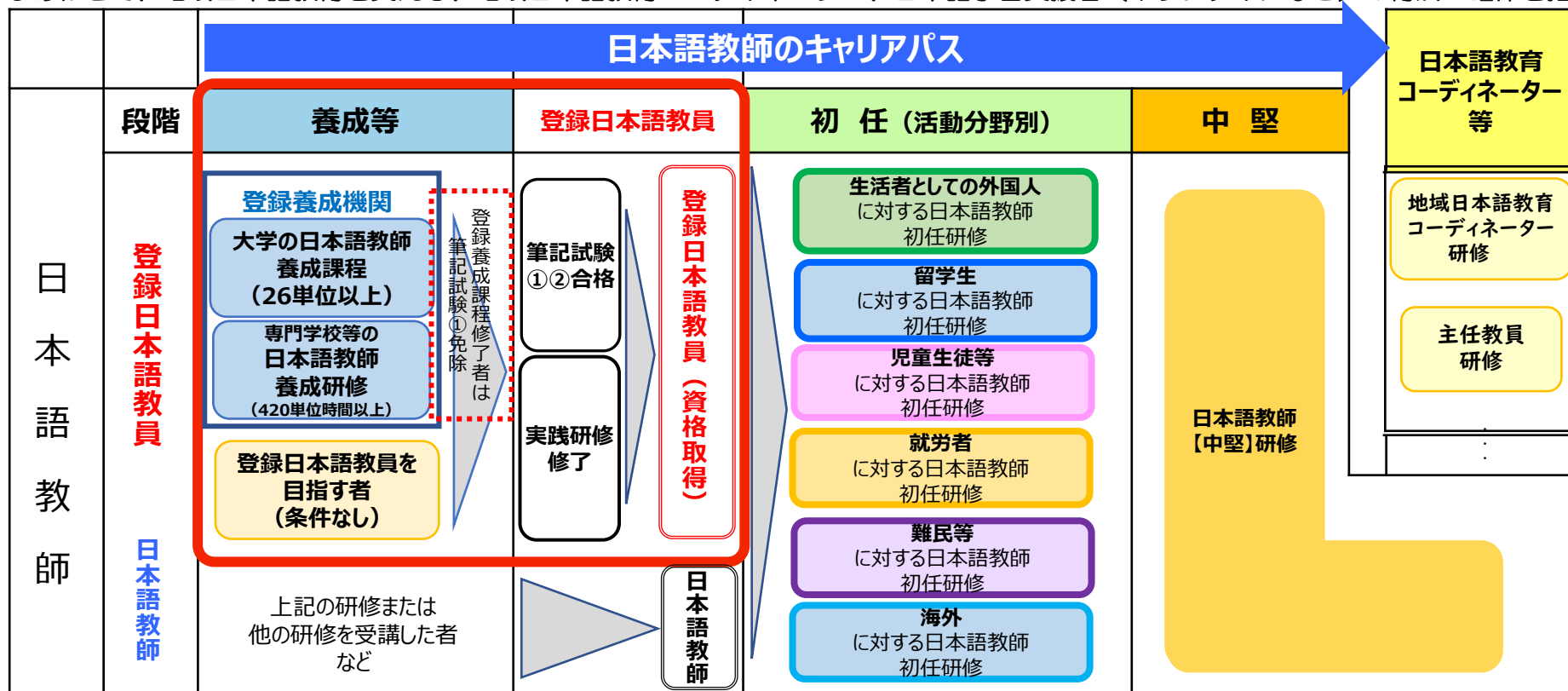
- <国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等
 ●就労者 ●難民等
- <海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが新制度関係

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

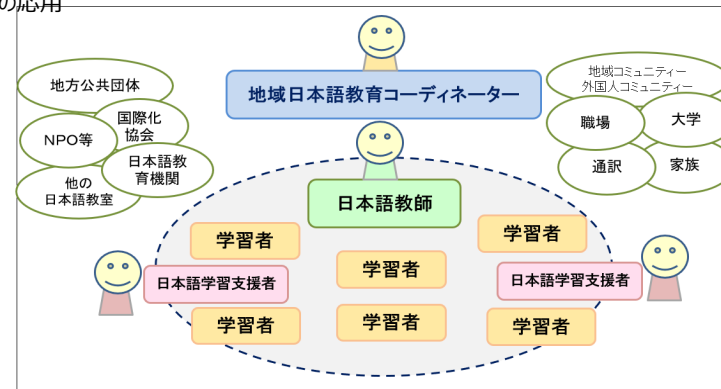


※筆記試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、筆記試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語教育コーディネーター	日本語学習支援者
	日本語学習者に直接日本語を指導する者	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



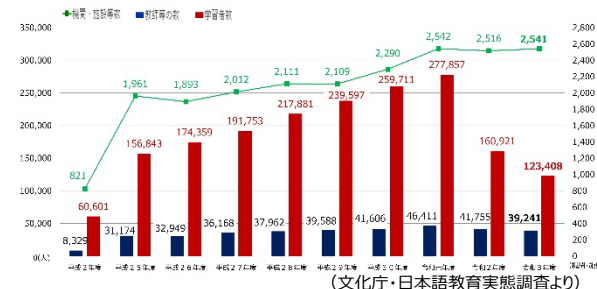
背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 80百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関

● 件数・単価：8箇所×約1,000万円
(令和5年度は全国8ブロック8箇所を予定)

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



(2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師(3～10年目)
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。

● 件数・単価：2箇所×約3,000万円
(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

日本語教師の養成における教育実習

- 日本語教師【養成】における教育実習とは、日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。
- 教育実習の指導項目としては、以下①～⑥を全て含めること。

教育実習の指導項目	実習内容（例）
① オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none">○ 教育実習全体の目的の理解○ 教育実習の構成要素と内容の理解○ 学習者レベル別、対象別の教育実習に対する留意事項
② 授業見学	<ul style="list-style-type: none">○ 授業見学のポイントや視点の理解○ 授業見学及び振り返り○ 授業ビデオ観察及び振り返り
③ 授業準備	<ul style="list-style-type: none">○ 教壇実習に向けた指導項目の分析○ 教壇実習に向けた教案作成○ 教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④ 模擬授業	<ul style="list-style-type: none">○ 模擬授業及び振り返り
⑤ 教壇実習	<ul style="list-style-type: none">○ 教壇実習及び振り返り
⑥ 教育実習全体の振り返り	<ul style="list-style-type: none">○ 教育実習全体としての振り返り

日本語教師の養成における教育内容

※文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日）

◎ 必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において**必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。**

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
- (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
- (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
- (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
- (23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
- (28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
- (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
- (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
- (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
- (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
- (45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
- (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

活動分野別に求められる日本語教師の資質・能力及び研修における教育内容（初任研修の例）

1. 活動分野別に求められる日本語教師の資質・能力

資質・能力を【知識】【技能】【態度】に分けて整理

【知識】・・・1 留学生に対する教育実践の前提となる知識
2 日本語の教授に関する知識

【技能】・・・1 教育実践のための技能
2 成長する日本語教師になるための技能
3 社会とつながる力を育てる技能

【態度】・・・1 言語教育者としての態度
2 学習者に対する態度
3 文化多様性・社会性に対する態度

2. 初任研修における教育内容

3 領域：社会・文化に関わる領域
教育に関わる領域
言語に関わる領域

5 区分：社会・文化・地域
言語と社会
言語と心理
言語と教育
言語

上記を15下位区分に分け教育内容を設定

日本語教師の主な活動分野

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教師（初任）
- 留学生に対する日本語教師（初任）
- 就労者に対する日本語教師（初任）
- 児童生徒等に対する日本語教師（初任）
- 難民等に対する日本語教師（初任）
- 海外に赴く日本語教師（初任）



1. 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】	<p>【1 「生活者としての外国人」に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 地域の外国人の背景・状況・特徴等について正しく理解している。</p> <p>(2) 「生活者としての外国人」を取り巻く地域の実情や課題について理解するとともに、地域の教育リソースを活用するための知識を持っている。</p> <p>(3) 地域日本語教育における多様な学びと、指導者・支援者の役割や連携体制について理解している。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、内容、方法についての知識を持っている。</p> <p>(5) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 「生活者としての外国人」は、ライフステージによって、必要となる日本語が変化するということを理解し、学習者の状況に応じ、教育的観点やキャリア支援の観点から見て適切な指導計画を立てる上で必要となる知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) ニーズ分析、レベルチェックが適切に実施できる。</p> <p>(3) 地域における学習者の背景・属性を理解し、地域のリソースを活用し、ニーズやライフステージに応じた効果的な日本語教育を実践することができる。</p> <p>(4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を引き出すための教育実践を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(5) 自らの指導力に関し、分析的に振り返り、指導力の向上や指導計画の点検・改善を行うとともに、関係者間で共有を図り、協働して指導の改善を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(6) 日本語学習の成果を効果的に共有・公開することで、学習者が家族や関係者より良い関係を構築できるよう促すことができる。</p> <p>(7) 学習者が地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 学習者の多様な背景、ニーズ、学習環境を的確に捉え、その個別性と学びに向き合おうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(2) 学習者の背景・文化・日本における生活状況を理解しようとする。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(4) 学習者が人とつながり、ネットワークを構築する力を育てようとする。</p> <p>(5) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、「生活者としての外国人」が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を実践しようとする。</p>

2. 留学生に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
留学生に対する日本語教師【初任】	<p>【1 留学生に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語指導を実施する上で必要な知識を持っている。</p> <p>(2) 進学や就職に必要な試験や、その内容を指導するために必要な知識を持っている。</p> <p>(3) ICT等の多様なリソースを活用した指導を行う上で、必要な知識を持っている。</p> <p>(4) 言語習得に関する実践的な知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(5) 学習者が他者と協働し、自律的かつ主体的に学んでいけるようにするために必要な知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語能力を身に付けるための効果的な指導ができる。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てるための教育実践ができる。</p> <p>(4) ICT等の多様なリソースを活用した効果的な教育実践ができる。</p> <p>(5) 様々な規模・形態のクラスの管理・運営を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 指導計画に基づき実践した授業や教育活動を分析的に振り返り、改善と新たな実践のための検討ができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 教室内外の関係者と学習者をつなぎ、学習者の社会参加を促進するための教室活動をデザインすることができる</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 複数の教師でクラスを担当するチームティーチングについて理解し、教師間で連携・協力を図ろうとする。</p> <p>(2) 日本語学習だけでなく、進路選択に関しても担当者と連携し、多様な関係者と共に関わり、指導を実践しようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(4) 留学生を取り巻く国内外の社会状況の変化に関心を持つようとする。</p> <p>(5) 学校外の地域社会や他者とのつながりを持つことの意味を理解し、社会とつながる機会提供に努めようとする。</p>

3. 就労者に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
児童生徒等に対する日本語教師【初任】	<p>【1 児童生徒等に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 児童生徒等の成長発達の特徴、及び生育環境の変化による影響について理解している。</p> <p>(2) 児童生徒等の社会化のプロセスについての知識を有し、キャリア支援の視点から将来を想定して日本語指導が果たす役割を理解している。</p> <p>(3) 日本の教育制度を理解し、学校における児童生徒等の受入れ体制や支援の仕組みに関する知識をもっている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 児童生徒等の言語習得と言語運用の特性に関する知識を持っている。</p> <p>(5) 児童生徒等に対する日本語及び日本語と教科等に関連付けて教えるための知識、日本語の指導計画に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 児童生徒等の年齢・能力・文化的背景に応じて日本語の学習活動を設計することができる。</p> <p>(2) 指導計画に即して、個に応じた指導を行うことができる。</p> <p>(3) 教科等と日本語との統合的な学習活動の支援を行うことができる。</p> <p>(4) 児童生徒等の生活全般に関連付けて教材教具を工夫し、指導することができる。</p> <p>(5) 児童生徒等の日本語を含む言語の能力を、多様な角度から把握・評価することができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 実践を分析的に振り返り、改善のための検討を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 児童生徒等を取り巻く社会の中に、自身の役割を位置付け、指導・支援の内容・方法を決定し、実施することができる。</p> <p>(8) 学校や地域、家庭などでの児童生徒等の活動や、将来を想定した指導を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) キャリア支援の視点から、児童生徒等の日本語学習支援の在り方を考え、実践しようとする。</p> <p>(2) 日本語指導の現場だけでなく、学校や地域、家庭など多様な角度から児童生徒等の日本語の使用や習得状況を捉えようとする。</p> <p>(3) 担当教師、学校関係者や保護者、地域関係者と円滑に協働し、効果的に日本語学習支援を行おうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 複雑な事情を抱える多文化家族の背景を理解し、児童生徒等に寄り添おうとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(5) 指導する立場であることや多数派であることは児童生徒等やその保護者にとって権威性を感じさせることを常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。</p>

4. 児童生徒等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
児童生徒等に対する日本語教師【初任】	<p>【1 児童生徒等に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 児童生徒等の成長発達の特徴、及び生育環境の変化による影響について理解している。</p> <p>(2) 児童生徒等の社会化のプロセスについての知識を有し、キャリア支援の視点から将来を想定して日本語指導が果たす役割を理解している。</p> <p>(3) 日本の教育制度を理解し、学校における児童生徒等の受入れ体制や支援の仕組みに関する知識をもっている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 児童生徒等の言語習得と言語運用の特性に関する知識を持っている。</p> <p>(5) 児童生徒等に対する日本語及び日本語と教科等に関連付けて教えるための知識、日本語の指導計画に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 児童生徒等の年齢・能力・文化的背景に応じて日本語の学習活動を設計することができる。</p> <p>(2) 指導計画に即して、個に応じた指導を行うことができる。</p> <p>(3) 教科等と日本語との統合的な学習活動の支援を行うことができる。</p> <p>(4) 児童生徒等の生活全般に関連付けて教材教具を工夫し、指導することができる。</p> <p>(5) 児童生徒等の日本語を含む言語の能力を、多様な角度から把握・評価することができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 実践を分析的に振り返り、改善のための検討を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 児童生徒等を取り巻く社会の中に、自身の役割を位置付け、指導・支援の内容・方法を決定し、実施することができる。</p> <p>(8) 学校や地域、家庭などでの児童生徒等の活動や、将来を想定した指導を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) キャリア支援の視点から、児童生徒等の日本語学習支援の在り方を考え、実践しようとする。</p> <p>(2) 日本語指導の現場だけでなく、学校や地域、家庭など多様な角度から児童生徒等の日本語の使用や習得状況を捉えようとする。</p> <p>(3) 担当教師、学校関係者や保護者、地域関係者と円滑に協働し、効果的に日本語学習支援を行うとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 複雑な事情を抱える多文化家族の背景を理解し、児童生徒等に寄り添おうとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(5) 指導する立場であることや多数派であることは児童生徒等やその保護者にとって権威性を感じさせることを常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。</p>

5. 難民等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
難民等に対する日本語教師【初任】	【1 難民等に対する教育実践の前提となる知識】	【1 難民等に対する教育実践のための技能】	【1 言語教育者としての態度】
	(1) 世界の難民等の状況や国内の難民等を取り巻く状況について基礎的な知識を持っている。	(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、子供から高齢者まで学習者の状況に応じ、適切な指導計画を立てることができる。	(1) 日本語教育の専門家として、学習者自身の課題や目的・目標を理解し、教育実践により良く反映させようとする。
	(2) 日本の難民等受入れ施策に関する基礎的な知識を持っている。	(2) 学習者の状況やライフステージに応じた指導方法を選択し、効果的な教育実践ができる。	(2) 日本語教育を通して、学習者のQOLの向上及びキャリアパスにつなげようとする。
	(3) 難民等に対する日本語教育の経緯や変遷に関する知識を持っている。	(3) 学習者の経験や背景、精神状態や心理に配慮した教室活動、クラス運営を行うことができる。	(3) 家族や周囲の支援関係者と円滑に協働し、効果的に日本語教育を行おうとする。
	(4) 難民等が持つことが多い学習上の様々な困難について理解し、日本語教師としてコミュニケーションを取るための基礎的な知識を持っている。	(4) 学習者の自律的な日本語学習を支援するために、ICT等の多様なリソースを把握し、それらを活用した効果的な教育実践ができる。	【2 学習者に対する態度】
	(5) 難民等が日本での生活及び学習において直面する課題や、問題が生じた場合の相談先や支援団体等について知識を持っている。	(5) 学習者及び支援関係者に分かりやすく、学習動機にも配慮した評価を行うことができる。	(4) 学習者自身及び周囲の支援関係者を励まし、力付け、日本語学習を継続していけるよう支援しようとする。
	【2 日本語教育に関する知識】	【2 成長する日本語教師になるための技能】	(5) 学習者の言語やこれまでの経験に敬意を払い、個々の事情に配慮しながら、異なる社会の中で一つずつ目標を達成していけるよう支援しようとする。
	(6) 難民等に対する教育実践を行う上で、配慮すべき事柄に対する専門知識を持っている。	(6) 指導計画に基づき実践した授業や教育活動を分析的に振り返り、改善と新たな実践のための検討ができる。	【3 文化多様性・社会性に対する態度】
(7) 難民等に対する日本語教育プログラムを効果的に実践するために必要となる教育方法に関する知識を持っている。	(7) 日本語学習の成果や課題を学習者やその家族等の関係者と共有し、より具体的な改善に繋げるための評価を実践することができる。	(6) 学習者が人とつながり、ネットワークを構築する力を育てようとする。	
(8) 難民等の日本語能力や習得状況に応じた評価を適切に行う上で必要となる知識を持っている。	【3 社会とつながる力を育てる技能】	(7) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、難民等が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を実践しようとする。	
	(8) 社会と学習者をつなぎ、学習者の日本語使用や日本文化の理解、社会参加を促進するための教室活動をデザインすることができる。		
	(9) 高齢者には日本語学習を通じた日本社会との接点を求める方も多いため、生涯学習としての日本語教育という観点から活動をデザインすることができる。		

6. 海外に赴く日本語教師【初任】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
海外に赴く日本語教師【初任】	<p>【1 赴任国・地域等における教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 赴任国・地域等の社会制度や歴史、宗教などの文化的背景及び赴任国・地域等と日本との関係性に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(2) 赴任国・地域等で用いられる言語の知識及びその言語と日本語との言語学的対照に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(3) 赴任国・地域等において日本語教育が行われる社会背景や、赴任国・地域等の教育文化及び言語施策・制度等の教育事情について知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 赴任国・地域等における日本語教育プログラムの目的と、それに適した実践的な教育方法に関する知識を持っている。</p> <p>(5) 赴任国・地域等に適した言語文化教育・日本文化事情教育に関する実践的な知識を持っている。</p> <p>(6) 赴任国・地域等をはじめ、国内外の多様なリソース・ツールを教育で活用するための知識を持っている。</p> <p>【3 赴任国・地域等における生活・文化に関する知識】</p> <p>(7) 赴任国・地域等及び周辺の世界情勢や治安、医療等の生活の基盤整備に関する情報にアクセスするための知識を持っている。</p> <p>(8) 赴任国・地域等の法律、生活で配慮すべきこと、快適に生活する方法等について基本的な知識を持っている。</p>	<p>【1 赴任国・地域等における教育実践のための技能】</p> <p>(1) 赴任国・地域等の教育機関における日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) 学習者それぞれの目的に適した日本語能力を身に付けるための効果的な教育実践ができる。</p> <p>(3) 赴任国・地域等や国内外にある多様なリソース・ツールを効果的に活用して、学習者の学習動機を高め、教室内外において学習者の日本語運用力及び日本理解を促進することができる。</p> <p>(4) 赴任国・地域等の日本語教師に対して、日本語及び日本語教育に関する指導・助言を行うことができる。</p> <p>(5) 赴任国・地域等の日本語教育プログラムの運営に関わるマネージメントやコーディネートを行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 指導計画に基づき実践した教育活動を分析的に振り返り、改善ができる。</p> <p>【3 赴任国・地域等で日本語教師として自立する技能】</p> <p>(7) 赴任国・地域等で用いられる言語を使って意思疎通ができる。</p> <p>(8) 赴任国・地域等の法令を遵守し、文化を尊重しながら、自立的に生活することができる。</p> <p>(9) 赴任国・地域等の情勢や安全に関する情報を収集・活用し、周囲の協力を得ながら、必要な危機管理ができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 多様な文化背景や教育観を持つ教師間で連携・協力を図ろうとする。</p> <p>(2) 赴任国・地域等の教育理念等を理解し、それに適した教育実践を行おうとする。</p> <p>(3) 赴任国・地域等の文化・言語・社会について関心を持ち、理解を深めようとする。</p> <p>(4) 赴任国・地域等において期待される教師としての立場、役割を見出そうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(5) 海外では日本文化や日本人との接触機会が限られるため、日本文化や日本人の捉え方がステレオタイプに陥らないよう、多様性を提示するよう努めようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(6) 国内外の社会状況や、その変化に関心を持つようとする。</p> <p>(7) 赴任国・地域等と日本との相違点について理解しながら、多様な文化や価値観を尊重し、必要に応じて寛容な態度を取ろうとする。</p> <p>(8) 日本語母語話者あるいは日本人日本語教師である場合、そのことが学習者や非母語話者日本語教師及び現地関係者にとって権威性を感じさせることを常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。</p>

1. 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化に関わる領域	①世界と日本		
		②異文化接触	(1)国・地域の在留外国人施策	
		③日本語教育の歴史と現状	(2)「生活者としての外国人」に対する日本語教育 ・地域日本語教育 (地域国際化協会等の関係団体情報)	
			(3)言語サービス (多言語化・「やさしい日本語」)	
		④言語と社会の関係	(4)「生活者としての外国人」の多様性 ・言語背景, 文化的背景 ・言語管理, 家庭内言語マネジメント ・ニーズの多様性	
	言語と社会	⑤言語使用と社会	(5)外国人住民の社会参加 ・地域言語と共通語 ・地域生活関連情報 ・エンパワーメント ・人間関係・ネットワークを築く力	
			(6)「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 ・目的に応じた学習内容 ・「標準的なカリキュラム案」	
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(7)「生活者としての外国人」の異文化受容・適応	
	教育に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	(8)学習方法 ・学習者タイプ ・学習スタイル ・学習ストラテジー ・自律学習
(9)日本語の学習・教育の情意的側面				
⑨異文化理解と心理				

言語に関わる領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(11)各種指導法, 教授法 ・地域日本語教室見学, 活動参加 ・活動の振り返り (12)コースデザイン演習 ・ニーズ分析 ・学習内容 ・カリキュラムデザイン ・社会参加につながる活動の設計 ・学習・習得を促す活動 ・指導案作成 ・教材作成 (13)日本語能力の評価 ・「生活者としての外国人」の日本語能力 ・適切なレベルチェックの仕方 ・自律学習と評価 (14)指導力の評価 ・分析的な振り返り ・自己点検 ・課題の共有 ・改善方法の検討
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
言語に関わる領域	言語	⑫言語教育と情報	(10)「生活者としての外国人」のための教材・教具のリソース ・教材の活用・作成と著作権
		⑬言語の構造一般	
		⑭日本語の構造	
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	

(備考) 関連ページ p.25 表2 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

2. 留学生に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

留学生に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容
社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)日本の留学生受入れ施策 ・在留資格 ・法務省の告示基準 ・留学生教育の変遷
		②異文化接触	(2)法務省告示日本語教育機関の歴史と現状
		③日本語教育の歴史と現状	(3)日本語の試験 ・日本語能力試験（JLPT） ・日本留学試験（EJU） ・ビジネス日本語の試験
	言語と社会	④言語と社会の関係	(4)日本と海外の教育制度の違い
		⑤言語使用と社会	(5)進路選択関連情報 ・キャリア教育 ・留学生の進学・就職指導
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)留学生の異文化受容・適応 ・異文化間トレランス ・メンタル・カウンセリング
	言語と心理	⑦言語理解の過程	
		⑧言語習得・発達	
	言語と教育	⑨異文化理解と心理	(7)日本語の学習・教育の情意的側面 ・青年期学習者の成長と発達
		⑩言語教育法・実習	(8)演習 ・対象レベル別指導法 ・論文・議論の指導法 ・指導案作成 ・教材作成 ・教室活動 ・評価法 ・自己点検 ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化（経験を通して学ぶ力の育成）
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
		⑫言語教育と情報	(9)留学生のための教材・教具のリソース (10)著作権 (11)統計処理（テスト・評価・成績管理）

コミュニケーション

言語	⑬言語の構造一般	
	⑭日本語の構造	
	⑮言語研究	
	⑯コミュニケーション能力	

（備考）関連ページ：p.26表3「留学生に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

3. 就労者に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

就労者に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容
社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)人の移動とダイバーシティ (2)日本の外国人材受け入れ施策 ・就労に関わる在留資格
		②異文化接触	(3)日本と海外の労働に関する制度の違い ・雇用や社会保障に関する制度 ・メンタルヘルス
		③日本語教育の歴史と現状	(4)就労者に対する日本語教育 ・就労のための日本語教育の多様性 ・就労に関わる日本語能力の要件
	言語と社会	④言語と社会の関係	(5)就労者の多様性 ・言語背景, 文化的背景 ・ニーズの多様性
		⑤言語使用と社会	(6)職場におけるコミュニケーション分析 ・社会文化的背景と言語・非言語行動 (7)キャリア支援と日本語教育
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(8)就労者の異文化受容・適応 ・異文化間トランズ
		⑦言語理解の過程	
	言語と心理	⑧言語習得・発達	
		⑨異文化理解と心理	(9)学習動機と就労現場における学習者心理 ・職場におけるトラブル ・就労準備, 職場における学習者の成長と発達
	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(10)コースデザイン演習 ・ニーズ分析の手法 (対職場関係者, 对学习習者) ・目標設定 ・職種・職位・対象別日本語教育内容 ・職種・職位・対象別カリキュラム ・教材作成 (11)各種指導法 ・就労準備, 就職後の職場適応及び業務遂行のための日本語教育 ・キャリア形成のためのビジネス日本語教育等の目的別指導方法 (12)評価・報告 ・評価及びフィードバックの方法 (対職場関係者, 对学习習者) ・分析的な振り返り ・自律学習 ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化 (経験や他者を通して学ぶ力の育成)

⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(13)職場コミュニケーションに関する言語間対照
	(14)就労のための日本語教育の教材・教具のリソース ・通信, e ラーニング, ICT ツール (SNS など)
言語	⑬言語の構造一般
	⑭日本語の構造
	⑮言語研究
	⑯コミュニケーション能力
	(15)異文化調整能力 ・専門家以外に対する学習効果や日本語教育の必要性の説明

(備考) 関連ページ: p.28 表 5 「就労者に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

コミュニケーション

言語に関わる領域

4. 児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容	
コミュニケーション 教育に関わる領域	社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	
			②異文化接触	(1)外国人児童生徒等の現状 ・文化間移動 ・ライフコース
			③日本語教育の歴史と現状	(2)外国人児童生徒等に対する教育施策 ・特別の教育課程（個別の指導計画） ・学習権
	言語と社会	言語と社会	④言語と社会の関係	(3)学習環境作り ・日本の教育制度 ・支援体制（学校・地域） (4)地域の現状 ・多文化共生 ・エスニック・コミュニティー ・集住，散在
			⑤言語使用と社会	(5)学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ・マルチリンガリズム ・生育環境 ・言語生活
			⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)多文化家族と子供の文化適応 ・アイデンティティー ・文化適応 ・自文化中心主義
	言語と心理	言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	(7)言語習得と認知発達 ・発達段階と言語習得 ・母語，継承語，第二言語 ・生活言語能力と学習言語能力 ・言語能力の評価
			⑨異文化理解と心理	(8)教育・発達心理学 ・リテラシーの発達 ・特別支援のニーズ ・社会化

言語に関わる領域	言語と教育	(9)日本語指導のコースデザイン ・コースデザインの手順と実際 ・指導計画の策定 ・初期の指導（サバイバル日本語，文字・語彙，文型） ・中期の指導（リテラシー（読み書き）） ・日本語と教科の統合学習 ・キャリア支援	
		⑩言語教育法・実習	(10)参与観察・教育実習（模擬授業を含む） ・実習 （授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動） ・現場へのフィードバック
			(11)内省 ・実践の内省 ・事例を通じた内省 ・対話を通じた内省
	言語	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(12)異領域との協働 ・地域の関連機関の視察 ・異領域の関係者との交流
		⑫言語教育と情報	(13)児童生徒等のための教材・教具のリソース ・教材・教具の作成 ・著作権
		⑬言語の構造一般	
⑭日本語の構造			
⑮言語研究			
⑯コミュニケーション能力			

（備考）関連ページ：p.27 表4「児童生徒等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

5. 難民等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

難民等に対する日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容
社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)世界における難民等の現状 (2)日本における難民等の現状
		②異文化接触	(3)日本の難民等受入れの経緯と基本的な受入れ方針及び受入れ体制等 ・インドシナ・条約・第三国定住難民 ・中国帰国者 ・その他、特別な背景により在留を認められた者
		③日本語教育の歴史と現状	(4)難民等に対する日本語教育 ・インドシナ・条約・第三国定住難民に対する日本語教育 ・中国帰国者に対する日本語教育
教育に関わる領域	言語と社会	④言語と社会の関係	(5)難民等の多様性 ・言語背景、文化的背景 ・日本での言語使用目的・環境
		⑤言語使用と社会	(6)難民等の社会参加 ・地域支援関連情報 ・エンパワーメント (7)難民等のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(8)難民等の異文化受容・適応 ・異文化間トランス
言語に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	(9)学習者要因 ・学習動機と学習継続意識
		⑧言語習得・発達	(10)言語習得と言語喪失 ・バイリンガル ・学習者スタイル
		⑨異文化理解と心理	(11)教育・発達心理学 ・特別支援のニーズ ・適応障害 ・PTSD、トラウマ
言語と教育	⑩言語教育法・実習	(12)演習 ・対象別指導法 (初等教育未修了者に対する日本語教育、生涯学習としての日本語教育、進学・就職のための日本語教育等) ・教室活動 ・実習（教室活動への参加や参与観察、支援活動） ・教材作成 ・評価及びフィードバックの方法	

		<ul style="list-style-type: none"> ・自律学習 ・課題の共有（対支援関係者） ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化（経験や他者を通して学ぶ力の育成）
	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
	⑫言語教育と情報	(13)難民等のための教材・教具のリソース ・通信, eラーニング, ICTツール (SNSなど)
言語	⑬言語の構造一般	
	⑭日本語の構造	
	⑮言語研究	
	⑯コミュニケーション能力	(14)異文化調整能力 ・専門家以外に対する学習者の日本語能力の伸びや変化等に関する説明

(備考) 関連ページ：p.29 表 5 「難民等に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

6. 海外に赴く日本語教師【初任】研修における教育内容

海外に赴く日本語教師【初任】研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容
社会・文化に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)国際関係・国際情勢 ・赴任国・地域等と日本との関係・情勢
		②異文化接触	(2)海外における日本語学習者の状況 ・赴任国・地域等における日本語・日本文化との接触状況
		③日本語教育の歴史と現状	(3)赴任国・地域等の日本語教育事情
	言語と社会	④言語と社会の関係	(4)赴任国・地域等の言語施策 ・赴任国・地域等における言語教育施策 ・赴任国・地域等における日本語の位置付け ・教育機関相互の言語教育の接続 (アーティキュレーション)
		⑤言語使用と社会	(5)日本語とキャリア開発
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)赴任国・地域等における多文化社会 ・複文化・複言語/多文化・多言語 ・日系社会と継承語教育, アイデンティティ
		⑦言語理解の過程	
	言語と心理	⑧言語習得・発達	(7)言語習得と人の発達 ・発達段階に応じた言語学習 ・母語と第二言語の習得 ・言語習得と人間形成
		⑨異文化理解と心理	
		⑩言語教育法・実習	(8)演習 ・対象別指導法 ・教材分析・教材作成 ・評価法 ・授業観察・模擬授業 ・振り返り・自己点検 ・シラバス・カリキュラム作成・改善*
言語に関わる領域	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(9)異文化マネジメント ・異文化理解教育 ・コミュニケーションに関する言語・文化間対照	
	⑫言語教育と情報	(10)教材・教具のリソース ・eラーニング, ICTツール (SNS など)	
	⑬言語の構造一般	(11)赴任国・地域等の言語との対照	
	⑭日本語の構造		
言語	⑮言語研究		
	⑯コミュニケーション能力		

コミュニケーション

コーディネート能力

- (12)赴任国・地域の言語での基礎的なコミュニケーション能力
- (13)海外での実務及び関係者との連携のための能力
 - ・マネジメント能力
(セルフマネジメント, チームマネジメント*)
 - ・ネットワーク能力*
 - ・人材育成能力*
 - ・危機管理能力

(備考1) *は、日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力であるが、赴任国・地域等の事情等必要に応じて、海外に赴く日本語教師【初任】の研修に組み込む場合がある項目。

研修内容は、赴任先及び研修受講者の日本語教育経験等によって異なるものであり、上記全ての内容を必須とするものではない。

(備考2) 関連ページ：p.30表7「海外に赴く日本語教師【初任】に求められる資質・能力」

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知する制度とする。
- この制度を基に、関係省庁が連携し、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る。

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省文科省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省文科省

教育関係

○外国人の子どもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省法務省厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携 法務省
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供 厚労省
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供 総務省
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供 経産省

日本語教師に関する民間試験（概要）

	日本語教育能力検定試験	全養協日本語教師検定
実施主体	公益財団法人日本国際教育支援協会	一般社団法人全国日本語教師養成協議会
対象	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教員となるために学習している者 日本語教員として教育に携わっている者 	国内外の日本語教育に携わる方 日本語教師志望の方、日本語教育に関心のある方
目的	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教員の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか 状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうか 	内外の日本語教育の現場において、日本語を的確に教えるために直接必要とされる実践的な知識・能力を測る。
実施回数	年1回、全国7地区	年1回、全国8か所
受験料	14,500円（税込）	6,000円（税込）
実績 (令和3年度)	応募者数：10,216名、合格者数：2,465名 ※昭和62年から実施	申込者数：106名、合格者数：74名 ※平成18年から実施
試験内容	<p><u>試験Ⅰ（90分、配点：100点）</u> 原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。</p> <p><u>試験Ⅱ（30分、配点：40点）</u> 試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、音声を媒体とした出題形式で測定する。</p> <p><u>試験Ⅲ（120分、配点：100点）</u> ※記述式1問（400字程度）出題 原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。</p>	<p><u>試験Ⅰ（72問：90分：マークシート選択式）</u> 教育現場で求められる、日本語のルール、教授法、授業展開等に関する専門的な知識を問う客観テスト</p> <p><u>試験Ⅱ（4問に対して記述6箇所：70分：記述式）</u> 初級並びに中上級レベルの教室活動をVTRで視聴し、教授活動等に関わる問題点を記述させることにより、実践的教授技術能力を問う主観テスト</p>
その他	法務省告示校教員の要件の一つ	

現行の学校等の認可基準等（主なもの）

区分	法務省告示校 日本語教育機関の告示基準（※1）（平成28年7月22日出入国在留管理庁策定）	専修学校 学校教育法（昭和22年法律第26条） 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）	各種学校 学校教育法（昭和22年法律第26条） 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）	大学 学校教育法（昭和22年法律第26条） 大学設置委基準（昭和31年文部省令第28号）
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、組織的な教育を行うこと	学校教育に類する教育を行うこと	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること ※併せて、この目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する
設置者	・国、地方公共団体 ・その他（経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり）	・国、地方公共団体 ・その他（経営するために必要な経済的基礎・を有する者等）	制限なし	国、地方公共団体、学校法人
入学資格	入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有すること	専門課程、高等課程、一般課程の別による	制限なし	高校卒業程度
修業年限	1年以上（特に必要と認める場合には6か月以上）2年以下	1年以上	1年以上（但し、簡易な技術、技芸等の課程は3か月以上1年未満）	4年（医・歯・薬等の例外あり）
卒業要件	年間760単位時間以上（1単位時間45分以上）	昼間学科：年間800単位時間以上、 夜間学科：年間450単位時間以上 （1単位時間50分を標準）	原則年間680時間以上（解釈上1単位時間50分を標準）	4年以上の在学・124単位以上（医・歯・薬等の例外あり）（1単位45時間の学修）
教育内容	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	専門課程、高等課程、一般課程の別による	規定なし	当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要かつ体系的なもの
生徒（学生）数	教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数（開設時は100名以内）	教育を受ける者が常時40人以上であること（同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める（同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下）	収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定める（同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備等を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする）
教員資格	・大学又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し卒業等した者 ・学位の学位を取得し、かつ文化庁への届出がなされた研修を420単位時間以上受講し修了した者 ・公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者 等	専門課程、高等課程、一般課程の別による	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者	職種により、学位や大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者等の要件を満たす者
教員数	3人以上（生徒定員20人につき1人以上の教員） ・教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定め、1人配置すること	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	課程及び生徒数に応じて必要な数（3人以上）	学部の種類及び規模に応じて定められた数と大学全体の収容定員に応じて定められた数の合計以上
校舎の面積	115平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.3平方メートル以上	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	115.70㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31㎡以上（特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない）	学部の種類及び規模に応じて定められた数以上
施設・設備等	必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備	校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない	組織及び規模に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等）及び研究室等の専用の施設や附属施設を置くものとする
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	規定なし	実施・公表が努力義務	実施・公表が努力義務	認証評価機関による評価の実施・公表が義務

（※1） 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準

（※2） 上記はいずれも各学校等に係る基準のうち主なものを記載したものである。

学校の設置認可の申請書等記載事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校及び義務教育学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。）については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 位置

四 学則

五 経費の見積り及び維持方法

六 開設の時期

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項

二 部科及び課程の組織に関する事項

三 教育課程及び授業日時数に関する事項

四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

五 収容定員及び職員組織に関する事項

六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

八 賞罰に関する事項

九 寄宿舎に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行う区域に関する事項

二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

大学の情報公表事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること

六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。

3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。

4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

一 卒業又は修了の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

現行の日本語教育機関の告示基準における自己評価に関する考え方

○日本語教育機関の告示基準解釈指針

〔点検・評価〕

十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行うこととしていること。

→ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、学校教育法に基づき教育活動や学校運営状況について自己評価を行っている場合、当該自己評価が、この号のイの解釈指針に掲げる項目を満たしており、外国人留学生を受け入れる機関としての観点から評価を行っているのであれば、当該自己評価及び公表を行った年については、この号の基準を満たすものとする。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

→ 従前の「日本語教育機関の運営に関する基準」では努力規定だったが、学校教育法第42条及び準用規定に基づき、学校教育法上の学校種はすべてからく自己評価を行うこととなり、日本語教育機関についても自己評価を行うこととしたもの。なお、自己点検・評価を行う際の項目は各日本語教育機関が判断すべきことであるが、必要と思われる項目としては次に掲げる事項が考えられる。

(1) 教育の理念・目標

日本語教育機関の理念、目的・目標や育成する人材像が明確となっているか、その内容が社会のニーズに合致したものとなっているかといった観点

(2) 機関運営

日本語教育機関の理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか、組織運営や人事、財務管理に関する規定や意志決定システム、コンプライアンス体制が整備されているかといった観点

(3) 教育活動

教育理念等に沿った教育課程が体系的に編成されているか、生徒が到達すべき日本語能力の目標が明示されているか、成績評価や進級、修了の判定基準は明確となっているか、また、適切に運用されているか、教員の指導力向上のための取組、教育課程の改善のための取組が行われているかといった観点

(4) 学修成果

生徒の日本語能力の向上が図られているか、生徒の日本語能力が機関が定める到達目標に達しているか、生徒の進路を適切に把握しているかといった観点

(5) 生徒支援

生徒に対する学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか、健康管理や日本での生活指導などへの支援体制が整備されているか、防災や緊急時における体制が整備されているかといった観点

(6) 教育環境

日本語教育機関の施設・設備が十分かつ安全に整備されているか、教材は適切か、学習効率を図るための環境整備がなされているかといった観点

(7) 入学者の募集

入学者の募集は適切に行われているか、その際に日本語教育機関の情報は正確に伝えられているか、授業料等は適切かといった観点

(8) 財務

中長期的に財務基盤は安定しているか、予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか、財務について会計監査は適切に行われているか、財務情報の公開の体制はできているかといった観点

(9) 法令遵守

出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営、個人情報の保護の取組、自己点検の実施と改善及びその公開を適切に行っているかといった観点

(10) 地域貢献・社会貢献

日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献、生徒のボランティア活動への支援、公開講座等の実施などの取組を行っているかといった観点

ロ 結果を公表すること。

→ 自己点検・評価の結果については、毎年ホームページや刊行物等で広く社会に公表することとしていること。

専修学校における学校評価ガイドライン概要

平成19年：学校教育法の改正

自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年度5月～2月：専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

〈定義〉

自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価

第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
- ※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像
 - ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等
- 教育活動
 - ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
 - ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
 - ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等
- 生徒・学生支援
 - ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
 - ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

大学の認証評価項目に関する法令の規定

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）
（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条（略）

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ 教員組織に関すること。

ハ 教育課程に関すること。

ニ 施設及び設備に関すること。

ホ 事務組織に関すること。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ 財務に関すること。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3（略）

その他参照条文①

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

その他参照条文②

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ （略）

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

⑤ （略）

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④～⑥ （略）

第一百三十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）【抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3～7 （略）

（検討）

附則第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一～四 （略）

○「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」（令和3年8月20日日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議）【抜粋】

日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて

1. 制度の目的

我が国に在留する外国人は年々増加しており、質の高い日本語教育の機会の確保は喫緊の課題となっている。一方で、国内における日本語教育を行う機関は多種多様であり、現在これらの機関における日本語教育の質の維持向上のための共通の指標が存在せず、各機関によって様々な水準の日本語教育が提供されており、学習者や外国人を雇用する企業等は、各教育機関から提供される日本語教育の水準を確認することが困難な状況に置かれている。

このため、学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるようにするため、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的によって見える化するとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することが必要である。

また、多様な日本語教育を行う機関の質が保証されていくことは、公認日本語教師が活躍することが期待される場を明確化することにつながるものである。

3. 日本語教育機関の類型と申請主体

日本語教育機関の類型は、「留学」「就労」「生活」の3類型とする。（略）

4. 制度の詳細

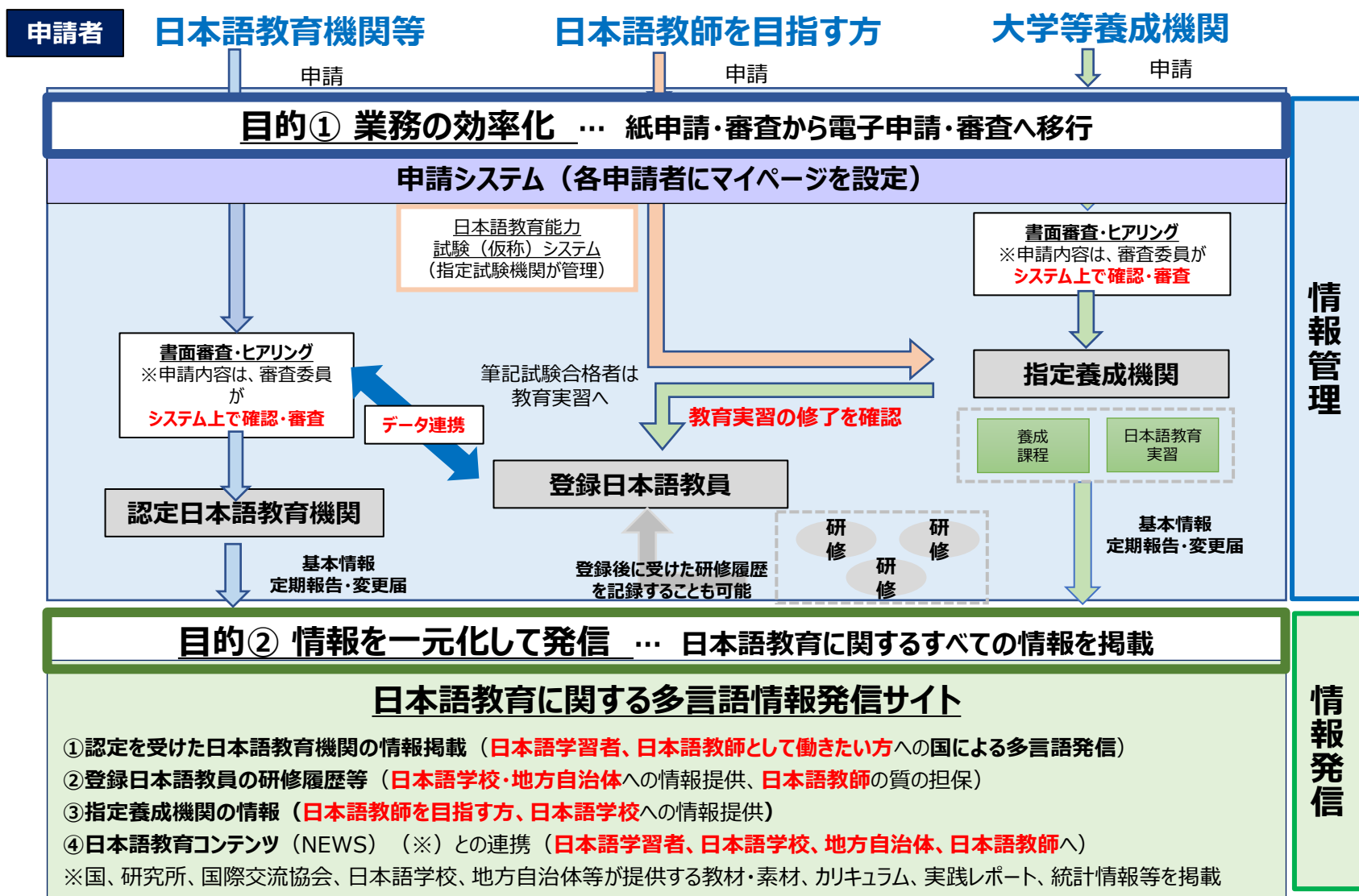
（1）評価制度の性質

評価制度は、「機関単位」の認定とする。また、評価制度は、標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とするが、今後ニーズに応じて、優良な日本語教育機関の拡充を目的とした優良機関評価制度についても段階的に検討することとする。

過去の新規資格の創設等における経過措置年数の事例

資格名	法制定・改正時期等	経過措置年数	経過措置内容等
理容師	昭和22年・理容師法制定	施行後3年	法施行の際に美容を業としている者は業務を継続できる
水道技術管理者	平成13年・水道法改正	施行後3年	専用水道の水道技術管理者について、資格を有する者であることを求めない
(と畜場) 衛生管理責任者 作業衛生責任者	平成15年・と畜場法改正	施行後3年	法施行の際現にと畜場の衛生管理や作用衛生の業務に従事している者で3年以上の経験を有する者が衛生管理責任者や作業衛生責任者になれる
司書	昭和25年・図書館法制定	施行後5年	法施行時に司書等の職に従事する者等は司書となる資格を有する(経過措置期間のみ)等
歯科技工士	昭和30年・歯科技工士法制定	施行後(約)5年	法施行の際現に歯科技工の業務を行っている者等は、歯科技工を行うことができる等
保育教諭	平成24年・認定こども園法改正	施行後5年 (後に10年に延長)	幼稚園教諭の免許又は保育士資格の片方しか有さない者でも保育教諭になれる等

I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ（関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定）

(参考)日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System)を公開・運用。



利用者は多言語情報ポータルサイトにアクセスすればNEWS内の教材等にもアクセスできるようになり、日本語教育情報の一元化を図る。

○コンテンツ所有者（例）

- ・各府省庁
- ・国立国語研究所
- ・国際日本語普及協会
- ・国際交流基金
- ・大学・日本語学校
- ・地方自治体
- ・国際交流協会 等

○コンテンツ本体（例）

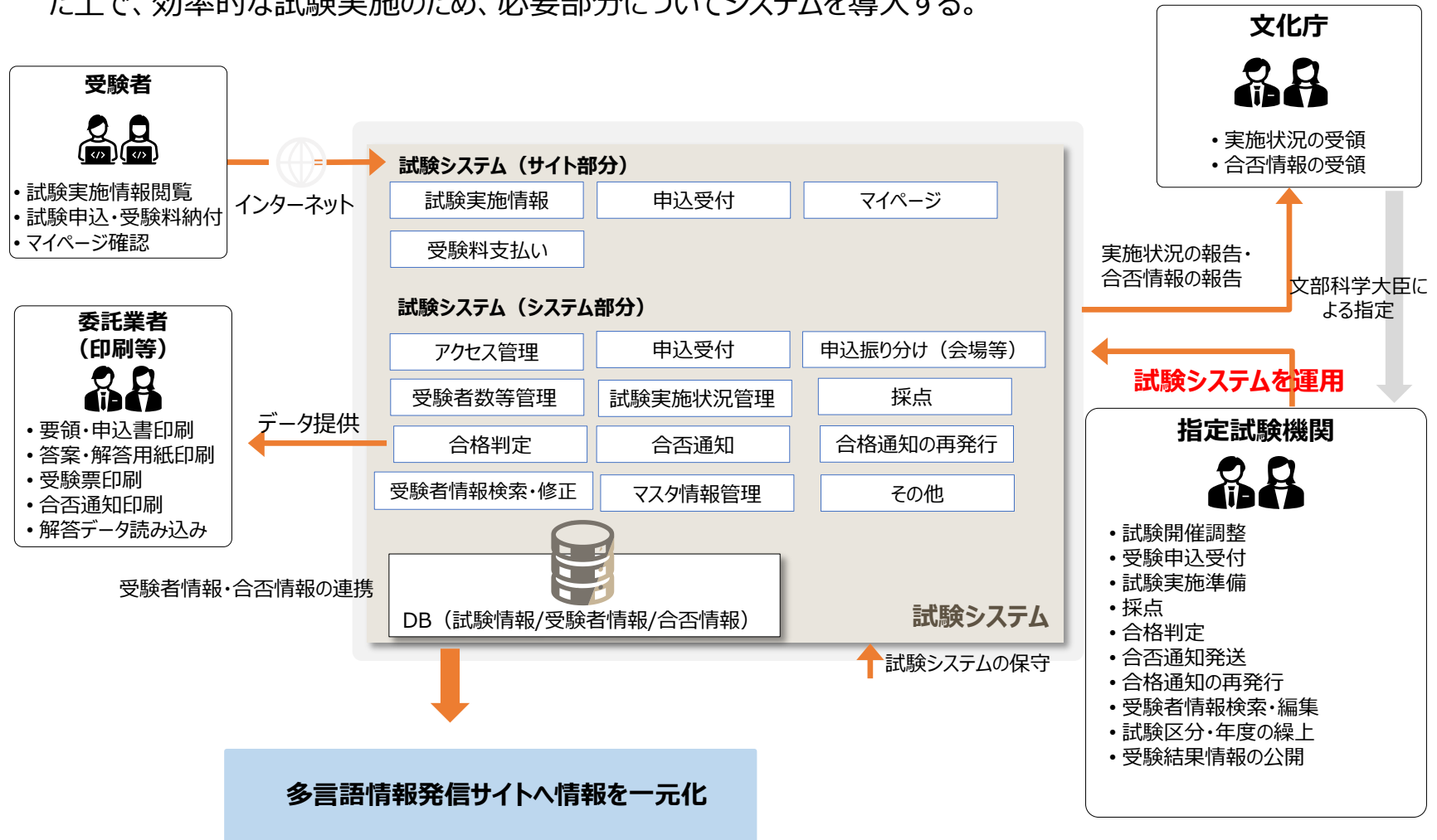
- ・教材・素材
- ・多言語情報
- ・カリキュラム・シラバス
- ・実践レポート
- ・調査報告
- ・研究論文
- ・政策・提言
- ・統計情報 等

○コンテンツ利用方法

- ・直接ダウンロードして利用
- ・コンテンツ所有者サイトに移動して利用

II 日本語教師の資格試験システム イメージ（案）

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



【調査概要】

調査実施期間：9月15日(木)～9月30日(金)

回 収 数:

- ①法務省告示校【188/815(23.1%)】および留学生別科【22/47(46.8%)】
- ②都道府県【32/47(68.1%)】・政令指定都市【8/20(40.0%)】、国際交流協会【107/325(32.9%)】
- ③日本語教師【903】
- ④日本語学習者【留学生(1,115)/日本語教室(63)】

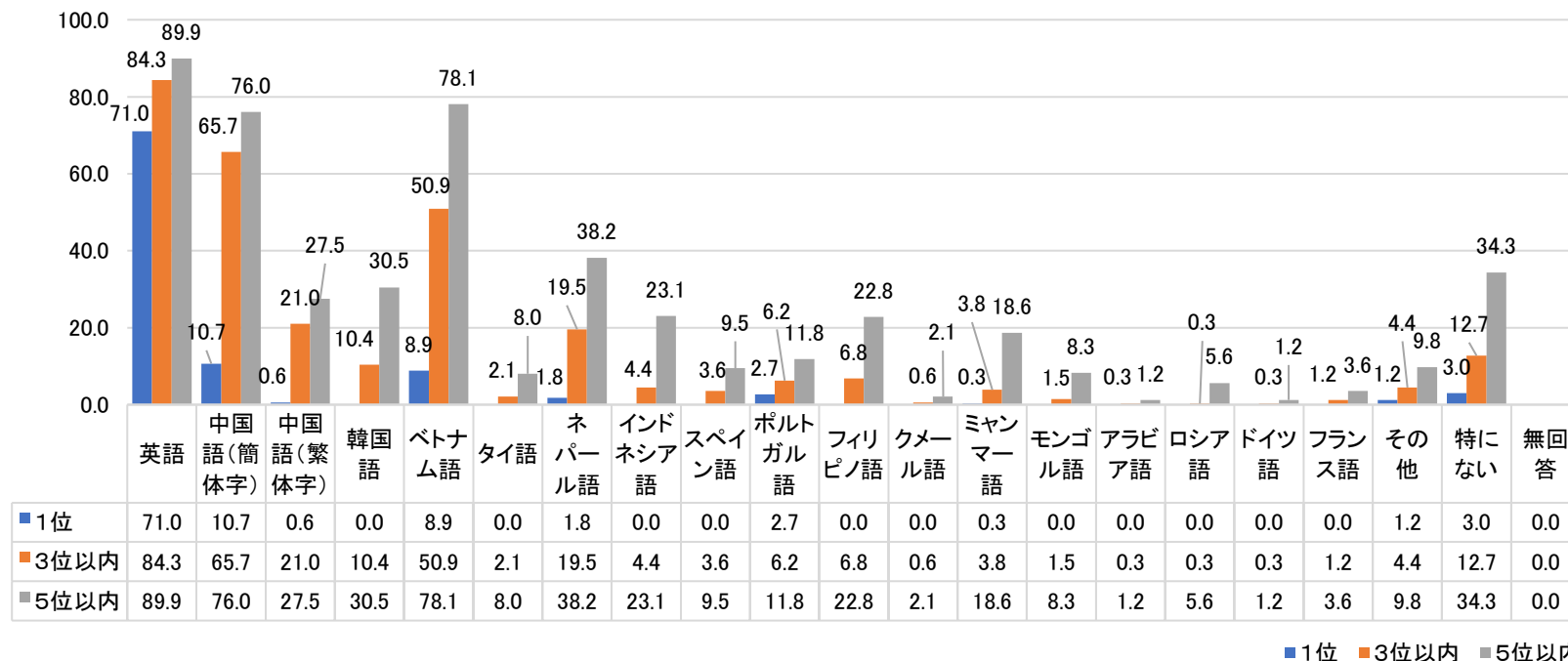
※【 】内は、【回収数/配布数(回収率)】を表示、ただし日本語教師、日本学習者は回収数のみ

調 査 方 法: WEBによる調査

調 査 目 的: 新しく構築予定の多言語情報発信サイトをより多くの方に活用いただけるよう、日本語教育機関、日本語教師、日本語学習者を対象に、アンケート調査を実施し、そのニーズを把握する。

＜全体＞

(n=338)



＜5位以内順位＞

順位	言語
1	英語
2	ベトナム語
3	中国語(簡体字)
4	ネパール語
5	韓国語
6	中国語(繁体字)
7	インドネシア語
8	フィリピン語
9	ミャンマー語
10	ポルトガル語

＜5位以内順位(英語を公用語とする圏除く)＞

順位	言語
1	英語
2	ベトナム語
3	中国語(簡体字)
4	ネパール語
5	韓国語
6	中国語(繁体字)
7	インドネシア語
8	ミャンマー語
9	ポルトガル語
10	スペイン語

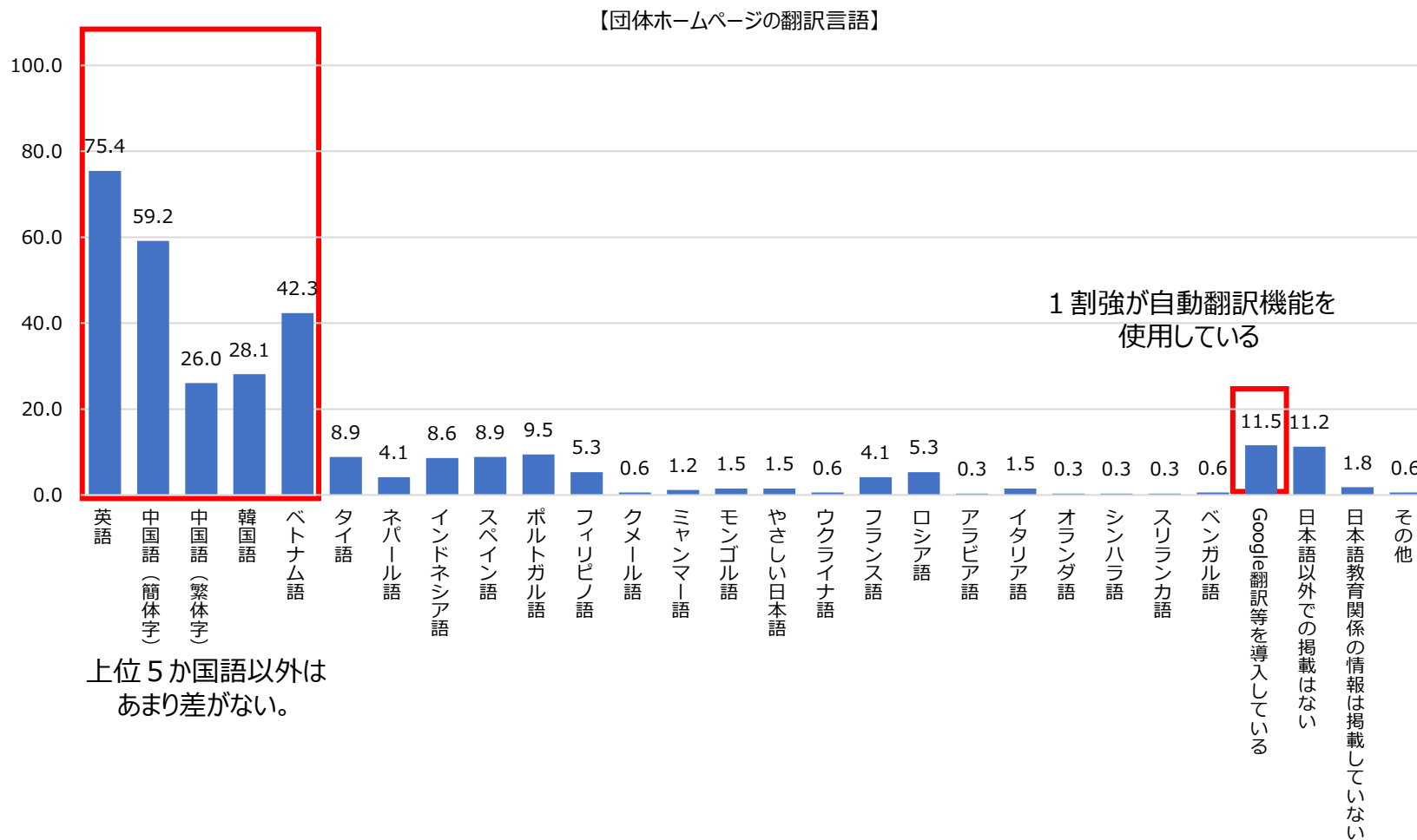
1位は英語、3位以内では英語・中国語(簡)・ベトナム語、5位以内ではそれにネパール語・韓国語。

【日本語教育機関の団体ホームページ翻訳言語について】

調査対象：法務省告示校・留学生別科および都道府県・政令指定都市、国際交流協会

<全体>

(n=338)



【日本語学習を希望する外国人への発信情報内容】

＜告示校・留学生別科＞

●掲載したい内容 (n=210)

	内容	%
1	学校等の周辺環境（都市含む）に関する情報	61.9
2	学校等までの交通の利便性	56.2
3	進学先・就職先など実績情報	51.0
4	進学・就職に関するサポート状況の情報	47.6
5	学校・クラスの雰囲気に関すること	42.9
6	住居など暮らし面でのサポートに関する情報	41.4
7	授業内容やレベルに関する情報	40.5

告示校・留学生別科では「学校周辺環境に関する情報」が6割以上で1位。

＜都道府県・政令指定都市、国際交流協会＞

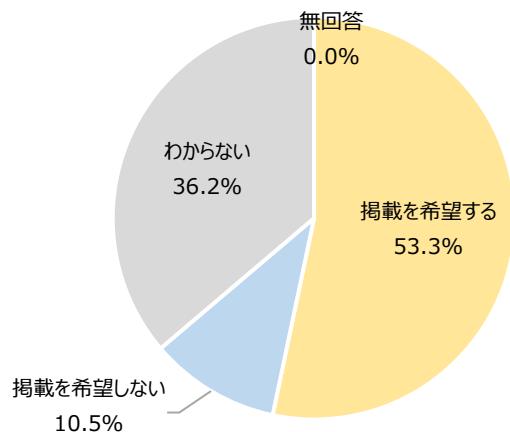
●掲載したい内容 (n=128)

	内容	%
1	教室へのアクセス情報	71.9
2	授業の形態（対面・オンラインなど）	67.2
3	日本語教室のレベルに関する情報	66.4
4	教室や地域での交流イベントに関する情報	46.9
5	使用する日本語学習教材の情報	43.0
6	クラスの雰囲気に関する情報	40.6

都道府県。政令指定都市、国際交流協会では「教室のアクセス情報」が7割以上で1位。

【国の定めた情報以外の各団体で
用意する原稿の掲載希望】 53.3%

(n=210)

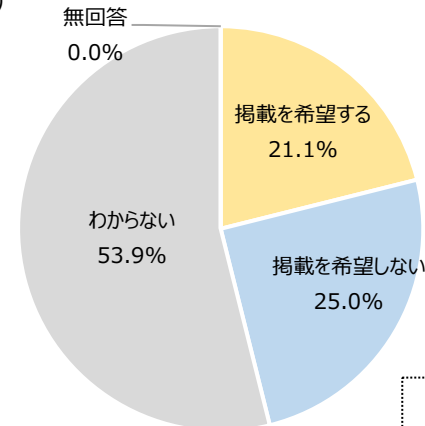


掲載希望は5割以上。

＜掲載希望内容＞
 ・SNS情報（42）
 ・ホームページ（7）
 ・各機関のPR、特徴、特色（4）
 ・学生・在学生の声（3）

【国の定めた情報以外の各団体で
用意する原稿の掲載希望】 21.1%

(n=128)



掲載希望は約2割。

＜掲載希望内容＞
 ・クラスの様子など（7）
 ・SNS情報（5）

【日本語教育機関を探す際に必要な情報】

<日本語学習者（留学生）>

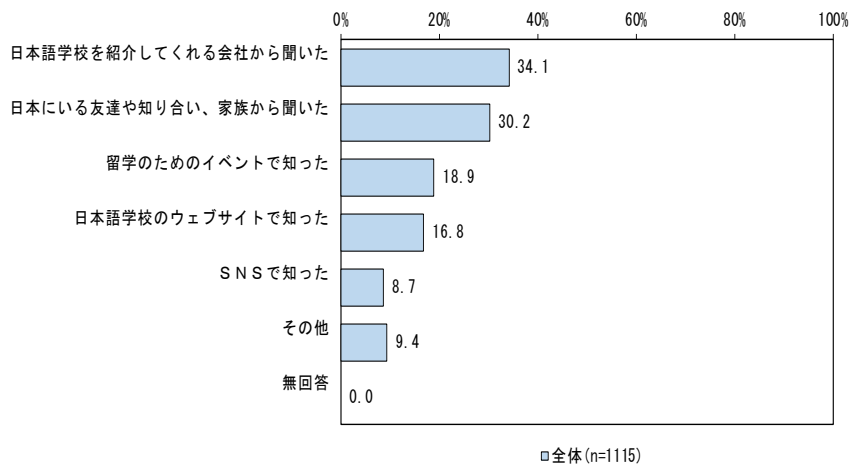
●必要な情報 (n=1,115)

	内容	%
1	卒業生の声や同じ国の人のコメント	36.3
2	授業料のほかに必要な費用ぜんぶでいくらかかるか	31.7
3	進学就職に関するサポート	30.9
4	日本語能力試験（JLPT）や日本留学試験（EJU）受験のサポートがあるかどうか	30.8
5	授業の内容やレベルについて	30.2

※30%以上の項目

卒業生などの生の声や、かかる費用、進学・就職サポートなどが上位に上げられた。

●今、学んでいる日本語学校をどうやって知ったか



<日本語学習者（日本語教室）>

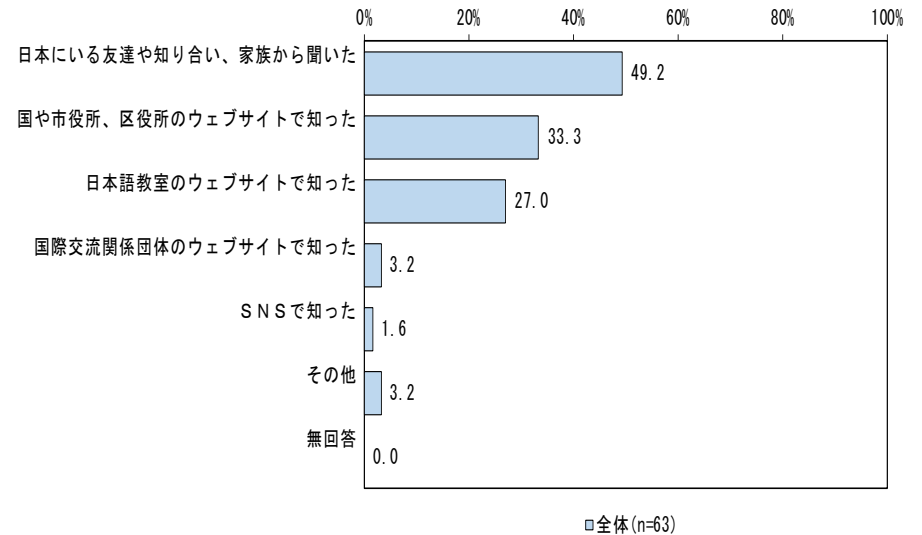
●必要な情報 (n=63)

	内容	%
1	教室がある町や場所のこと	39.7
2	授業の内容やレベルについて	38.1
3	教室までの行き方（電車、バスなどでどうやって行くか）	31.7

※30%以上の項目

教室がある町や場所、授業の内容やレベルなどが上位に上げられた。

●今、学んでいる日本語教室をどうやって知ったか



【日本語教育機関に不足していると思われる情報（日本語教師からの回答）】

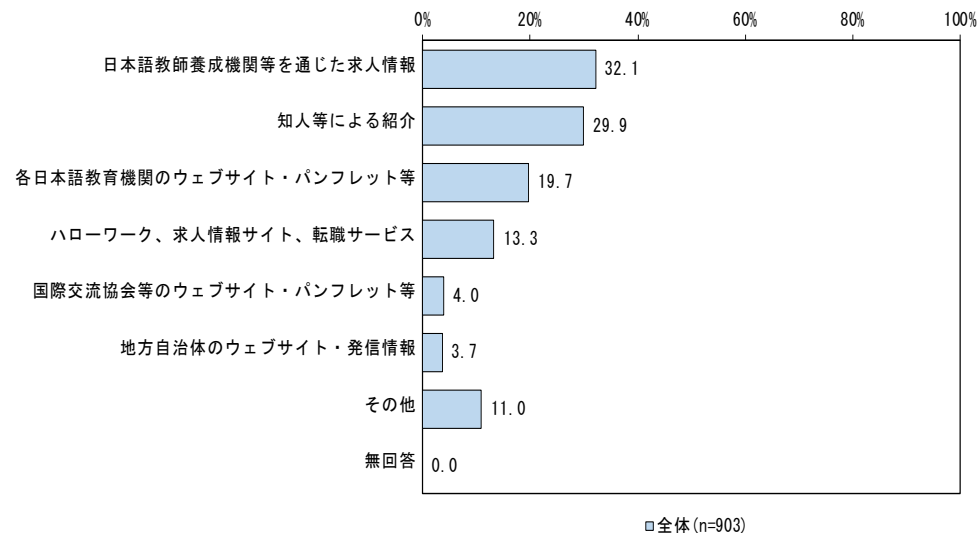
日本語学習を希望する外国人が日本語教育機関（地域日本語教室を含む）を選ぶ際に必要と思われる情報のうち、現在不足している（あまり公開されていない）と思われる情報

(n=903)

	内容	%
1	授業内容やレベルに関する情報	32.8
1	住居など暮らし面でのサポートに関する情報	32.8
3	授業以外に参加できる交流プログラム等の情報	29.6
4	授業料以外に必要な費用	28.2
5	進学・就職に関するサポート状況の情報	26.9
6	進学先・就職先など実績情報	25.0
7	学校等の周辺環境（都市を含む）に関する情報	23.7
7	奨学金に関する情報	23.7
8	学習サポートなどの情報	21.4
9	学校等の利用可能な施設、サービス	20.3
10	日本留学試験（EJU）や日本語能力試験（JLPT）受験のサポートに関すること	19.5
11	国別の在学生の状況	19.2
12	学校・クラスの雰囲気に関すること	18.4
13	担当する教師に関する情報	17.8
14	授業日数・時間数などに関する情報	13.8
15	学校等までの交通の利便性	10.6
	その他	5.5
	わからない	13.1

アンケートで示した選択肢のうち、30%以上が2項目（太字）、29%以上では9項目が「不足している情報」として挙げられた。

● 現在、勤務する日本語教育機関を知ったきっかけ

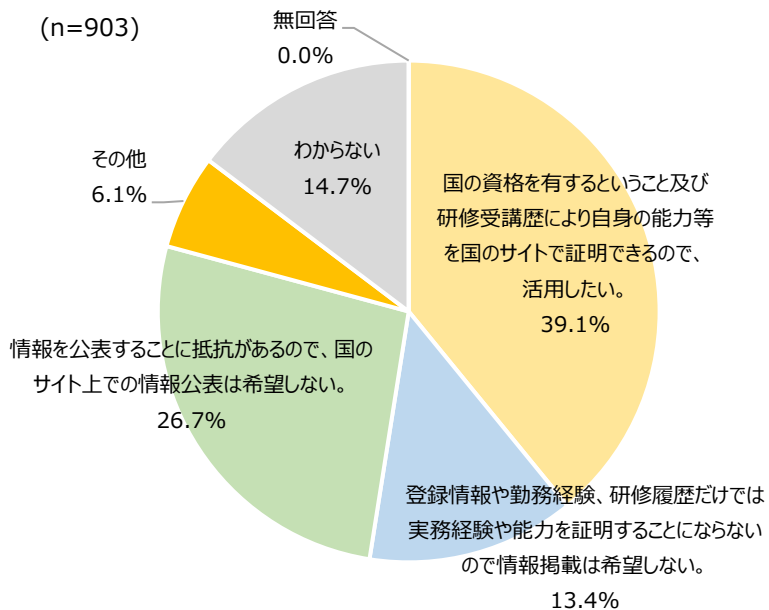


現在勤務する日本語教育機関を知ったきっかけは、「日本語教師養成機関を通じた求人情報」が3割強と最も高いが、「知人による紹介」も3割近くに上る。

登録日本語教員の情報活用について

<登録日本語教員の情報の活用希望>

<活用したい機能>



登録日本語教員の情報活用については、「活用したいが」約4割、「情報掲載・公開を希望しない」が約4割と拮抗している。

<その他の意見>

- 公開したい（条件付き等で）
 - ・情報の選択ができれば公開したい。
 - ・登録情報が教師の能力の証明にはならないが、一定の能力の証明にはなるので公開したい。
 - ・活用方法や個人情報の扱いに問題なければ活用したい。
- 公開したくない、公開に迷う
 - ・個人情報などの公開に不安がある。
 - ・公開先の範囲が不明なため公開に迷う。
 - ・公開情報の制限が可能かどうか分からないので公開に迷う。

(n=353)

